

第4次新座市基本構想総合振興計画

後期基本計画

(素案)

平成28年度～平成32年度

目次

I 計画の基本的な考え方

1 計画のあらまし	3
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
(3) 他の計画との関係	
2 計画の背景	5
(1) 地方創生総合戦略について	
(2) 前期基本計画の推進状況	
(3) 財政状況	
(4) 財政見通し	
3 計画策定の考え方	16
(1) 三つの重点戦略の展開	
(2) 将来を見据えて特に力を入れて取り組む施策の展開	
4 施策の体系	20

II 基本計画

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなでつくるまち～	46
1 市民参画による市政の推進	46
(1) 市民参画制度の確立	
(2) 開かれた行政の推進	
(3) 広聴・広報活動の充実	
第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～	49
1 ボランティア・市民活動の推進	49
(1) ボランティア・市民活動の支援	
(2) ネットワーク化の推進	
第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～	51
1 コミュニティ活動の推進	51
(1) 住民自治意識の高揚	
(2) コミュニティ活動の促進	
(3) コミュニティ施設の充実	
第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～	53
1 人権尊重社会の構築	53
(1) 人権教育の推進	
(2) 人権啓発・交流の推進	
(3) 相談・支援体制の充実	
第5節 男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～	55
1 男女共同参画社会の形成	55
(1) 男女共同参画意識づくりの推進	
(2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶	
(3) 男女共同参画のための環境整備	
(4) まちづくりへの男女共同参画	

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～	58
1 国際化の推進	58
(1) 国際交流の推進	
(2) 多文化共生のまちづくり	
2 平和意識の高揚	59
(1) 平和意識の高揚	

第2章 市民生活

第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～	62
1 地域総合防災力の充実	62
(1) 防災意識の高揚	
(2) 防災体制の整備	
(3) 消防体制の拡充	
2 危機管理体制の充実	64
(1) 危機管理体制の充実	
第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～	65
1 交通安全の確立	65
(1) 交通安全意識の高揚	
(2) 安全な交通環境の整備	
第3節 防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～	67
1 防犯体制の充実	67
(1) 防犯意識の高揚	
(2) 防犯体制の整備	
第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～	69
1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進	69
(1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進	
(2) 環境負荷の低減の意識の高揚	
2 やすらぎのある生活環境の整備	70
(1) 公害対策の推進	
(2) 環境美化の推進	
(3) 快適な生活環境の実現	
(4) 墓園・斎場等の整備	
(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進	
第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～	74
1 ごみ対策の推進	74
(1) ごみ減量化対策の充実	
(2) ごみ処理体制の整備	
(3) し尿処理対策	
第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～	76
1 地域産業の振興	76
(1) 地域産業の育成・支援体制の充実	
(2) 農商工の連携	
2 農業基盤の充実	77
(1) 農地の保全	
(2) 都市近郊型農業の振興	
(3) 身近な農業の推進	
3 商業基盤の充実	79
(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり	
(2) にぎわいのある商店街づくり	

4	工業基盤の充実	80
(1)	工業振興対策の充実	
5	勤労者福祉の向上	80
(1)	雇用の安定	
(2)	勤労者福祉の推進	
第7節	消費生活 ～消費者が安心できるまち～	82
1	安全で豊かな消費生活	82
(1)	消費生活の向上	
(2)	消費者への支援	

第3章 福祉・健康

第1節	地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～	86
1	地域福祉の充実	86
(1)	情報提供機能・相談体制の充実	
(2)	地域福祉活動への支援	
(3)	地域における担い手の育成と支援	
第2節	高齢者福祉 ～安心を支えるまち～	88
1	高齢者福祉の充実	88
(1)	暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進	
(2)	介護予防システムの充実	
(3)	サービス基盤の整備	
(4)	社会参加と健康づくりの推進	
第3節	児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～	93
1	子どもと子育て家庭の福祉の充実	93
(1)	子育て支援の推進	
(2)	保育サービスの充実	
(3)	子どもの権利擁護の推進	
(4)	ひとり親家庭福祉の充実	
(5)	経済的支援の充実	
第4節	障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～	99
1	障がい者福祉の充実	99
(1)	こころのバリアフリー化の推進	
(2)	生活環境のバリアフリー化の推進	
(3)	保健とリハビリテーションの充実	
(4)	福祉サービスのための環境整備	
(5)	自立と社会参加の支援	
(6)	生活向上のための経済的支援	
第5節	低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～	104
1	低所得者福祉の充実	104
(1)	相談体制の充実	
(2)	自立と生活の支援	
第6節	健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～	106
1	健康づくりの推進	106
(1)	健康づくり運動の推進	
2	保健衛生の向上	107
(1)	保健予防の推進	
(2)	保健・医療の連携強化	
第7節	国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～	110
1	国民健康保険の充実	110
(1)	保険制度の健全な運営	

(2) 健康増進活動の推進	
2 国民年金制度の推進	111
(1) 制度の周知	
(2) 相談業務の充実	

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～	114
1 就学前教育の充実	114
(1) 家庭教育のための学習機会の充実	
(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実	
(3) 幼稚園就園の支援	
第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～	116
1 教育内容の充実	116
(1) 児童生徒の学力向上	
(2) 心の教育の充実	
(3) 児童生徒の健康増進・体力向上	
(4) 特別支援教育の充実	
2 教職員の資質の向上	119
(1) 指導力の向上	
(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上	
3 教育環境の整備・充実	119
(1) 教育施設・制度の充実	
(2) 地域に開かれた学校の整備・充実	
(3) 学区域の弾力的運用と学校の適正配置	
(4) 就学・進学援助の充実	
第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～	123
1 青少年の健全育成の推進	123
(1) 青少年活動の充実	
(2) 青少年健全育成活動の支援	
第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～	125
1 生涯学習の推進	125
(1) 生涯学習機会の充実	
(2) 生涯学習施設の整備・充実	
(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実	
(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり	
(5) 関係機関との連携・協力	
第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～	129
1 文化芸術活動の振興	129
(1) 市民主体の文化芸術活動の振興	
(2) 文化芸術活動の施設の充実	
(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり	
2 文化財の保護・活用	131
(1) 文化財保護体制の充実	
(2) 文化財の活用と施設の整備	
第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～	134
1 スポーツ・レクリエーションの振興	134
(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
(3) スポーツ振興のための人材育成・活用	

第5章 都市整備

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～	138
1 計画的なまちづくりの推進	138
(1) 有効な土地利用の推進	
(2) 都市拠点の整備	
(3) 住民参画によるまちづくりの推進	
(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	
第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～	142
1 景観に配慮したまちづくり	142
(1) 景観形成の推進	
(2) 屋外広告物の適正化	
第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～	144
1 道路交通網の整備	144
(1) 生活道路の整備	
(2) 幹線道路の整備	
(3) ユニバーサルデザインによる道路整備	
2 道路管理の充実	146
(1) 道路の維持・補修	
(2) 橋梁の維持・補修	
(3) 私道整備への支援	
第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～	148
1 公共交通網の充実	148
(1) 都市高速鉄道12号線の延伸	
(2) 鉄道利用環境の整備	
(3) バス輸送サービスの充実	
(4) バリアフリー化の推進	
第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～	150
1 良好な自然環境の保全、活用、創出	150
(1) 緑地の保全・活用の推進	
(2) 緑地空間の創出	
2 憩いの場となる公園の充実	152
(1) 拠点となる公園の整備	
(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実	
第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～	154
1 河川・水路環境の整備	154
(1) 流域環境の整備	
2 治水対策の推進	155
(1) 治水安全対策の促進	
(2) 雨水流出抑制の推進	
第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～	156
1 上水道の安定供給	156
(1) 供給体制の充実	
(2) 経営基盤の強化	
2 下水道の整備促進	158
(1) 汚水排水対策の推進	
(2) 雨水排水対策の推進	

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～	162
1 誇りを持っていきいきと暮らせるまちづくり	162
(1) 市民参加・交流システムの構築	
2 フィールドミュージアムの形成	163
(1) ネットワークを支える「発見の径」づくり	
(2) フィールドミュージアムの見どころづくり	
(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり	
3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成	165
(1) 情報発信機能の強化	
(2) イベント・祭りなどの振興	
(3) プロモーション戦略の推進	
(4) 新座ブランドの開発・育成	
4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備	167
(1) 中核施設の整備検討	
(2) スローライフを実現する公園等の整備	
(3) 魅力ある都市空間の実現	

I 計画の基本的な考え方

- 1 計画のあらまし
- 2 計画の背景
- 3 計画策定の考え方
- 4 施策の体系

1 計画のあらまし

(1) 計画策定の趣旨

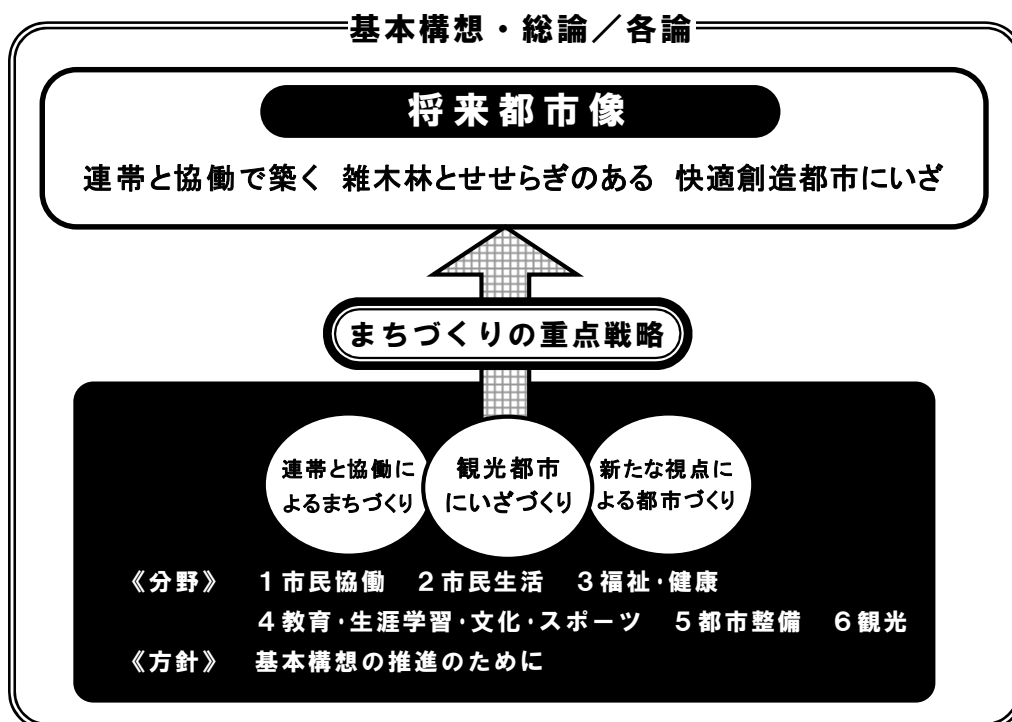
本市では、平成 22 年 12 月に平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする第 4 次新座市基本構想総合振興計画（以下「第 4 次基本構想」という。）を策定しました。これは、市の将来を展望し、総合的かつ計画的に行政を推進するために定めるもので、市政運営の根幹となるものです。

この第 4 次基本構想では、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと願う“理想のまち”を、「田舎」（自然環境に恵まれた人情味あふれる“まち”）の心地よさと「都会」（都市機能が充実した活気のある“まち”）の便利さを兼ね備えたまちであると定義しました。さらに、この“理想のまち”を目指し、「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」を将来都市像として掲げるとともに、この将来都市像の実現に向け、市民協働、市民生活、福祉・健康、教育・生涯学習・文化・スポーツ、都市整備、観光の各分野における施策の方向を位置付けています。

第 4 次基本構想では、この各分野における施策の方向を踏まえ、具体的な事業として位置付けるため、第 4 次基本構想の計画期間を前期と後期に分けて基本計画を策定することとしています。そのため、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間の計画期間とする第 4 次新座市基本構想総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）を策定し、様々な事業に取り組む中で第 4 次基本構想の推進を図ってきました。

第 4 次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）は、前期基本計画に位置付けた各事業の進捗状況等を踏まえ、景気の動向や国の制度改正等を見据えた今後の財政見通しを検証し、平成 28 年度から平成 32 年度までの第 4 次基本構想の後半 5 年間の各分野における事業を位置付けるために策定するものです。

■ 第 4 次基本構想の構成



(2) 計画の期間

後期基本計画は、第4次基本構想の推進期間である平成23年度から平成32年度までの10年間のうち、後半5か年に当たる平成28年度から平成32年度までを計画期間とします。

この計画期間内に位置付ける事業については、「Ⅱ 基本計画」の中で明らかにしていますが、計画期間内に特筆すべき実施内容があるものについては、個別にその内容を示した事業計画表を記載しています。

この事業計画表では、直近の課題等への具体的な対応を示すため、平成28年度から平成30年度までの3年間については各年度の事業計画を明らかにし、平成31年度及び平成32年度の2年間の事業計画と合わせて四つの区分により記載しています。

なお、後期基本計画は、毎年度の予算編成の基礎となるものですが、国における地方財政制度の見直しが行われた場合や、新たな課題などの発生により緊急に事業を実施しなければならない事態が生じた場合など、現状において想定が困難な状況が発生した場合においては、柔軟な対応を図っていくこととします。

また、社会情勢の変化により、計画内容と実態との間に大きな乖離が生じた場合は、後期基本計画の見直しを行います。

(3) 他の計画との関係

本市における全ての事業は、市の最上位計画である第4次基本構想に位置付けた基本方針及び施策の方向に基づき実施します。

この後期基本計画は、(1)で述べたとおり、この施策の方向を踏まえ、各分野における具体的な事業を位置付けるため策定するものです。

さらに、福祉、都市計画、教育などの特定の行政課題については、この後期基本計画に基づき、より具体的な事業を位置付けるため、必要に応じて各種行政計画を策定します。

このように、本市の市政運営については、体系的に計画を定めることにより、第4次基本構想に掲げた将来都市像の実現を目指して進めることとなります。

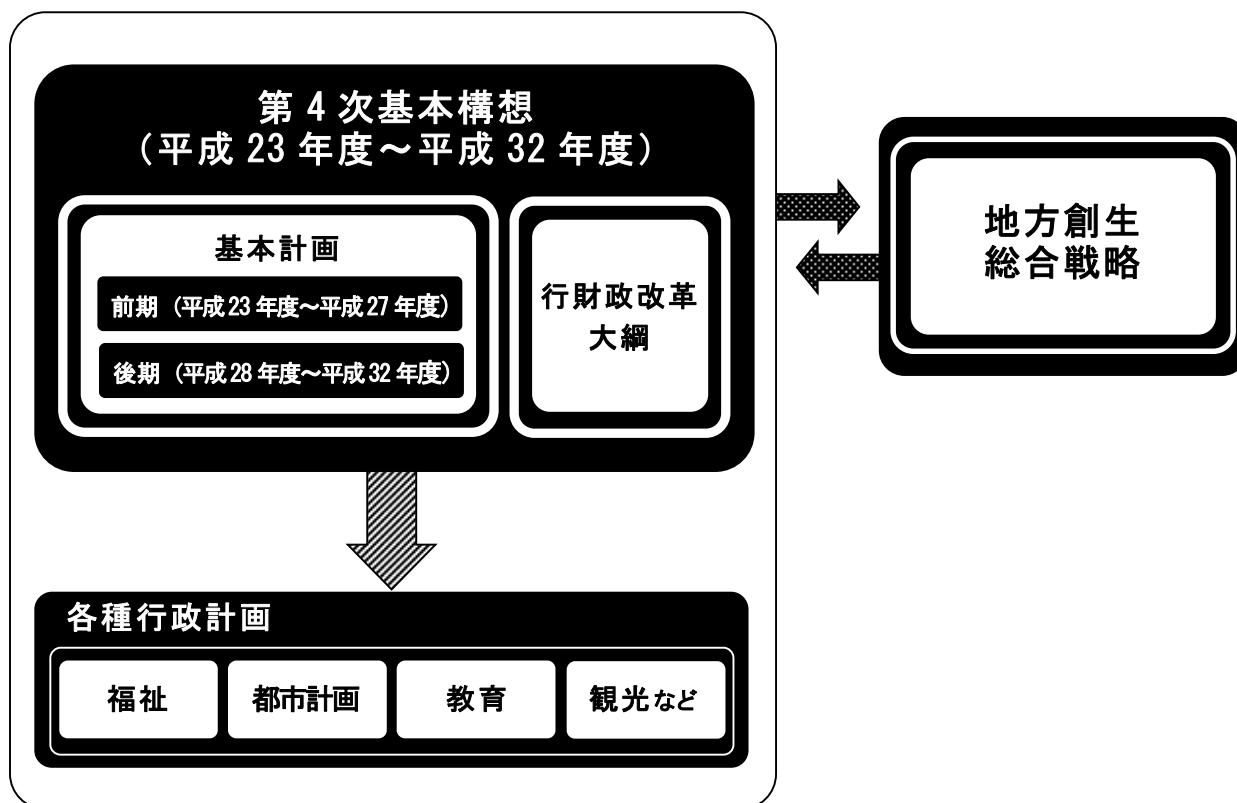
また、一方で、こうした各種行政計画に位置付けた事業を効率的・効果的に実現するためには、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的とした行財政改革に取り組む必要があります。

そこで、第4次基本構想で位置付けている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、別に定める第6次新座市行財政改革大綱において、その基本的な方針を明らかにするとともに、同大綱実施計画により、具体的な推進事項を位置付けることとします。

さらに、後期基本計画に位置付けている事業のうち、土地区画整理事業や観光都市にいざづくり、安全・安心なまちづくり、健康増進、子育て支援などといった、人口減少や少子高齢化の問題解決に向けた取組については、地方創生の観点から施策を整理、発展させ、新座市地方創生総合戦略（詳細は5ページ参照）に位置付けているこ

とから、同戦略との連携も図ることとします。

■ 第4次基本構想と各種行政計画との関係図



2 計画の背景

(1) 地方創生総合戦略について

国では、人口減少及び少子高齢化を克服し、将来にわたって活力ある社会の維持に向けた地方創生の取組を進めるため、我が国の人口の現状と平成72(2060)年までの将来展望を示すとともに、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これに基づき平成27年度から平成31年度までの5年間の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成しました。また、都道府県及び市町村においても、各地域の実情に応じた地方創生の施策を定める基本的な計画を策定するよう努めることとされたのを受け、本市では平成28年1月(予定)に新座市人口ビジョン(平成72(2060)年までの人口の将来展望)及びこれを踏まえた新座市地方創生総合戦略を策定しました。

この地方創生総合戦略は、将来見込まれる人口減少の回避と少子高齢化の抑制を図り、平成72(2060)年に総人口約18万6,000人を達成するため、本市が都市間競争の中でこれまで以上に多くの人に選ばれる市となり、転入者数及び定住人口の増加を促進することを目的に、平成27年度から平成31年度までの5か年で実施する地方創生の取組を位置付けているものです(地方創生の基本方針及び総人口の将来推計の考え方については6ページ以降を参照)。

本市では、これまでも住みよいまちづくりや地域の発展につながる取組として、土地
区画整理事業や都市高速鉄道 12 号線の延伸促進活動、観光都市にいざづくり、安全・
安心なまちづくり、健康増進、子育て支援などを積極的に進めてきたところですが、こ
れらは、正に人口減少や少子高齢化の問題解決に向けた取組そのものであり、国や他の
自治体に先駆けて推進してきたものといえます。本市の地方創生総合戦略では、これら
を地方創生に向けた取組として改めて位置付けるとともに、従来の取組の範囲にとどま
ることなく、より広い視野や新たな切り口を持って内容の拡充を図ることで、本市の強
みや特性を最大限にいかした地方創生を推進していくための計画として策定していま
す。

そのため、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間とする後期基本計画においても、地
方創生総合戦略に位置付けた市の将来に向けた方針等を踏まえ、地方創生の推進という
観点から事業の選択を行い、推進していくことが必要です。

地方創生の基本方針について

本市では、平成 72（2060）年に総人口約 18 万 6,000 人の達成を目指し、特に転入者
数及び定住人口の増加による人口増加に主眼を置いて、地方創生を推進します。

具体的には、市域の約 42%を占める市街化調整区域を有効に活用することで、本市は
これからも飛躍的な成長が期待できます。また、野火止用水、平林寺等の歴史的文化的資
産に恵まれているとともに、雑木林や農地も多く残された緑豊かなまちでもあります。
そこで、こうした本市の有する強みや特性を最大限にいかし、田舎の心地よさと都会の
便利さを兼ね備えた新座ならではの“理想のまち”を実現することで、住んでみたい、
ずっと住み続けたいと思っただけの魅力的なまちづくりを進め、都市間競争の中で
多くの人に選ばれる市を目指していきます。

そのため、都市高速鉄道 12 号線の延伸を何としてでも実現し、まずは馬場地区を始
めとした市中央部の約 370ha の広大な市街化調整区域において、（仮称）新座中央駅周
辺の土地区画整理事業を行い、住宅や商業施設のほか、緑豊かで防災機能を備えた公園
や、道の駅等の観光施設、医療施設、大学等、様々な都市機能を集約した新たな拠点の
整備を進めていきます。また、新座駅周辺の菅沢・あたご地区から野火止三・四丁目地
区にかけての約 163ha、大和田四丁目地区の約 23ha についても市街化区域へ編入し、土
地区画整理事業を実施することにより、土地の更なる有効活用を図ります。

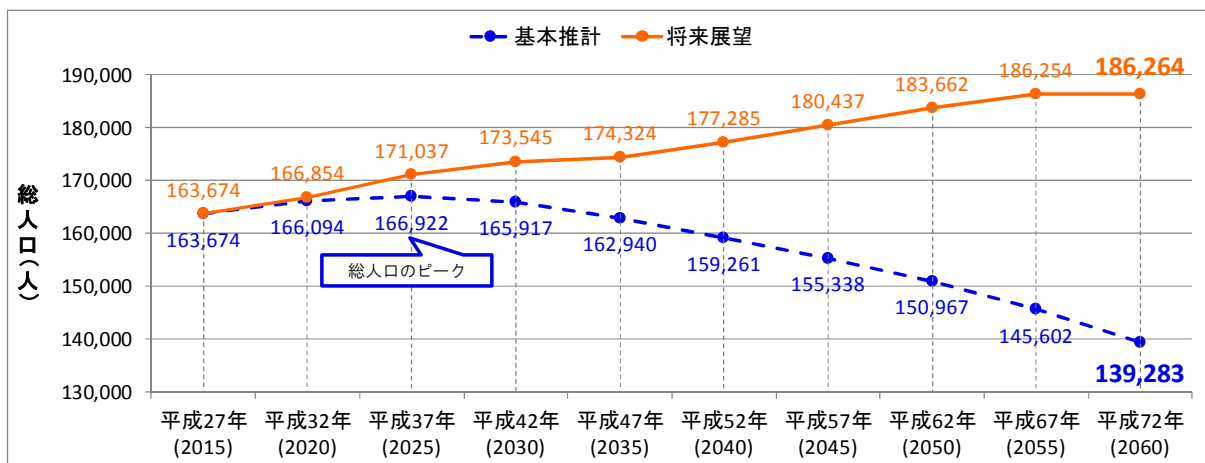
こうした土地区画整理事業と合わせて、雑木林等の自然環境や農地の保全・整備にも
取り組み、水と緑に恵まれた良好な市街地の形成を目指します。

加えて、近隣に比べて高い町内会加入率にも裏打ちされる地域コミュニティの結束の
強さや、市民の地域活動への参加意欲の高さも、地方創生を力強く推し進める大きな強
みであり、これらをいかした市民、市議会及び市の連帯と協働をより深化させていくと
ともに、市内の 3 大学を始めとする関係団体、各関係機関とも広く連携し、市の総力を
結集したオール新座体制で地方創生を進めていきます。これにより、更なる定住人口及
び交流人口の増加や地域経済の活性化を図り、成長を続ける新座市らしいまちづくりの
実現を目指します。

人口ビジョンにおける目標人口の考え方（人口ビジョン抜粋）

少子高齢化や将来的に見込まれる人口減少に打ち勝ち、まちの活力の維持・向上を図るため、合計特殊出生率の向上及び土地区画整理事業の実施の2点により人口増加を目指します（図2、図3）。この2点による人口増加が達成された場合の本市の総人口は平成72（2060）年で約18万6,000人となる見込みであり（図1）、これを目標人口とします。

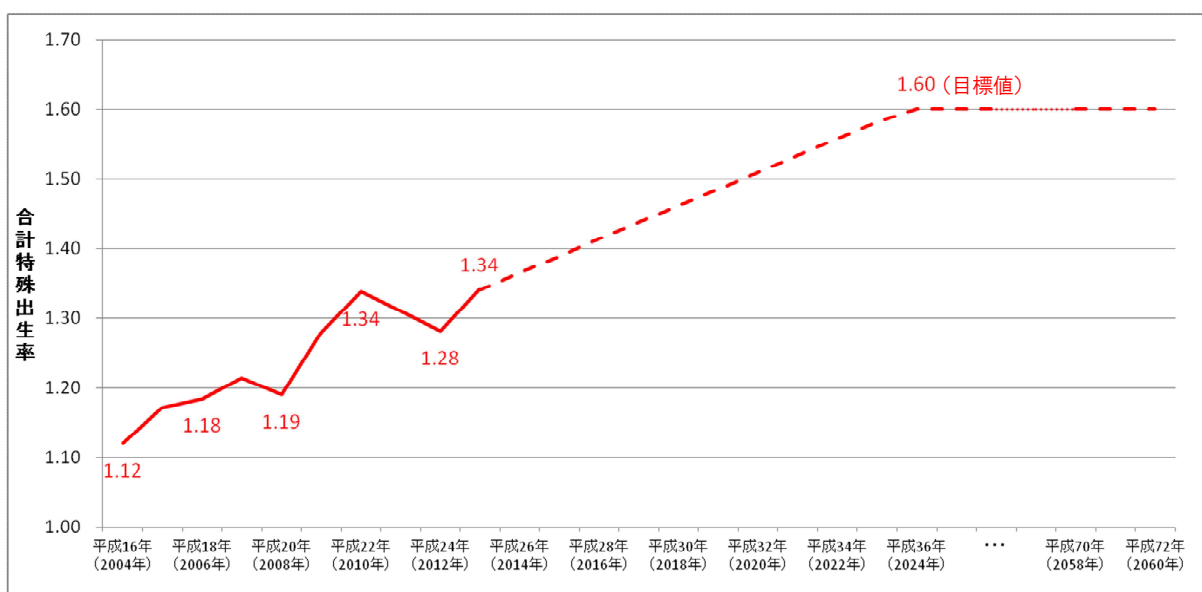
【図1】 総人口の将来推計



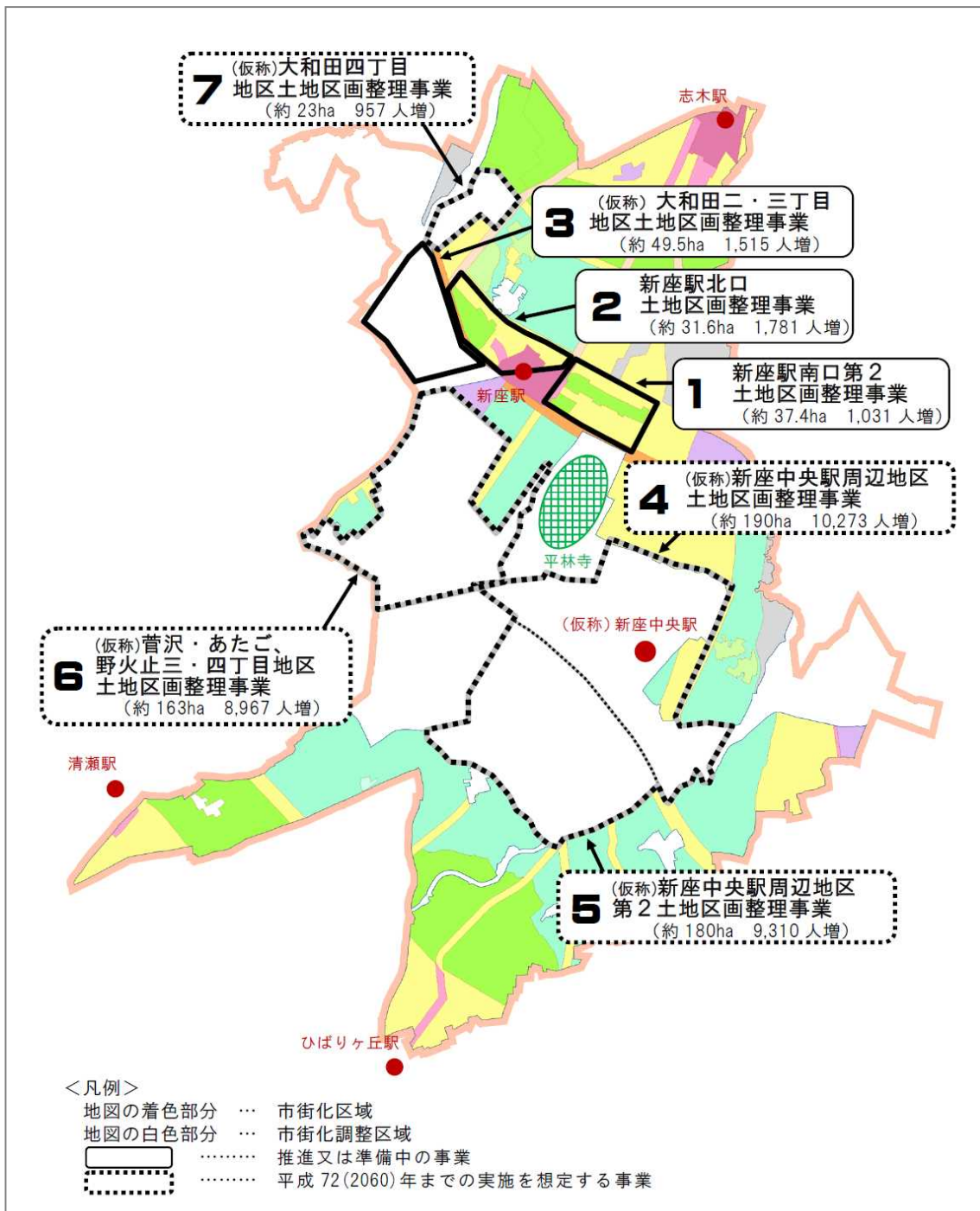
※1 図中の基本推計は、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上による人口増加などの地方創生の取組を行わなかった場合

※2 図中の将来展望は、将来目指すべき総人口の推計で、土地区画整理事業の実施及び合計特殊出生率の向上による人口増加を想定した場合

【図2】 本市の合計特殊出生率の推移及び目標値



【図 3】 土地区画整理事業区域位置図



(2) 前期基本計画の推進状況

前期基本計画の期間中に実施した主な事業としては、地域コミュニティの拠点となる集会所の整備について、計画どおり新設 5 棟、建替え 5 棟を行いました。

安全・安心なまちづくりを推進するため、市民会館及び中央図書館の耐震補強、大規模改修を当初の計画より前倒しして実施するとともに、老人福祉センター、東北コミュニティセンター、水道管理センターなどの公共施設の耐震補強を進めました。また、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うとともに、市職員が災害時に応急対策活動を行うための災害時活動マニュアルを策定しました。さらに、災害時の要援護者に対する支援制度の確立や防災行政無線の増設、防災備蓄倉庫の整備・充実、総合防災訓練の実施、住宅の耐震診断及び耐震改修への助成の拡充など、地域の防災力強化を進めました。

保育所の待機児童の解消を図るため、法人保育所の新設 6 件、建替え（定員増）2 件、増築（定員増）2 件、認可保育所への移行 1 件、認定こども園への移行 1 件の支援、市立保育所の建替え（定員増）5 件を行ったほか、家庭保育室に対する助成の拡充、幼稚園長時間預り保育への助成を実施しました。

小中学校の施設整備については、校舎の大規模改修を 5 校、校舎トイレの改修を 9 校、体育館の大規模改修を 16 校、プール施設の改築を 9 校、全校の普通教室・特別教室への冷暖房設備の設置等、国の経済対策による補助制度等を有効に活用しながら、前期基本計画に位置付けていない事業も前倒しして実施するなど、集中的に進めました。さらに、子どもたちの放課後の活動を充実させるため、小学校の体育館や図書室、音楽室等を活用した「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」を平成 24 年度から開始し、平成 27 年度までに 7 校で開設しました。

基本構想に位置付けた三つの重点戦略の一つである「新たな視点による都市づくり」を推進するための施策である市街化調整区域の有効活用については、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現に向けて特に重点的に取組を進めました。具体的には、国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、産業系の土地利用を目的とした土地区画整理事業を実施するため、事業認可に向けた周辺環境への影響の調査や地区界測量等の取組のほか、工業系・商業系の進出企業の募集等を行いました。

また、「観光都市にいざづくり」については、「ふるさと新座」の魅力を伝える情報発信・交流拠点として、公民館、ホール、農産物直売所等を併設したふるさと新座館を平成 24 年 11 月に開館するとともに、野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道の整備や新座駅南口第 2 土地区画整理事業地内における野火止用水の復元、デザインを統一した案内看板の設置など、ウォーキングを楽しめる環境づくりに取り組みました。さらに、8 名の観光親善大使の任命や、流域自治体との「野火止用水サミット」の開催、「新座ブランド」認定事業の開始等、様々な新規事業を展開しました。

一方で、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故、厳しい財政状況等の理由から、青少年海外派遣を休止するなど一部の事業については見直しを行い、また、石神小学校校舎の大規模改修、大和田小学校校舎の増築などの事業は後期基本計画に先

送りしました。

(3) 財政状況

我が国の経済は、平成 24 年 12 月の政権交代後に発足した安倍政権による経済政策（いわゆる「アベノミクス」）の効果により、長く続いたデフレ状態からの脱却と経済再生に向けて大きく前進し、景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、緩やかな回復に向かうことが期待されています。

一方、これまでの厳しい経済状況を背景として、国は景気後退による税収減を補填するために借入れに依存した財政運営を続けており、その結果、累増する国の公債残高は、平成 27 年度末には 837 兆円、対 GDP（国内総生産）比で 154%程度に達し、地方と合わせると、205%程度に達するものと見込まれており、主要先進国の中でも最も高い水準となっています。

今後、少子高齢化が進行し、団塊の世代が 75 歳に達する 2025 年に向けて、長期にわたり赤字が継続している我が国の財政とその大宗を占める社会保障制度が、現状のままでは立ち行かないことは明らかであり、財政を健全化する必要があるとして、「経済・財政一体改革」に取り組むこととし、地方においても国と基調を合わせた改革を行うこととしています。

そこで本市の財政状況ですが、まず歳入の根幹をなす市税（図 4）については、平成 23 年度以降 4 年連続で増額となり、特に平成 26 年度決算では、個人市民税や法人市民税が大きく伸びており、国の経済政策に連動した明るい兆しも見受けられます。

一方、地方交付税^{*1}（図 5）のうち普通交付税は、平成 24 年度以降減少しており、平成 27 年度についても、対前年度比約 4.7%減の約 19 億円の交付を受け、また、臨時財政対策債^{*2}の発行可能額は対前年度比約 20.4%減の約 18 億 7,000 万円となっております。

普通交付税の減少は、市税収入の増などにより、本市の財政力が増加したことを示しているという見方もできるものの、平成 19 年度に単年度で 0.980 であった本市の財政力指数^{*3}は、平成 26 年度は単年度で 0.898 という状況であり、年々社会保障経費が増加している現状では多額の普通交付税や市債に依存しなければ財政運営ができない状況となっています。

次に歳出では、内部努力により職員の人件費は減少しているものの、生活保護費などの扶助費^{*4}の増加傾向が続き、毎年度継続した支出が求められる義務的経費全体の負担割合は増加し続けています。

こうした状況から、平成 16 年度は 89.8%であった経常収支比率^{*5}（図 6）は、平成 26 年度には 95.0%と 5.2 ポイントも増加しており、財政の硬直化が極めて顕著になっています。

とりわけ、臨時財政対策債等の特例債を除いた場合の経常収支比率は、平成 26 年度は 103.3%と非常に高くなっており、本市の財政運営は、臨時財政対策債を借り入れなければ投資的経費（図 7）に充当できる経常的な財源はほとんどないという状況になっ

ています。

一方、市債等の債務残高（図 8）は、平成 17 年度末の約 765 億円をピークとして、同年度に策定した土地開発公社経営健全化計画の推進や財政運営上の努力により平成 26 年度末には約 653 億円となり、9 年間で約 112 億円もの削減を実現しました。

しかしながら、臨時財政対策債の債務残高は、借入れを始めた平成 13 年度以降毎年増加しており、その返済が本市の大きな課題となっています。

加えて、市内に約 31 万㎡ある公共用地の借地について、その相続に伴う買取りが懸案となっている中で、平成 16 年度末には約 13 億円まで落ち込んだ財政調整基金を始めとする積立基金の残高（図 9）は、平成 22 年度以降は 30 億円を超える積立額となつてはいるものの、特に財政調整基金については翌年度の当初予算において多額の取崩しを行っており、取り崩し後の実質的な残高は、近年 10 億円を下回る状況で推移しています。本市では財政調整基金の残高について、標準財政規模の約 10% 程度である 28 億円を目標にしていますが、この目標に対して大幅に減少しており、不測の事態に備えた資金が不足している状況となっています。

*1 地方交付税

団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の財政水準を維持できるよう財源を保障する見地から、国が国税として徴収する所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合を地方公共団体に配分するものである。

地方交付税の用途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定することができる。

*2 臨時財政対策債

赤字地方債とも呼ばれ、国から配分される地方交付税の不足額を補うため、自治体が発行する特例的な地方債をいう。用途は自由であり、その返済額に対しては、翌年度以降国が交付税で手当てすることとなっている。

*3 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に用いられる基本的な財政需要に対する標準的な収入の割合をいう。

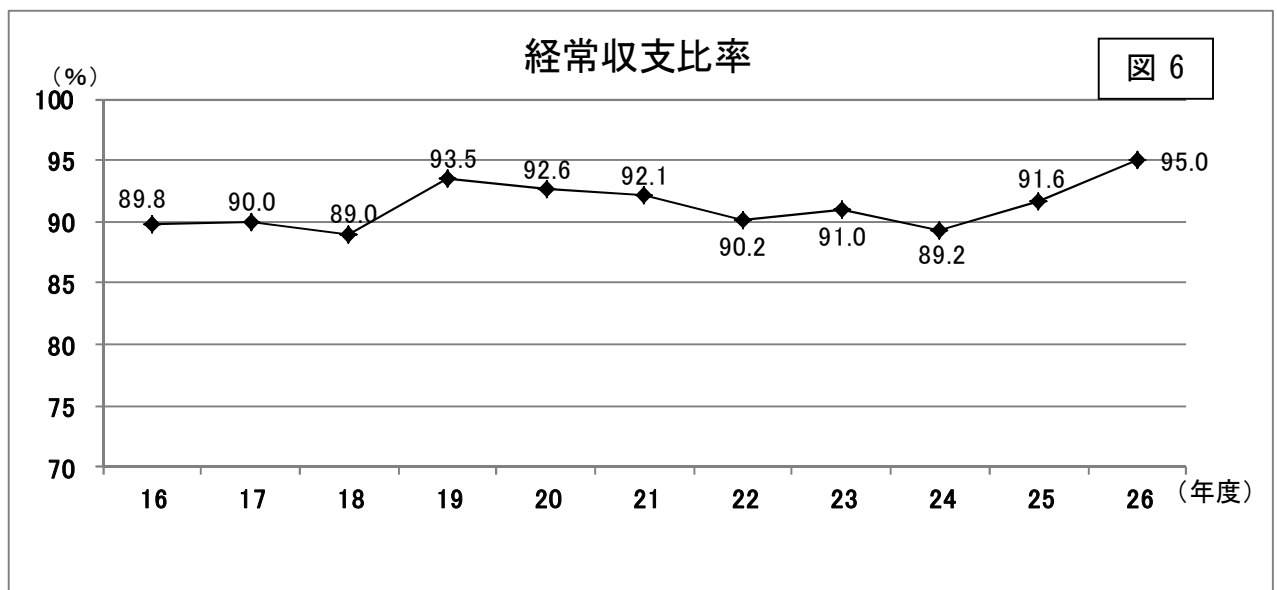
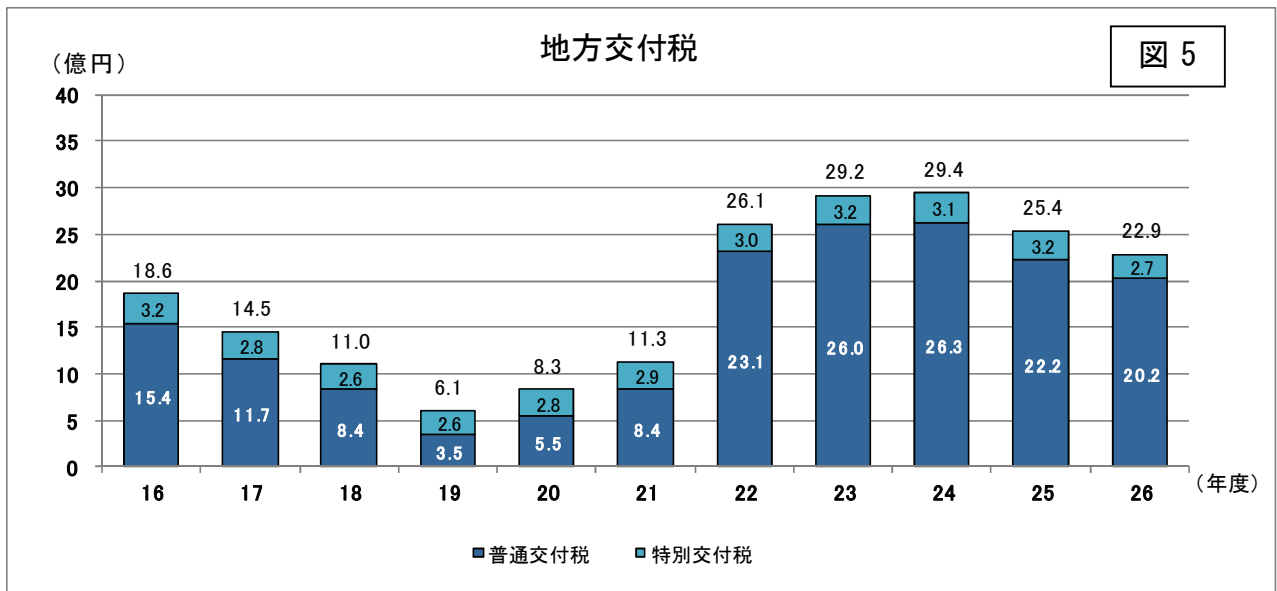
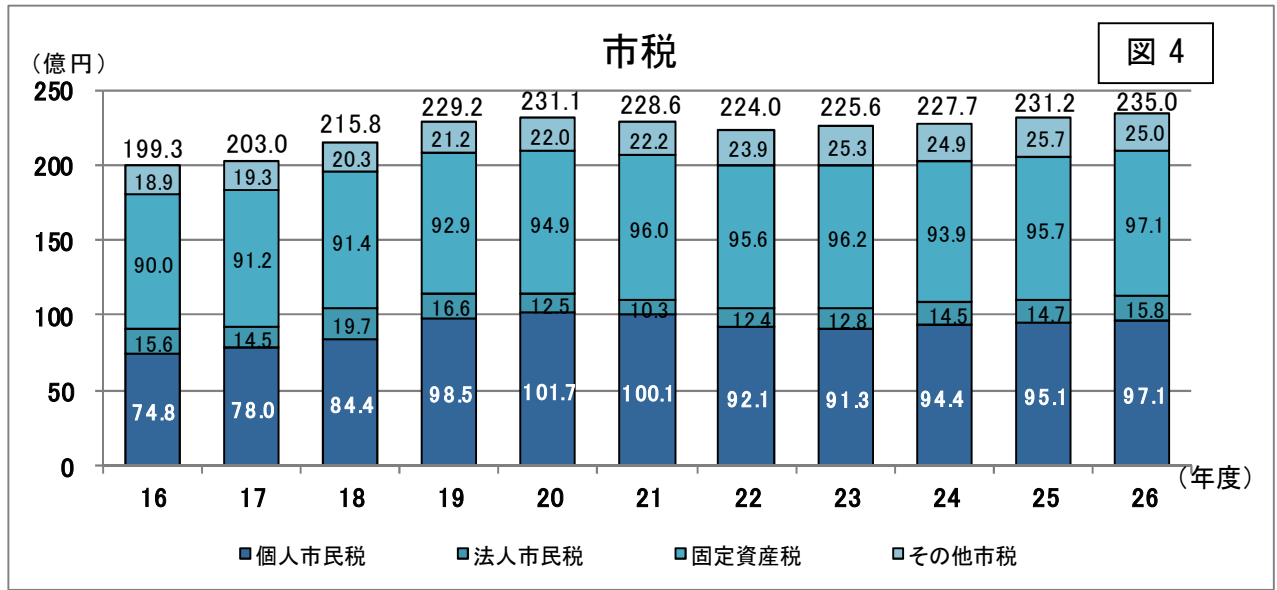
財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、この指数が 1 以上で普通交付税の交付されない、いわゆる不交付団体となる。

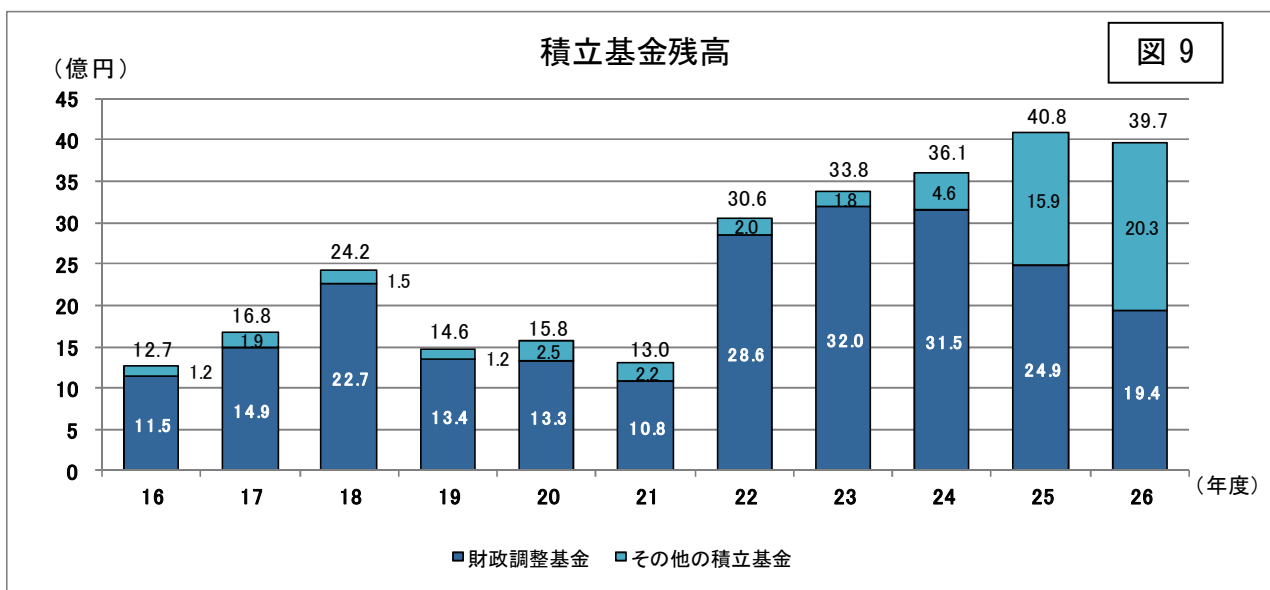
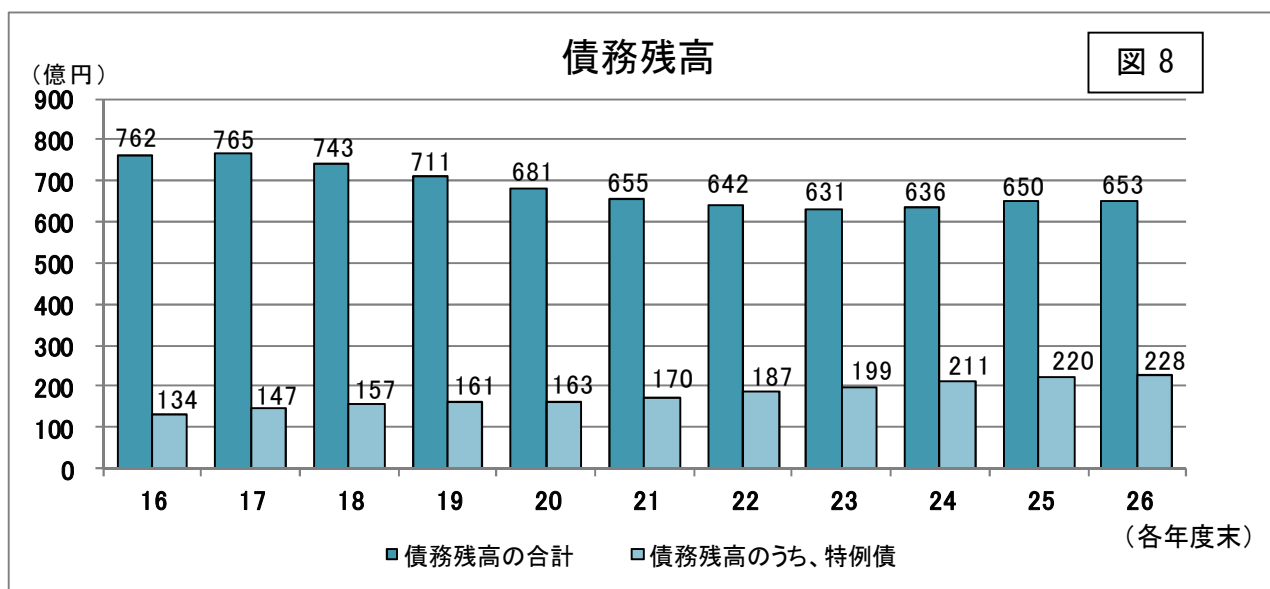
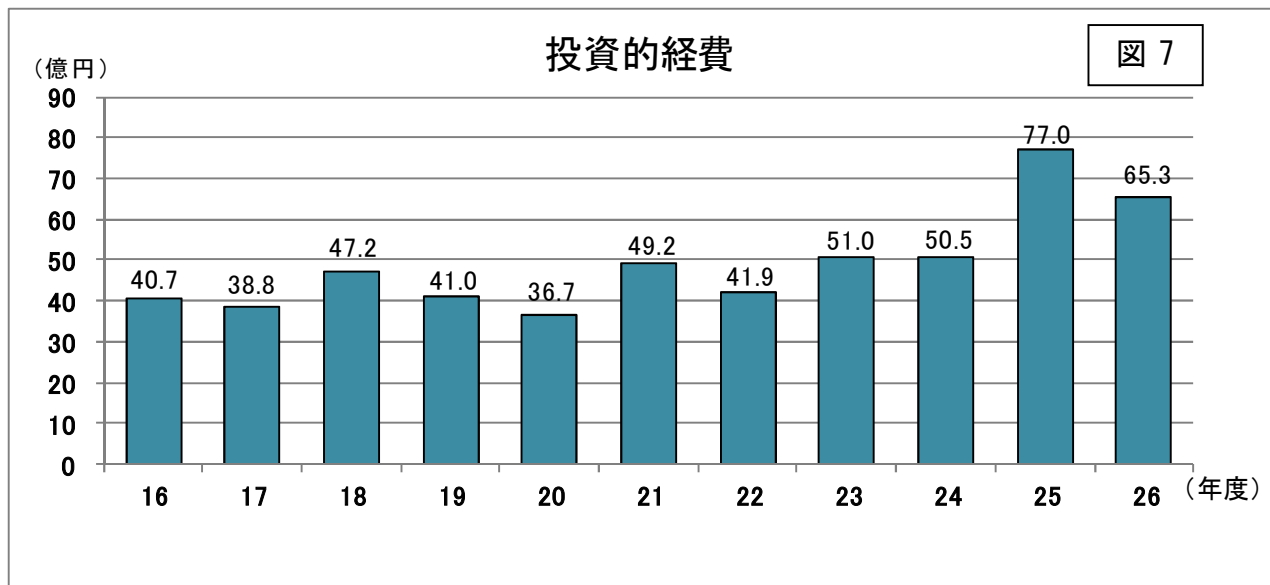
*4 扶助費

生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

*5 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。





(4) 財政見通し

後期基本計画の計画期間における財政見通しについては、各費目における近年の決算額の推移や国による経済推計、後期基本計画における主要事業の位置付けなどを基に推計しました。その結果、表 1 のとおり今後 5 年間の財政（一般会計）は、おおむね 479 億円から 517 億円までの規模で推移する見通しです。

まず、歳入ですが、市税については、景気回復の見通しに不透明感はあるものの、平成 27 年 7 月に内閣府から示された「中長期の経済財政に関する試算」における GDP の伸びを勘案した上で、平成 27 年度に策定した新座市人口ビジョンにおける将来人口の推計などを基に、対前年度比で平成 29 年度は 1.7%、平成 30 年度は 0.7%、平成 31 年度は 4.0%、平成 32 年度は 2.4%の増額で推移するものと見込んでいます。

地方交付税については、市税の増額や消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増額などの影響により基準財政収入額は増えるものの、2025 年に向けて社会保障経費が増加していくことなどにより基準財政需要額も増加することから、平成 27 年度の普通交付税の交付実績とほぼ同額で推移するものと見込んでいます。

国県支出金については、歳出の扶助費や投資的経費に連動して所要額を見込んだ結果、計画期間内は増加傾向が続き、平成 32 年度には 127 億円に達する見通しとなっています。

なお、市債については、市役所新庁舎の建設を始めとする大型事業の実施により、平成 28 年度から平成 31 年度までは例年以上に増額となるなど投資的経費に連動して増減がありますが、厳しい財政状況の中、適正に活用していくこととし、臨時財政対策債については、引き続き制度が存続するものとした上で、これまでの実績等を基に一定額までは減少傾向で推移するものと見込みました。

次に、歳出ですが、義務的経費のうち人件費については、職員定数適正化計画に基づき、適正な人員確保を進めていく中で、おおむね横ばいで推移するものと見込んでいます。

扶助費については、近年の決算額における継続的な増加傾向及び将来人口の推計における今後の高齢化率の状況なども踏まえ、引き続き毎年度 3.0%程度の増加が続き、平成 32 年度には歳出総額の 3 割強となる 170 億円に達するものと見込んでいます。

公債費については、市債のこれまでの借入実績に加え、後期基本計画における市債の借入見込額を基に算出した結果、一時的に増加傾向が続く見通しとなっています。

公債費の増額の主な要因は、平成 24 年度及び平成 25 年度に国の経済対策を活用して多くの事業を実施したことに加え、毎年度借入れしている臨時財政対策債の償還などによるものです。

投資的経費については、この後期基本計画に位置付けた各年度の事業に要する経費を計上したものです。

後期基本計画期間には、市役所新庁舎の建設のほか、新座駅北口や大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業など多くの財政負担を伴う事業の実施を予定しています。

さらに、都市高速鉄道 12 号線については、新座市方面への延伸が実現すると、鉄道

施設等の整備や新駅予定地周辺のまちづくりなどを進めるため、多額の財源の投入が予想されます。

一方、こうした土地区画整理事業の実施や都市高速鉄道12号線の延伸などの大型事業は、一時的に多額の財源を投入することとなりますが、将来の税収増につながる事業であり、都市間競争の中で多くの人に選ばれ、本市が自立した都市として生き残っていくための先行投資として、必要不可欠なものです。

このため、非常に厳しい財政運営が求められるところではありますが、国庫補助金の獲得に努めるとともに、市債を有効に活用することとしています。

なお、歳入歳出の過不足については、財政調整基金の取崩し又は積立てで調整することとし、それぞれ歳入のその他の収入、歳出のその他の経費で所要額を見込み、収支を合わせています。

また、これらの見通しについては、今後の経済情勢の変動や国の制度改正等により、大幅な変更が生じることが考えられます。

表1 後期基本計画の財政見通し（一般会計）

【歳入】 (単位：百万円、%)

	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
市税	23,719	1.7	24,134	1.7	24,299	0.7	25,276	4.0	25,890	2.4
地方譲与税等	3,064	8.7	3,331	8.7	3,638	9.2	3,631	△ 0.2	3,625	△ 0.2
地方交付税	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0	2,000	0.0
国県支出金	11,181	4.3	11,667	4.3	12,215	4.7	12,663	3.7	12,728	0.5
その他収入	4,194	20.7	5,063	20.7	4,088	△ 19.3	3,474	△ 15.0	3,322	△ 4.4
市債	3,780	45.3	5,494	45.3	3,487	△ 36.5	4,243	21.7	3,110	△ 26.7
合計	47,938	7.8	51,689	7.8	49,727	△ 3.8	51,287	3.1	50,675	△ 1.2

【歳出】

	28年度		29年度		30年度		31年度		32年度	
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率
義務的経費	26,722	1.9	27,223	1.9	27,703	1.8	28,187	1.7	28,647	1.6
人件費	7,398	△ 0.7	7,347	△ 0.7	7,306	△ 0.6	7,313	0.1	7,346	0.5
扶助費	15,147	3.0	15,601	3.0	16,069	3.0	16,551	3.0	17,064	3.1
公債費	4,177	2.3	4,275	2.3	4,328	1.2	4,323	△ 0.1	4,237	△ 2.0
その他	17,813	2.2	18,206	2.2	18,533	1.8	18,495	△ 0.2	19,103	3.3
投資的経費	3,403	84.0	6,260	84.0	3,491	△ 44.2	4,605	31.9	2,925	△ 36.5
合計	47,938	7.8	51,689	7.8	49,727	△ 3.8	51,287	3.1	50,675	△ 1.2

3 計画策定の考え方

第4次基本構想では、誰もが愛着を持って、住んでみたい、ずっと住み続けたいと感じる“理想のまち”づくりを進めるため、「連帯と協働によるまちづくり」、「観光都市にいざづくり」、「新たな視点による都市づくり」の三つを重点戦略として掲げています。前期基本計画ではこの三つの重点戦略を具体的に展開するための事業の推進を図り、9ページに示したとおり様々な成果を上げてきましたが、後期基本計画においても、引き続きこうした事業を着実に推進していく必要があります。

また、本市の将来を見据える中で、最も大きな課題である人口減少や少子高齢化については、市税の減収等による市の財政状況の悪化のみならず地域社会そのものの衰退を引き起こすおそれがあることから、それに向けた対応が求められています。そのため、本市では、これまでに三つの重点戦略を具体化する事業を始め、安全・安心なまちづくりや健康増進、子育て支援など、正に地方創生に向けた取組を積極的に推進してきたところですが、今後は、こうした地方創生の取組の更なる推進を図っていくことが非常に重要です。

その一方で、本市の財政は引き続き厳しい状況が続くと予想されることから、前期基本計画の成果と課題を検証し、既存事業においては改めて精査を行うとともに、新たな事業や後期基本計画へ先送りとした事業についても財源や計画期間におけるバランスを考慮して事業規模の縮小や一部を先送りするなど、後期基本計画に位置付ける事業については、引き続き厳しい選択を行っていく必要があります。

そこで、後期基本計画の策定に当たっては、将来を見据えて着実に推進すべき事項や今後の財政見通し等を踏まえ、以下のとおり「三つの重点戦略の展開」と「将来を見据えて特に力を入れて取り組む施策の展開」の二つを基本方針とし、優先的に事業を位置付けることで、来訪者、定住者の増加や地域経済の活性化を図り、税収の伸びるまちづくりの実現を目指します。

(1) 三つの重点戦略の展開

ア 連帯と協働によるまちづくり

厳しい財政状況や地方分権の進展、市民ニーズの複雑・多様化などにより、様々な行政サービスが求められる中、行政だけでは必ずしもそれらに効果的な対応ができない状況も生じていることから、市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに補い合い、協力し合いながらまちづくりを進めていくことがより一層求められています。本市では、市民との連帯と協働によるまちづくりを市政運営の柱の一つとして掲げ、これまで市民と共にまちづくりを進めてきました。町内会の加入率は近隣の自治体に比べて高く、活発なコミュニティ活動が行われており、また、640に上るボランティア団体（平成27年9月1日現在）に福祉、防犯、環境、観光都市づくりなど様々な分野で市政の一翼を担っていただいています。

今後もこうした地域活動の更なる充実のため、その拠点となる集会所などの施設整備を図るとともに、地域デビューセミナーの開催など、誰もが気軽にボランティアや市民活動へ参加できるような仕組みづくりを進めます。

また、広報にいざの全戸配布や市ホームページの充実など、市政に関する情報の積極的な提供を行い、市民参画の促進に努めます。

イ 観光都市にいざづくり

本市では、平成 18 年度を観光都市づくり元年とし、市民と共に「雑木林とせせらぎのあるまち新座」の実現に向け、市内全域を「屋根のない博物館」とするワールドミュージアムの視点で様々な取組を進めてきました。こうした観光都市づくりは、来訪者の増加による地域活性化のみならず、本市を訪れた方に住んでみたいと思っていただき、また、市民も自ら暮らすまちの魅力を再発見し、ずっと住み続けたいと思っていただくことで、定住者の増加にもつながることから、本市ならではの地方創生の取組ともいえ、税収の伸びるまちづくりを実現する上で有効な取組の一つです。

国の観光立国の取組によって訪日外国人観光客が年々増加している中、今後も 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受入体制の整備が進むことで、こうした流れは更に加速すると予想されることから、新たな来訪者を本市に呼び込み、観光都市づくりを更なる発展へと導いていく上で、正に絶好機を迎えているといえます。

そのため、外国人観光客を新たなターゲットに、本市の歴史や文化に関する理解を深めることができる坐禅や茶道、うどん打ち等の体験型観光事業の構築や、歴史や文化でつながりのある近隣自治体と連携した新たな観光メニューの創出を図ります。また、市内 3 大学の学生に協力いただくなど新たな観光ボランティアガイドの育成や観光マップ・ガイドブックの配布等を通じた観光案内の充実、公共無線 LAN (W i - F i) 環境の整備など、外国人観光客を含めた全ての来訪者が情報面においても快適に観光を楽しめる体制・環境づくりを推進します。

さらに、今後は、観光都市づくりを障がい者や高齢者の活躍の場という福祉の側面からも捉えて推進していきます。具体的には、高齢者や障がい者への就労支援や社会参加、生きがいづくりの場として、ワイナリーやシイタケの里、わさび園等を活用したユニバーサル農業の推進体制の構築を進めます。

このように、これまでの 10 年間の成果と課題を踏まえながら、更なる魅力の創出、受入体制の強化を進めるなど、新たな発想に立って、観光都市にいざづくりを更に力を入れて展開します。

ウ 新たな視点による都市づくり

第 4 次基本構想で位置付けている、「田舎」の心地よさと「都会」の便利さを兼ね備えた“理想のまち”を実現するためには、市域全体において、自然環境の保全と都市機能の充実をバランスよく計画的に進め、良好なまちなみを形成していくことが必要です。特に、市域の約 42% を占める市街化調整区域の有効活用は、良好なまちなみを形成するとともに、将来にわたって税収の伸びるまちづくりの実現につながる重

要な取組です。

そのため、まずは、国道 254 号沿道の大和田二・三丁目地区について、産業系企業の集積地としての土地利用や周辺環境と調和したまちなみの形成に向けて、土地地区画整理事業を着実に推進します。また、本市の市街地形成は、これまで鉄道駅を中心に市域を南北に 2 分する形で進められてきましたが、都市高速鉄道 12 号線の市内への延伸によって、市中央部の広大なエリアにおいて新たなまちづくりが可能となり、分断されている既存市街地と市中央部をつなげることで、市域全体が一つの大きなまちとして一体的に発展する、理想的なまちづくりを実現させることができます。そのため、鉄道の早期の着工・開業を目指して国、東京都、埼玉県等の関係機関との調整・協議を推進するとともに、(仮称)新座中央駅周辺地区の土地地区画整理事業の実施に向けた準備や、医療や教育、商業等の施設誘致を進めます。

このほか、新座駅周辺の市街化区域に隣接する菅沢・あたご、野火止三・四丁目地区及び大和田四丁目地区の市街化調整区域についても、地区ごとの特性を踏まえながら、新たな発想、新たな視点による積極的な土地の有効活用に向けた検討を行います。

また、新座駅周辺の市街化区域も含め、土地地区画整理事業を行う際には都市機能の充実を図る一方、開発と緑地の保全等をバランスよく行うことで、水と緑の潤いのある良好なまちなみの形成を推進します。

(2) 将来を見据えて特に力を入れて取り組む施策の展開

ア 安全・安心なまちづくり

東日本大震災以後頻発する地震や火山噴火のほか、台風や集中豪雨、竜巻など、様々な自然災害の発生が懸念される中、こうした災害等が発生した際に被害を最小限にとどめ、市民生活を維持していくため、迅速かつ適切な対応が図られる体制の整備が求められています。

そのため、災害時情報システム(防災無線等)や防災備蓄資機材倉庫、防災備蓄品の整備・充実のほか、支援が必要な市民の個別避難支援プランの作成や防災訓練の実施などの地域における防災力の強化、更には住宅の耐震診断・耐震改修の助成等を通じて防災性の高い住環境の形成を推進します。あわせて、平成 28 年度からの 30 年間にわたる公共施設等の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画に基づき、市庁舎等の公共建築物や橋りょう等のインフラ資産といった公共施設等の耐震化を含めた老朽化対策も計画的に進めます。特に、平成 30 年 1 月の供用開始に向けて建設を進めている市役所新庁舎については、免震構造を採用し、大地震の直後においても業務の継続性を確保するなど、市民の安全・安心を守るための中枢拠点としての諸機能の充実を図ります(市役所新庁舎の建設についての具体的な取組は、別に策定する第 6 次新座市行財政改革大綱及び同実施計画に位置付けています)。

また、本市では、「まちづくりは道路から」を基本に、道路拡幅や歩道設置、交差点の隅切りなどの整備を行い、安全で快適な市道の整備を図ってきました。安全・

安心なまちづくりを進めるためには、計画的な道路網の整備が欠かせないことから、今後も、財政の推移等に配慮しつつ、都市計画道路などの幹線道路や生活道路の整備を計画的に進めます。

さらに、駅周辺の放置自転車については、自転車駐車場の整備や放置自転車等禁止区域の指定などの対策により減少していますが、なお解消には至っていないことから、志木駅南口周辺整備に併せて駅前ロータリーに地下自転車駐車場を整備するなど、放置自転車対策を進めます。

イ 健康長寿のまちにいざづくり

本市では、全国的な傾向と同様に高齢化が進んでおり、特に団塊の世代が後期高齢者となる 75 歳を迎え、税収が減少し、医療・介護等の社会保障経費が増大する 2025 年問題への対応は、大きな課題となっています。その一方で、本市では、定年退職等により地域に戻ってきた団塊の世代の多くの方々に観光都市づくりの推進や防犯パトロール、緑地の保全などのボランティア活動を通じて、貴重な地域活動の担い手として活躍していただいています。

そこで、市民が健康を保持しながら年を重ねていけるように、平成 26 年度の開始以後、活発に展開されている「にいざ元気アップ広場」の更なる拡充を図るなど、予防医療、介護予防及び健康づくりの取組を推進します。また、高齢者の生きがいづくりと共に、地域活動の担い手の育成や地域経済を支える労働力を確保するため、高齢者の生涯学習や地域活動、就労の支援を進めます。

ウ 子育て応援都市にいざづくり

本市では、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を掲げ、こども医療費の 18 歳までの無料化や保育所整備等による保育所待機児童の解消に向けた取組を進めるなど、子育てを応援するまちづくりを進めてきました。今後も引き続き、安心して子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、こども医療費の助成や第 3 子以降の保育料の原則無料化等、子育て世帯への経済的な支援を進めるとともに、民間保育所の新設・建替えや小規模保育事業、幼稚園長時間預り保育事業等への支援を通じて、待機児童の解消に取り組みます。

また、学校施設については、他市に先駆けて全小中学校の校舎及び体育館の構造体の耐震化を実現するとともに、順次改修等を行い、全ての小中学校において普通教室、特別教室等へのエアコンの設置やトイレ改修を行うなど、教育環境の向上を図っています。今後も、校舎の大規模改修を中心に学校施設の整備を計画的に進めます。加えて、子どもたちが放課後を安全に過ごすことのできる場の更なる充実も求められていることから、放課後児童保育室の整備と併せて、平成 24 年度に開始した「子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）」について拡充を進め、後期基本計画の最終年度である平成 32 年度までに小学校全 17 校での事業実施を目指します。

4 施策の体系

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなで作るまち～

1 市民参画による市政の推進 46 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 市民参画制度の確立	市民参画制度の充実	・政策形成過程における市民参画制度の充実【企画課】 ・パブリック・コメント制度の推進【秘書広聴課】
	意識啓発の実施	・自治憲章条例の啓発【企画課】
(2) 開かれた行政の推進	行政情報の公開	・情報公開制度・個人情報保護制度の充実【市政情報課】 ・市長の資産公開【市政情報課】 ・会議公開制度の推進【市政情報課】 ・行政手続に係る基準の公表【総務課】
(3) 広聴・広報活動の充実	市民意識の把握	・市長への手紙、ファックス、メール制度の充実【秘書広聴課】 ・市長市政懇談会の充実【秘書広聴課】 ・小学生議会・中学生議会、大学生と市長との懇談会の実施【秘書広聴課】 ・市民意識調査の実施【秘書広聴課】
	説明機会の創出	・事業進捗状況の公表【企画課】
	情報提供の充実	・広報紙の充実【市政情報課】 ・ホームページの充実【市政情報課】 ・市勢要覧の発行【市政情報課】 ・市民便利帳の発行【市政情報課】 ・市PRビデオの作成【市政情報課】 ・広報紙の全戸配布【市政情報課】 ・報道機関への情報提供【市政情報課】 ・市政情報コーナーを活用した情報提供の充実【生涯学習センター】 ・情報公開総合窓口閲覧コーナーの充実【市政情報課】
	相談体制の充実	・市民相談の充実【人権推進課】

第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～

1 ボランティア・市民活動の推進 49 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ボランティア・市民活動の支援	人材の育成	・各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】
	情報提供の充実	・ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】 ・「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】
	活動支援体制の確立	・市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】
(2) ネットワーク化の推進	交流の促進	・団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

1 コミュニティ活動の推進 51 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 住民自治意識の高揚	コミュニティ活動への支援の充実	・地域コミュニティ活動団体への支援【コミュニティ推進課】 ・ホテルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】
	コミュニティ形成への支援	・新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】
	都市間交流の促進	・国内友好姉妹都市との交流【コミュニティ推進課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) コミュニティ活動の促進	町内会活動の促進	・町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】 ・町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】 ・町内会活動への支援【コミュニティ推進課】 ・町内会への加入促進【コミュニティ推進課】
(3) コミュニティ施設の充実	活動拠点の整備	・集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】 ・集会所の新設【コミュニティ推進課】 ・地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

1 人権尊重社会の構築 53 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 人権教育の推進	学習機会の提供	・市民・企業への人権問題研修の実施【人権推進課】 ・職員への人権問題研修の実施【人権推進課】 ・人権に関する講座・講演会の実施【生涯学習スポーツ課】 ・学校教育における人権教育の実施【指導課】
(2) 人権啓発・交流の推進	意識啓発の実施	・人権問題に関する啓発【人権推進課】【生涯学習スポーツ課】 ・人権標語・ポスター展の実施【生涯学習スポーツ課】
	団体への支援の充実	・人権フェスティバルへの参加・協力【人権推進課】 ・人権教育団体への支援【生涯学習スポーツ課】
(3) 相談・支援体制の充実	相談体制の充実	・人権相談の実施【人権推進課】

第5節 男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

1 男女共同参画社会の形成 55 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 男女共同参画意識づくりの推進	意識啓発の実施	・男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・家庭における男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・男女共同参画のための生活環境づくりの推進【人権推進課】
	学習機会の提供	・男女平等教育・学習の推進【人権推進課】
	相談体制の充実	・男女共同参画に関する相談体制の充実【人権推進課】
(2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶	性を尊重する意識の高揚	・性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発【人権推進課】 ・性と生殖に関する健康と権利についての相談体制の充実【人権推進課】
	配偶者等からの暴力の根絶	・DV根絶のための意識啓発【人権推進課】 ・DVに関する相談体制の充実【人権推進課】 ・DV被害者の救済体制の整備【人権推進課】
(3) 男女共同参画のための環境整備	就業における男女共同参画の推進	・働きやすい職場づくりの推進【人権推進課】 ・就業における男女共同参画の推進【人権推進課】 ・職場における男女共同参画の推進【人事課】
(4) まちづくりへの男女共同参画	社会活動への女性の参画促進	・政策・方針決定の場への参画促進【人権推進課】 ・地域・社会活動への参画促進【人権推進課】
	拠点施設の充実	・男女共同参画推進プラザの充実【人権推進課】

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

1 国際化の推進 58 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 国際交流の推進	学習機会の提供	・国際理解及び外国語講座の実施【コミュニティ推進課】 【中央公民館】

項目	施策	事業名【担当課】
	交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流団体への支援【コミュニティ推進課】 ・国際交流デー開催への支援【コミュニティ推進課】 ・青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】 ・友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進【コミュニティ推進課】
(2) 多文化共生のまちづくり	外国人市民への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民のための生活ガイドブックの配布【コミュニティ推進課】 ・外国人市民に対する相談体制の充実【コミュニティ推進課】
	ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化関係団体のネットワーク化の推進【コミュニティ推進課】

2 平和意識の高揚 59 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 平和意識の高揚	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・平和展の実施【人権推進課】

第2章 市民生活

第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～

1 地域総合防災力の充実 62 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 防災意識の高揚	市民の防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・防災マップ等の配布【市民安全課】 ・防災訓練の実施【市民安全課】 ・自主防災会の充実【市民安全課】
(2) 防災体制の整備	防災体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設の整備【市民安全課】 ・災害時情報システムの整備【市民安全課】 ・災害時の給水体制の充実【市民安全課】【水道業務課】
	協力体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定の整備【市民安全課】
	防災性の高い住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】 ・家具転倒防止対策の推進【市民安全課】
(3) 消防体制の拡充	計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の見直し【市民安全課】 ・避難行動要支援者支援制度の充実【長寿支援課】
	消防団の活動体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団分団車庫の建替え【市民安全課】 ・消防団の装備品の整備【市民安全課】 ・消防団の無線機の整備【市民安全課】 ・消防団活動の充実【市民安全課】
	消防用設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】 ・街角消火器の整備【市民安全課】

2 危機管理体制の充実 64 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 危機管理体制の充実	危機管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する新座市計画の見直し【市民安全課】 ・地域防災計画の見直し（再掲）【市民安全課】

第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～

1 交通安全の確立 65 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 交通安全意識の高揚	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動の実施【市民安全課】 ・交通安全教室の実施【市民安全課】
(2) 安全な交通環境の整備	自転車利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の充実【市民安全課】 ・放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】 ・自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】 ・自転車駐車場利用の促進【市民安全課】 ・自転車利用マナーの啓発【市民安全課】
	自動車違法駐車対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車等の防止【市民安全課】 ・自動車駐車場の管理【市民安全課】

項目	施策	事業名【担当課】
	施設・人員の整備の充実	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設（道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板など）の整備【市民安全課】 交通指導員の配置【市民安全課】

第3節 防犯 ～安全で安心して暮せるまち～

1 防犯体制の充実 67 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 防犯意識の高揚	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> 防犯研修会の充実【市民安全課】
(2) 防犯体制の整備	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 防犯情報の提供【市民安全課】 犯罪情報提供体制の整備【市民安全課】 犯罪被害者への支援【市民安全課】 防犯関係団体の活動支援【市民安全課】 関係機関との連携による防犯体制の整備【市民安全課】
	防犯設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】 空家等の適切な管理【市民安全課】

第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～

1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進 69 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進	総合的な環境保全施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 環境施策の進捗状況の公表【環境対策課】 P D C A サイクルの活用による総合的な環境保全施策の推進【環境対策課】
	地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】 低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】 「エコ・カジュアル」及び「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施【環境対策課】 公共施設への太陽光発電システム、LED照明及び雨水貯留槽の設置の推進【環境対策課】 道路照明灯のLED化の推進【市民安全課】
	市民の環境配慮の取組への支援	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】 高効率給湯器設置への助成【環境対策課】 雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】
(2) 環境負荷の低減の意識の高揚	市民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> もったいない運動の実施【環境対策課】 環境保全協力員等による環境保全活動の推進【環境対策課】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 環境講座の実施【環境対策課】 こどもエコクラブの支援【環境対策課】

2 やすらぎのある生活環境の整備 70 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 公害対策の推進	大気汚染防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 二酸化窒素濃度の測定【環境対策課】 不適切焼却防止パトロールの実施【環境対策課】
	水質汚濁防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の水質測定【環境対策課】
	騒音・振動防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> J R 武蔵野線の騒音・振動の測定【環境対策課】 主要幹線道路の騒音測定【環境対策課】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公害に対する苦情・相談の対応【環境対策課】
(2) 環境美化の推進	環境美化への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄防止パトロールの実施【環境対策課】 駅前公衆トイレの管理【環境対策課】 違反簡易広告物除却の推進【環境対策課】 飼い犬のふん害等防止の啓発【環境対策課】 野外焼却の監視活動の実施【環境対策課】 市職員による環境美化活動の実施【環境対策課】
	市民によるまち美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市民清掃の日の実施【環境対策課】 ボランティア団体による清掃活動の実施【環境対策課】

項目	施策	事業名【担当課】
(3) 快適な生活環境の実現	快適な生活環境の保持	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の推進【環境対策課】 ・スズメ蜂の駆除等の支援【環境対策課】 ・生物多様性地域戦略の策定【環境対策課】 ・無秩序な土砂等のたい積の防止【環境対策課】 ・空き地の雑草等除去事業の実施【環境対策課】 ・路上喫煙防止の推進【環境対策課】 ・畜犬登録及び狂犬病予防の推進【環境対策課】
	屋上・壁面緑化の推進	・緑のカーテンの設置【環境対策課】
	浄化槽の適正使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置の推進【環境対策課】 ・浄化槽の適正な維持管理の啓発【環境対策課】
(4) 墓園・斎場等の整備	放射線等対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における空間放射線量測定【環境対策課】 ・放射線測定機器の貸出し【環境対策課】 ・市内産農産物の放射性物質測定【経済振興課】 ・給食食材等の放射性物質測定【子育て支援課】【学務課】 ・水道水の放射性物質測定【水道施設課】
	市営墓園の充実	・市営墓園の充実【環境対策課】
(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進	市民葬への助成	・市民葬祭助成【市民課】
	民間墓地の適正な整備	・墓地等の経営許可に関する指導【環境対策課】
	環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への要望【企画課】 ・防衛施設・基地周辺住民活動への支援【企画課】

第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～

1 ごみ対策の推進 74 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ごみ減量化対策の充実	ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量活動の啓発【リサイクル推進課】 ・生ごみ処理容器購入への助成【リサイクル推進課】 ・生ごみ堆肥化施設の整備【リサイクル推進課】 ・事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化の推進【リサイクル推進課】 ・新たなごみ減量化対策【リサイクル推進課】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議への活動支援【リサイクル推進課】 ・廃食用油再生せっけん製造への支援【リサイクル推進課】
	再利用、再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル資源分別収集の推進【リサイクル推進課】 ・集団資源回収の推進【リサイクル推進課】
(2) ごみ処理体制の整備	計画の策定	・次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた研究・検討【リサイクル推進課】
	効率的なごみ収集の推進	・志木地区衛生組合との連携による効率的なごみ収集の推進【リサイクル推進課】
(3) し尿処理対策	適正なし尿処理の推進	・朝霞地区一部事務組合との連携による適正なし尿処理の推進【リサイクル推進課】

第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～

1 地域産業の振興 76 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 地域産業の育成・支援体制の充実	中小企業への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度の充実【経済振興課】 ・中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】 ・商工会に対する支援【経済振興課】 ・中小企業生涯学習事業への助成【経済振興課】 ・景気状況等調査事業への助成【経済振興課】 ・個人住宅リフォーム資金の助成【建築開発課】
	地域経済の振興	・地域通貨（アトム通貨）事業への助成【経済振興課】
	起業者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・起業者等育成支援セミナーの実施【経済振興課】 ・起業者等への開業資金調達の支援【経済振興課】

項目	施策	事業名【担当課】
	企業誘致の推進	・企業誘致の推進【経済振興課】【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】
(2) 農商工の連携	関係機関との連携の推進	・産業観光協会への支援【観光推進課】 ・商品開発支援とブランド化【観光推進課】 ・農商工の協力体制の構築【経済振興課】

2 農業基盤の充実 77 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 農地の保全	農地の保全の推進	・生産緑地指定の推進【みどりと公園課】 ・体験型農園等開設の推進【経済振興課】
(2) 都市近郊型農業の振興	農業経営基盤の強化	・農業近代化資金等利子補給金制度の充実【経済振興課】 ・都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】 ・減農薬・減化学肥料栽培に係る認証制度の啓発【経済振興課】 ・先端技術を活用した生産システムの導入の推進【経済振興課】
	周辺地域との調和を旨とした農業の推進	・畜産環境整備に対する助成【経済振興課】 ・土埃防止対策の推進【経済振興課】 ・農業用廃棄物の収集処理の推進【経済振興課】
	新たな就農者への支援 団体への支援の充実	・新規就農者及び後継者組織の育成【経済振興課】 ・農業団体への支援【経済振興課】
(3) 身近な農業の推進	直売施設の充実	・農産物直売所施設の充実【経済振興課】
	農地の有効活用	・レジャー農園の充実【経済振興課】 ・休耕地の新たな有効活用【経済振興課】
	観光農業の推進	・観光農業の推進【経済振興課】
	放射性物質測定の実施	・市内産農産物の放射性物質測定（再掲）【経済振興課】

3 商業基盤の充実 79 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり	駅周辺の商店への支援	・駅前商店街への支援【経済振興課】
(2) にぎわいのある商店街づくり	商店街の活性化	・商店街共同施設（街路灯、案内看板等）への助成【経済振興課】 ・商店街活性化推進事業への助成【経済振興課】 ・商店街歳末一斉セールへの助成【経済振興課】
	空き店舗対策の推進	・すこやか広場の充実【経済振興課】 ・空き店舗の新たな有効活用【経済振興課】
	関係機関との連携の推進	・大型店との連携による地域活性化の推進【経済振興課】 ・産学官の連携の推進【経済振興課】

4 工業基盤の充実 80 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 工業振興対策の充実	経営への支援の充実	・経営講習への支援【経済振興課】 ・経営相談への支援【経済振興課】

5 勤労者福祉の向上 80 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 雇用の安定	就労希望者への支援の充実	・ふるさとハローワークの設置【経済振興課】 ・内職相談の実施【経済振興課】 ・就労支援セミナー等の実施【経済振興課】
(2) 勤労者福祉の推進	勤労者福祉の推進	・勤労者向けの相談業務の実施【経済振興課】 ・勤労者福祉事業への助成【経済振興課】 ・勤労者住宅融資利子補給制度の実施【経済振興課】

第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

1 安全で豊かな消費生活 82 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 消費生活の向上	相談体制の充実	・消費生活相談の充実【経済振興課】
	意識啓発の実施	・啓発用リーフレットの配布【経済振興課】 ・消費者展の実施【経済振興課】 ・消費者教育の推進【経済振興課】
	団体への支援の充実	・消費者団体への助成【経済振興課】 ・消費者団体ネットワークの構築【経済振興課】
	立入検査等の実施	・消費生活用製品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】 ・電気用品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】
(2) 消費者への支援	学習機会の提供	・消費生活講座の実施【経済振興課】 ・消費生活通信講座の実施【経済振興課】
	消費生活への支援の充実	・再利用あっせん事業の実施【経済振興課】 ・朝市の奨励【経済振興課】

第3章 福祉・健康

第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～

1 地域福祉の充実 86 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 情報提供機能・相談体制の充実	計画の策定	・地域福祉計画の策定【生活福祉課】
	情報提供機能・相談体制の整備	・総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 ・地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】
	拠点施設の整備	・（仮称）総合福祉センターの建設【生活福祉課】
(2) 地域福祉活動への支援	民生・児童委員活動への支援	・民生・児童委員活動への支援【生活福祉課】
	ネットワークの構築	・福祉フェスティバルの実施【生活福祉課】 ・地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】 ・地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】
(3) 地域における担い手の育成と支援	団体等への支援の充実	・社会福祉協議会への助成【生活福祉課】 ・地域福祉ボランティア及びNPOの育成支援【生活福祉課】

第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～

1 高齢者福祉の充実 88 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進	地域ケア体制の充実	・高齢者相談センターの充実【長寿支援課】 ・地域ケア会議の実施【長寿支援課】 ・認知症施策の推進【長寿支援課】 ・在宅医療・介護連携の推進【長寿支援課】 ・生活支援サービスの体制の整備【長寿支援課】
	権利擁護の推進	・成年後見制度審判申立費用の助成【長寿支援課】 ・権利擁護事業の実施【長寿支援課】
	介護者に対する支援の充実	・家族介護者に対する支援【長寿支援課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(2) 介護予防システムの充実	介護予防システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業（介護一次予防事業）【長寿支援課】 ・介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）【長寿支援課】 ・介護予防・生活支援サービス事業【長寿支援課】 ・健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】 ・健康相談の充実【保健センター】 ・健康管理に関する講演会の実施【保健センター】 ・健康教室の実施【保健センター】
(3) サービス基盤の整備	計画の策定	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定【介護保険課】
	情報提供・相談体制の充実	・介護保険に関する市民への情報提供【介護保険課】
	介護サービスへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費の給付【介護保険課】 ・介護サービス利用料への助成【長寿支援課】 ・在宅福祉サービスの充実【長寿支援課】
	施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス基盤整備への支援【介護保険課】 ・養護老人ホーム入所への支援【長寿支援課】
	住宅への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修申請理由書作成手数料の助成【介護保険課】 ・高齢者住宅管理【長寿支援課】 ・住宅整備支援【長寿支援課】
	研修機会の充実	・ケアマネジャー等研修会の実施【長寿支援課】【介護保険課】
(4) 社会参加と健康づくりの推進	交流の促進と生きがい対策	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】 ・老人クラブ活動への支援【長寿支援課】 ・シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】 ・老人福祉センターの充実【長寿支援課】 ・敬老祝金の支給【長寿支援課】
	後期高齢者医療制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の運営【長寿支援課】 ・後期高齢者医療制度加入者への助成【長寿支援課】
	高齢者福祉施設の整備	・老人福祉センターの改修【長寿支援課】

第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～

1 子どもと子育て家庭の福祉の充実 93 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 子育て支援の推進	計画の策定	・次期子ども・子育て支援事業計画の策定【子育て支援課】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座の実施【子育て支援課】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施【子育て支援課】【中央公民館】 ・子育てに関する情報の提供【子育て支援課】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉相談の充実【児童福祉課】 ・家庭児童相談室の充実【児童福祉課】 ・利用者支援事業の実施【子育て支援課】
	子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設入所委託の実施【児童福祉課】 ・子育て支援ホームヘルパー派遣の実施【子育て支援課】 ・養育支援訪問事業の実施【児童福祉課】
	地域における子育て支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの充実【子育て支援課】 ・地域子育て支援拠点事業の実施【子育て支援課】 ・赤ちゃんの駅【子育て支援課】 ・お父さん応援隊の充実【子育て支援課】 ・子育てサロンの実施【子育て支援課】 ・子育て助け合いの仕組み推進【子育て支援課】 ・子育てネットワークフェスティバルの実施【子育て支援課】 ・児童センター業務の充実【子育て支援課】 ・児童センター施設の充実【子育て支援課】
	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携【子育て支援課】 ・事業者への啓発の実施【経済振興課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 保育サービスの充実	児童福祉施設の整備	・民間保育施設の新設・建替えへの支援【子育て支援課】 ・認定こども園への移行支援【子育て支援課】 ・放課後児童保育室施設の整備【子育て支援課】
	家庭保育室への支援	・家庭保育室への助成【子育て支援課】 ・家庭保育室の小規模保育事業への移行推進【子育て支援課】
	保育・放課後児童保育サービスの充実	・病後児保育の充実【子育て支援課】 ・産休明け保育の充実【子育て支援課】 ・一時預かり事業（一時保育・休日保育）の充実【子育て支援課】 ・延長保育の充実【子育て支援課】 ・障がい児保育の充実【子育て支援課】 ・就学前教育の統一カリキュラムの作成・実施【子育て支援課】【指導課】 ・英会話講師（SET）・英語指導助手（AET）と保育園児の交流【子育て支援課】【指導課】 ・幼稚園長時間預り保育への助成【子育て支援課】 ・放課後児童保育室の運営【子育て支援課】 ・保育士・指導員への研修【子育て支援課】
	放射性物質測定の実施	・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【子育て支援課】
(3) 子どもの権利擁護の推進	児童虐待の防止	・関係機関との連携による児童虐待防止体制の充実【児童福祉課】
	里親制度の普及啓発	・里親制度の普及啓発【児童福祉課】
(4) ひとり親家庭福祉の充実	ひとり親家庭への支援の充実	・ひとり親家庭等支援の実施【児童福祉課】 ・ひとり親家庭就業支援の実施【児童福祉課】 ・母子生活支援施設入所委託の実施【児童福祉課】
(5) 経済的支援の充実	医療費助成の充実	・こども医療費の助成【児童福祉課】 ・ひとり親家庭等医療費の助成【児童福祉課】 ・乳幼児医療費支給に対する国・県への要望【児童福祉課】
	手当支給の充実	・児童手当の支給【児童福祉課】 ・児童扶養手当の支給【児童福祉課】
	多子世帯への支援の充実	・第3子以降の保育料の原則無料化の実施【子育て支援課】 ・第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の実施【学務課】

第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～

1 障がい者福祉の充実 99ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) こころのバリアフリー化の推進	意識啓発の実施	・ノーマライゼーションの啓発【障がい者福祉課】 ・保育士及び教職員に対する啓発【障がい者福祉課】
	学校におけるこころのバリアフリー化の推進	・小中学校における福祉教育の推進【教育相談センター】 ・交流及び共同学習の充実【教育相談センター】
	学習機会の提供	・障がい者福祉センター事業の充実【福祉の里】 ・ボランティアの育成【障がい者福祉課】
(2) 生活環境のバリアフリー化の推進	バリアフリー化の推進	・住宅のバリアフリー化への支援【障がい者福祉課】
(3) 保健とリハビリテーションの充実	早期発見と療育の充実	・乳幼児健康診査の充実【保健センター】 ・難聴児の補聴器購入への助成【障がい者福祉課】
	リハビリテーションの充実	・保健・医療・福祉のネットワークの構築【障がい者福祉課】
(4) 福祉サービスのための環境整備	計画の策定	・障がい者基本計画・障がい福祉計画の策定【障がい者福祉課】
	相談体制の充実	・情報提供・相談体制の整備・充実【障がい者福祉課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
	介護給付等によるサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児通所支援の充実【障がい者福祉課】 ・ 介護給付費の給付【障がい者福祉課】 ・ 訓練等給付費の給付【障がい者福祉課】
	生活への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣の実施【障がい者福祉課】 ・ 移動支援事業の実施【障がい者福祉課】 ・ 日常生活用具の給付【障がい者福祉課】 ・ 補装具の給付【障がい者福祉課】 ・ 社会参加促進事業の推進【障がい者福祉課】 ・ 訪問入浴サービスの充実【障がい者福祉課】 ・ 生活サポート事業登録団体の支援【障がい者福祉課】
	拠点施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉サービス事業所の充実【障がい者福祉課】 ・ 地域活動支援センター事業の充実【障がい者福祉課】 ・ 福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】 ・ グループホームの整備【障がい者福祉課】 ・ 「くるみの木」の改修【障がい者福祉課】 ・ 基幹相談支援センターの設置【障がい者福祉課】
(5) 自立と社会参加の支援	就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者就労支援センターの充実【障がい者福祉課】 ・ 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進【障がい者福祉課】
	周知の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の周知【障がい者福祉課】 ・ 福祉サービス利用援助事業の周知【障がい者福祉課】 ・ 障がい者差別解消体制の構築【障がい者福祉課】 ・ 障がい者虐待防止体制の構築【障がい者福祉課】
(6) 生活向上のための経済的支援	手当等支給の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・ 重度心身障がい者福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・ 難病患者見舞金の支給【障がい者福祉課】
	医療費助成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度心身障がい者医療費の支給【障がい者福祉課】 ・ 精神障がい者通院医療費の支給【障がい者福祉課】 ・ 自立支援医療費（更生医療費）の支給【障がい者福祉課】 ・ 自立支援医療費（育成医療費）の支給【障がい者福祉課】

第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～

1 低所得者福祉の充実 104 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 相談体制の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携体制の充実【生活福祉課】 ・ 相談体制の充実【生活福祉課】
(2) 自立と生活の支援	生活保護者等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護費等の支給【生活福祉課】 ・ 生活保護の被保護者の就労支援【生活福祉課】 ・ 子ども育成支援相談員の配置【生活福祉課】 ・ 生活困窮者の自立支援【生活福祉課】 ・ 住居確保給付金の支給【生活福祉課】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護活動団体への支援【生活福祉課】
	中国残留邦人等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国残留邦人等への支援【生活福祉課】

第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～

1 健康づくりの推進 106 ページ

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(1) 健康づくり運動の推進	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民健康体操の普及【保健センター】 ・ 健康教室の実施（再掲）【保健センター】 ・ 食育の推進【保健センター】 ・ 健康手帳の普及・活用機会の拡大（再掲）【保健センター】 ・ 健康管理に関する講演会の実施（再掲）【保健センター】 ・ 健康に関する情報提供機会の充実【保健センター】

項目	施策	事業名【担当課】
	団体への支援の充実	・健康づくり活動団体への支援【保健センター】

2 保健衛生の向上 107 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 保健予防の推進	検診・健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・30代のからだチェックの実施【保健センター】 ・肝炎ウイルス検診の実施【保健センター】 ・骨粗しょう症節目検診の実施【保健センター】 ・成人歯科検診・成人歯科節目検診の実施【保健センター】 ・がん検診の実施【保健センター】 ・保険未加入者に対する健康診査の実施【保健センター】
	予防事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施【保健センター】 ・結核予防事業の充実【保健センター】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・成人健康相談の実施【保健センター】 ・訪問指導の充実【保健センター】
	妊産婦及び乳幼児とその家族への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付【保健センター】 ・妊産婦健康診査の充実【保健センター】 ・乳幼児健康診査の充実（再掲）【保健センター】 ・乳幼児歯科健康診査の充実（2歳児歯科・親子歯科健康診査）【保健センター】 ・乳幼児相談の実施【保健センター】 ・ころころクラブ（1歳6か月児健康診査事後グループ）の推進【保健センター】 ・乳幼児発達相談の充実【保健センター】 ・乳幼児・妊産婦訪問指導の実施【保健センター】 ・未熟児養育医療費の給付【保健センター】 ・アレルギー性疾患の知識の普及【保健センター】
	保健センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの整備【保健センター】 ・（仮称）総合保健センターの建設【保健センター】
	精神保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談の実施【保健センター】 ・精神保健講座の実施【保健センター】 ・ソーシャルクラブの実施【保健センター】
	新たな感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症に関する啓発【保健センター】
(2) 保健・医療の連携強化	休日、夜間の診療への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制の実施【保健センター】 ・朝霞地区小児救急医療・周産期医療寄附講座への支援【保健センター】 ・病院群輪番制の実施【保健センター】 ・小児救急医療支援事業の実施【保健センター】 ・休日歯科応急診療所の実施【保健センター】
	広域連携による人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞地区看護専門学校への助成【保健センター】

第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

1 国民健康保険の充実 110 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 保険制度の健全な運営	運営の健全化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費通知の充実【国保年金課】 ・第三者求償事務の実施【国保年金課】 ・レセプト点検の強化【国保年金課】 ・無資格受診者レセプト返戻の強化【国保年金課】 ・ジェネリック医薬品の普及啓発【国保年金課】
	国民健康保険制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の運営【国保年金課】 ・国民健康保険制度に係る国・県への要望【国保年金課】
(2) 健康増進活動の推進	特定健康診査等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック検診費用への助成【国保年金課】 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施【国保年金課】
	保養施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・保養施設（健康入浴施設）利用への助成【国保年金課】 ・保養施設（宿泊施設）利用への助成【国保年金課】

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 制度の周知	理解の促進	・国民年金制度の周知【国保年金課】
(2) 相談業務の充実	相談体制の充実	・国民年金相談の実施【国保年金課】

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～

1 就学前教育の充実 114 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 家庭教育のための学習機会の充実	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座の実施（再掲）【子育て支援課】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施（再掲）【子育て支援課】【中央公民館】 ・ブックスタート事業「はじめてブック」及び「あかちゃんタイム」の実施【中央図書館】
(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実	交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児・児童交流会の実施【指導課】 ・全体研修会の実施【指導課】 ・5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布【指導課】
	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育の統一カリキュラムの作成・実施（再掲）【子育て支援課】【指導課】 ・英会話講師（SET）・英語指導助手（AET）と保育園児の交流（再掲）【子育て支援課】【指導課】
(3) 幼稚園就園の支援	助成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・入園費の助成【子育て支援課】 ・幼稚園就園費等の助成【子育て支援課】 ・幼稚園就園奨励費の助成【子育て支援課】

第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～

1 教育内容の充実 116 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 児童生徒の学力向上	指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校第1学年への副担任の配置【学務課】 ・小学校高学年教科担任制教員の配置【指導課】 ・中学校教科加配教員の配置【指導課】 ・授業時数の確保【指導課】 ・教育副読本の配布【指導課】
	国際理解教育・情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・英会話の時間の実施【指導課】 ・英語指導助手（AET）の配置【指導課】 ・情報教育の推進【指導課】
(2) 心の教育の充実	豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育（職場体験学習）の実施【指導課】 ・小・中学校音楽会の実施【指導課】 ・教育シンポジウムの実施【教育相談センター】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施【教育相談センター】 ・不登校対策の充実【教育相談センター】 ・ピアサポーターの派遣【教育相談センター】
	いじめ問題対策	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の推進【教育相談センター】 ・関係機関との連携によるいじめ問題対策の実施【人権推進課】【教育相談センター】
(3) 児童生徒の健康増進・体力向上	体力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力向上の推進【指導課】 ・健康教育の推進【指導課】
	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における食育の推進【指導課】 ・学校給食における地場産野菜の積極活用【学務課】 ・学校給食の運営【学務課】 ・第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の実施（再掲）【学務課】
	放射性物質測定の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【学務課】
(4) 特別支援教育の充実	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員、特別支援教育支援員の配置【教育相談センター】 ・交流及び共同学習の充実（再掲）【教育相談センター】

項目	施策	事業名【担当課】
		・日本語学習支援の充実【教育相談センター】

2 教職員の資質の向上 119 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 指導力の向上	研修等の充実	・教職員研修の実施【指導課】 ・教育研究事業の実施【指導課】
(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上	関係機関との連携の推進	・幼保小連携推進事業の推進【指導課】 ・小中連携推進事業の推進【教育相談センター】 ・大学との連携による年次研修等の実施【指導課】

3 教育環境の整備・充実 119 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 教育施設・制度の充実	学校施設の整備	・小中学校校舎の改修【教育総務課】 ・小中学校体育館の改修【教育総務課】 ・小中学校プール施設の改築【教育総務課】 ・小中学校屋外運動場の改修【教育総務課】 ・小中学校屋外トイレの改修【教育総務課】 ・小中学校給食棟の改修【教育総務課】
	情報環境の整備	・教育インターネットの整備【教育総務課】 ・コンピュータ教育環境の整備【教育総務課】 ・学校図書館の充実【教育総務課】
	各種制度の充実	・学校ふるさと構想の推進【指導課】 ・学校獣医師制度の充実【指導課】
(2) 地域に開かれた学校の整備・充実	地域との連携の推進	・学校施設の開放【教育総務課】 ・ボランティア指導員の配置【指導課】 ・学校応援団の実施【指導課】 ・コミュニティ・スクールの指定【学務課】 ・にいざの輝く学校プランの実施【指導課】
	評価の充実	・学校評価の充実【指導課】 ・学校評議員の設置【指導課】
(3) 学区の弾力的運用と学校の適正配置	適正な配置の実施	・通学区の見直し【学務課】 ・学校の適正配置【学務課】 ・小中学校校舎の改修（再掲）【教育総務課】
(4) 就学・進学援助の充実	支援制度の充実	・入学準備金・奨学金の貸付け【学務課】 ・就学費の助成【学務課】

第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～

1 青少年の健全育成の推進 123 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 青少年活動の充実	青少年への支援の充実	・青少年教育振興事業実施団体等への助成【生涯学習スポーツ課】 ・新座っ子ばわーあっぷくらの実施【生涯学習スポーツ課】 ・子どもの放課後居場所づくり事業の実施【生涯学習スポーツ課】
	公共施設の整備	・ティーンズコーナー図書の実施【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】
(2) 青少年健全育成活動の支援	団体への支援の充実	・青少年健全育成事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・青少年健全育成団体への助成【生涯学習スポーツ課】

第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～

1 生涯学習の推進 125 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 生涯学習機会の充実	学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習講座の充実【生涯学習スポーツ課】 ・図書館講座の充実【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンター講座の充実【中央公民館】 ・能力開発に関する講座の実施【中央公民館】 ・芸術展の実施【生涯学習センター】 ・生涯学習センター講座の充実【生涯学習センター】 ・元気の出るまちづくり出前講座の実施【生涯学習スポーツ課】
(2) 生涯学習施設の整備・充実	生涯学習施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ひばりヶ丘駅周辺における図書館サービスの実施【中央図書館】 ・新座駅周辺における図書館サービスの実施【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修（再掲）【中央公民館】 ・生涯学習施設の充実【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】 ・公共施設予約システムの充実【市政情報課】【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】
(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいざの生涯学習」の充実【生涯学習スポーツ課】 ・インターネット情報端末の設置【生涯学習センター】 ・ホームページの充実【教育総務課】【中央公民館】【中央図書館】
	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への相談体制の充実【中央公民館】
	図書館機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の充実【中央図書館】 ・レファレンス機能の充実【中央図書館】
(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり	ボランティア活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動の場の提供【中央公民館】【中央図書館】 ・生涯学習ボランティアバンクの充実【生涯学習スポーツ課】 ・生涯学習ボランティア情報の提供【生涯学習スポーツ課】
(5) 関係機関との連携・協力	関係機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放（再掲）【教育総務課】 ・市内大学公開講座等の実施【生涯学習スポーツ課】 ・市民総合大学の実施【生涯学習スポーツ課】 ・子ども大学にいざの実施【生涯学習スポーツ課】 ・成人式の実施【生涯学習スポーツ課】 ・子ども読書活動の推進【中央図書館】
	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体への支援【生涯学習スポーツ課】

第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～

1 文化芸術活動の振興 129 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 市民主体の文化芸術活動の振興	団体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体等への支援【生涯学習スポーツ課】
	文化芸術に触れる機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・市民まつり文化祭への支援【生涯学習スポーツ課】 ・睡足軒の森文化事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施【生涯学習スポーツ課】 ・子どもの文化芸術環境の充実【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術分野の人材の登用【生涯学習スポーツ課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) 文化芸術活動の施設の充実	文化芸術活動施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・展示スペースの整備【中央公民館】 ・生涯学習施設の充実（再掲）【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】 ・公共施設予約システムの充実（再掲）【市政情報課】【生涯学習スポーツ課】【中央公民館】
(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり	ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術情報の提供【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術活動に関するネットワークの構築【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術推進体制の整備【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術振興に関する指定管理者との連携【生涯学習スポーツ課】

2 文化財の保護・活用 131 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 文化財保護体制の充実	保存及び保護の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺境内林保存対策事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・指定文化財保存事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・文化財映像記録保存事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・地域伝承記録集の作成【生涯学習スポーツ課】 ・市史編さん事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・野火止用水文化的景観の保護【生涯学習スポーツ課】
	調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡発掘調査の実施【生涯学習スポーツ課】 ・遺跡地図・遺跡台帳の整備【生涯学習スポーツ課】 ・文化財指定化調査の実施【生涯学習スポーツ課】
(2) 文化財の活用と施設の整備	文化財活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財刊行物の配布【生涯学習スポーツ課】 ・文化財資料のデータベース化【生涯学習スポーツ課】 ・野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習スポーツ課】 ・野火止用水の復元事業の実施【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備【道路課】 ・睡足軒の森の活用【生涯学習スポーツ課】 ・歴史民俗資料館の充実【生涯学習スポーツ課（歴史民俗資料館）】
	公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・睡足軒の森の整備【生涯学習スポーツ課】 ・（仮称）ふるさと歴史館の整備【生涯学習スポーツ課】

第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

1 スポーツ・レクリエーションの振興 134 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備	施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置【生涯学習スポーツ課】 ・公園への健康器具の設置【みどりと公園課】 ・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】 ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望【道路課】 ・スポーツ施設の整備・改修【みどりと公園課】【生涯学習スポーツ課】 ・公共施設予約システムの充実（再掲）【市政情報課】【みどりと公園課】【生涯学習スポーツ課】 ・大学施設の市民開放【生涯学習スポーツ課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・レクリエーション事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ・レクリエーション教室の実施【生涯学習スポーツ課】 ・市民総合体育大会の実施【生涯学習スポーツ課】 ・体育協会への支援【生涯学習スポーツ課】 ・総合型地域スポーツクラブの推進【生涯学習スポーツ課】
(3) スポーツ振興のための人材育成・活用	指導者の養成と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講座の充実【生涯学習スポーツ課】 ・ボランティア指導者の活用【生涯学習スポーツ課】

第5章 都市整備

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～

1 計画的なまちづくりの推進 138 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 有効な土地利用の推進	市街化調整区域の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】 ・大和田二・三丁目地区における橋りょうの整備【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】 ・（仮称）新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進【地下鉄12号線延伸促進室】 ・市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】 ・市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】
	計画的な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査等の実施【まちづくり計画課】 ・地域地区の決定・変更【まちづくり計画課】 ・地区計画の変更【まちづくり計画課】 ・区域区分の変更【まちづくり計画課】 ・地籍調査の実施【まちづくり計画課】【道路課】
	土地区画整理事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・組合等土地区画整理事業への支援【まちづくり計画課】 ・東北土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】
(2) 都市拠点の整備	市中央部における新たな都市拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進（再掲）【地下鉄12号線延伸促進室】
	新座駅周辺の都市拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】
(3) 住民参画によるまちづくりの推進	住民参画制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくり推進条例の運用【まちづくり計画課】
(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	ユニバーサルデザインによる施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針の策定【まちづくり計画課】

第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～

1 景観に配慮したまちづくり 142 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 景観形成の推進	良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観づくり活動の推進・支援【まちづくり計画課】 ・景観づくりに関する情報提供の充実【まちづくり計画課】 ・協働による景観づくり体制の確立【まちづくり計画課】 ・新座市景観条例等に基づく規制の実施【まちづくり計画課】
(2) 屋外広告物の適正化	屋外広告物への規制	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物の規制の実施【建築開発課】

第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～

1 道路交通網の整備 144 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 生活道路の整備	道路の拡幅と歩道の整備	・道路の拡幅と歩道の整備【道路課】
(2) 幹線道路の整備	広域幹線道路整備に向けた関係機関との連携	・都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】 ・都市計画道路放射7号線の整備【道路課】 ・都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】
	幹線道路の整備	・都市計画道路東久留米・志木線の整備【東久留米志木線推進室】 ・都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】 ・都市計画道路保谷秋津線の整備【道路課】
	スマートインターチェンジの設置	・関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置【まちづくり計画課】
(3) ユニバーサルデザインによる道路整備	快適な道路環境の整備	・歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】 ・道路の緑化の実施【道路課】 ・電線地中化の実施（志木駅南口駅前広場整備）【道路課】
	バリアフリー化の推進	・道路のバリアフリー化の実施【道路課】

2 道路管理の充実 146 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 道路の維持・補修	道路の維持・補修	・道路パトロールの実施【道路課】 ・市道の維持・補修工事の実施【道路課】 ・道路の草刈り、側溝等の清掃【道路課】 ・地域住民による道路維持管理体制の構築【道路課】 ・市職員による道路ボランティア清掃の実施【道路課】
(2) 橋りょうの維持・補修	橋りょうの適正な維持管理	・橋りょうの点検調査の実施【道路課】 ・橋りょうの修繕【道路課】 ・橋りょうの耐震補強【道路課】
(3) 私道整備への支援	整備への支援の充実	・私道舗装整備への助成【道路課】

第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～

1 公共交通網の充実 148 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 都市高速鉄道12号線の延伸	延伸活動の推進	・都市高速鉄道12号線延伸の啓発【地下鉄12号線延伸促進室】 ・関係機関への要望活動の実施【地下鉄12号線延伸促進室】 ・延伸に向けた調査研究の実施【地下鉄12号線延伸促進室】 ・都市高速鉄道12号線建設促進基金の積増し【地下鉄12号線延伸促進室】 ・関係機関との調整・協議【地下鉄12号線延伸促進室】
(2) 鉄道利用環境の整備	鉄道会社への要望の実施	・鉄道利用環境整備に関する要望【企画課】
	自転車駐車場の整備	・自転車駐車場の充実（再掲）【市民安全課】
(3) バス輸送サービスの充実	バス輸送力の充実・強化	・市内循環バス（にいバス）の充実【市民安全課】 ・バス輸送力強化に関する要望【市民安全課】
	利用環境の整備	・自転車置場の充実【市民安全課】 ・バス運行施設の整備に関する要望【市民安全課】
(4) バリアフリー化の推進	駅周辺のバリアフリー化の推進	・駅周辺施設のバリアフリー化の推進【道路課】【新座駅北口土地区画整理事務所】
	公共交通機関のバリアフリー化の推進	・鉄道施設のバリアフリー化の推進【企画課】 ・ノンステップバス導入の促進【市民安全課】

第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～

1 良好な自然環境の保全、活用、創出 150 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 緑地の保全・活用の推進	保全・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】 ・みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】 ・緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
	意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】
	ボランティア活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】 ・新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】
	国・県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】
(2) 緑地空間の創出	緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への緑化指導【みどりと公園課】 ・公共施設整備時の緑化の実施【みどりと公園課】 ・フラワーリメイク事業の実施【みどりと公園課】 ・生け垣設置費への助成【みどりと公園課】 ・緑化地域制度の導入【みどりと公園課】

2 憩いの場となる公園の充実 152 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 拠点となる公園の整備	都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園の整備【みどりと公園課】 ・（仮称）道場公園の整備【みどりと公園課】
(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実	公園の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園・児童遊園の整備【みどりと公園課】 ・街区公園の整備【みどりと公園課】 ・公園への健康器具の設置（再掲）【みどりと公園課】
	公園施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具安全点検の実施【みどりと公園課】 ・ボランティア等による公園の管理【みどりと公園課】

第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～

1 河川・水路環境の整備 154 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 流域環境の整備	野火止用水親水空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】
	河川・用水沿い遊歩道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理（再掲）【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望（再掲）【道路課】

2 治水対策の推進 155 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 治水安全対策の促進	県への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の改修に関する県への要望【道路課】
(2) 雨水流出抑制の推進	雨水流出抑制への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透施設の整備【道路課】 ・開発事業者への雨水流出抑制の指導【道路課】

第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～

1 上水道の安定供給 156 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 供給体制の充実	公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震管への更新【水道施設課】 ・浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】 ・浄水場施設設備の更新【水道施設課】 ・揚水ポンプの更新【水道施設課】 ・取水ポンプの更新【水道施設課】 ・ろ過施設等の整備【水道施設課】 ・浄水場施設の安全対策の実施【水道施設課】
	水質検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の実施【水道施設課】

項目	施策	事業名【担当課】
	放射性物質測定の実施	・水道水の放射性物質測定（再掲）【水道施設課】
(2) 経営基盤の強化	水道事業の効率化	・漏水調査の実施【水道施設課】 ・漏水箇所の修繕工事の実施【水道施設課】 ・包括業務委託の導入【水道業務課】 ・料金の適正化【水道業務課】
	意識啓発の実施	・節水意識の啓発【水道業務課】

2 下水道の整備促進 158 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 汚水排水対策の推進	汚水排水施設の整備	・市街化区域汚水未整備区域の汚水整備事業【下水道課】 ・新たに拡大した認可区域の汚水整備事業【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の汚水整備【下水道課】 ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内の汚水整備【下水道課】 ・下水道施設（汚水）の維持管理【下水道課】 ・下水道施設（汚水）の長寿命化基本計画及び修繕計画の策定【下水道課】
	下水道事業の健全な運営	・水洗化率の向上【下水道課】 ・下水道使用料の適正化【下水道課】 ・公営企業会計の適用【下水道課】
	関係機関との連携の推進	・近隣自治体との連携による下水処理の実施【下水道課】
(2) 雨水排水対策の推進	雨水排水施設の整備	・市街地雨水管網の整備【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 ・雨水幹線整備事業【下水道課】 ・溢水地域の改善【下水道課】 ・下水道施設（雨水）の維持管理【下水道課】 ・都市下水路施設の維持管理【下水道課】

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

1 誇りを持っていきいきと暮せるまちづくり 162 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 市民参加・交流システムの構築	ボランティア等が活躍できる場の提供	・観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】 ・外国語ボランティアの充実【観光推進課】【指導課】 ・ボランティア団体の交流機会の充実【観光推進課】 ・大学との連携事業の拡充【観光推進課】 ・サロン等交流の場の充実【観光推進課】
	子どもたちに伝える郷土愛	・学校給食における地場産野菜の積極活用（再掲）【学務課】

2 フィールドミュージアムの形成 163 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) ネットワークを支える「発見の径」づくり	「発見の径」づくり	・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）【みどりと公園課】 ・観光案内看板の充実【観光推進課】

項目	施策	事業名【担当課】
(2) フィールドミュージアムの見どころづくり	体験型観光の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型事業の構築【観光推進課】 ・他自治体や民間企業等と連携した広域観光事業の推進【観光推進課】
	花のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型自然散策ルートの設定【観光推進課】 ・地域別フラワーロードの整備【観光推進課】 ・空閑地・未利用地の花畑化の推進【観光推進課】 ・桜と菜の花の里づくりの推進【観光推進課】
(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり	推進体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・シイタケの里づくりの推進【みどりと公園課】 ・わさび園の整備【みどりと公園課】 ・カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】 ・ホテルの里づくりの推進（再掲）【コミュニティ推進課】 ・新座みかん園の整備【観光推進課】 ・ユニバーサル農業の推進体制の構築【経済振興課】

3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成 165 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 情報発信機能の強化	キャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】 ・イメージキャラクターの活用【観光推進課】
	情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの有効活用【観光推進課】 ・観光親善大使によるPR活動の推進【コミュニティ推進課】 ・外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成及び配布【観光推進課】 ・外国人向け観光情報誌の配布【観光推進課】 ・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載【コミュニティ推進課】 ・公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備【観光推進課】 ・観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】
(2) イベント・祭りなどの振興	イベント・祭り等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・“すぐそ新座”春まつりの実施【観光推進課】 ・市民まつりへの支援【経済振興課】 ・柳瀬川ふれあい祭り、大江戸新座祭り等の後援【観光推進課】
(3) プロモーション戦略の推進	計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・年間プロモーション計画の策定【観光推進課】 ・他自治体や民間企業等と連携した広域観光事業の推進（再掲）【観光推進課】
(4) 新座ブランドの開発・育成	新座の特産品づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発支援とブランド化（再掲）【観光推進課】 ・農商工の協力体制の構築（再掲）【経済振興課】 ・手打ちうどん名人認定事業の推進【観光推進課】 ・新座みかん園の整備（再掲）【観光推進課】 ・シイタケの里づくりの推進（再掲）【みどりと公園課】 ・わさび園の整備（再掲）【みどりと公園課】 ・ワイナリーの整備【観光推進課】 ・ユニバーサル農業の推進体制の構築（再掲）【経済振興課】
	特色ある商店づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・名店づくりへの支援【観光推進課】

4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備 167 ページ

項目	施策	事業名【担当課】
(1) 中核施設の整備検討	中核施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）ふるさと歴史館の整備（再掲）【生涯学習スポーツ課】
(2) スローライフを実現する公園等の整備	施設等の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）道場公園の整備（再掲）【みどりと公園課】 ・オープンカフェの整備【観光推進課】 ・ワイナリーの整備（再掲）【観光推進課】

項 目	施 策	事 業 名【担当課】
(3) 魅力ある都市空間の実現	新座駅周辺の都市拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新座駅北口土地区画整理事業の実施（再掲）【新座駅北口土地区画整理事務所】 ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進（再掲）【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】
	志木駅南口周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・志木駅南口周辺の整備【市民安全課】【まちづくり計画課】【道路課】
	魅力ある都市空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進（再掲）【地下鉄12号線延伸促進室】

基本構想の推進のために

行財政運営

※別に定める第6次新座市行財政改革大綱実施計画に記載

Ⅱ 基本計画

第1章 市民協働

第2章 市民生活

第3章 福祉・健康

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

第5章 都市整備

第6章 観光

本編の見方

「Ⅱ 基本計画」については、下記のように記載しています。

第1章 市民協働
第4次基本構想の章と節名

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

基本方針

第4次基本構想
の基本方針

- 1 市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深め、一人ひとりが国際化を推進する主体であるとの認識の下に、国籍を問わず、だれもが協働して地域づくりに取り組む多文化共生のまちづくりを進めます。
- 2 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、平和で明るい社会を築くため、市民の平和意識の高揚に努めます。

1 国際化の推進
第4次基本構想
の施策の方向

(1) 国際交流の推進

- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、国際交流機会の拡充を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場や、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会を設けます。
- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、青少年の交流を始めとした市民レベルの相互交流の拡充を図ります。

施策名	事業名	施策の内容	担当課
学習機会の提供	意識を高めるため、図書館等で開催するな	に対する学習意欲	後期基本計画の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際化に関する講座の実施【コミュニティ推進課】 ・外国語講座の実施【コミュニティ推進課】 		

交流の促進	事業計画表												
	<p>※特筆すべき内容がある事業のみ記載</p> <p>国際交流センターなど国際交流の場である国際交流デーなど</p> <p>国際交流デー開催への支援【コミュニティ推進課】</p> <p>国際交流デー開催のため、中学生の海外派遣を実施するとともに、市民の海外派遣について検討します。</p> <p>青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】</p>												
	<p>年度ごとの実施内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">・実施</td> <td style="text-align: center;">・実施</td> <td style="text-align: center;">・実施</td> <td style="text-align: center;">・実施</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・友好（姉妹）都市及び他国の都市 ・コミュニティ推進課 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・実施	・実施	・実施	・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・友好（姉妹）都市及び他国の都市 ・コミュニティ推進課 			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度										
・実施	・実施	・実施	・実施										
<ul style="list-style-type: none"> ・友好（姉妹）都市及び他国の都市 ・コミュニティ推進課 													
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 特筆すべき内容がない場合は斜線 </div>												

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなで作るまち～

第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

第5節 男女共同参画 ～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

第1章 市民協働

第1節 市民参画 ～みんなでつくるまち～

基本方針

- 1 広報活動の充実により市民との情報共有を進めるとともに、市民の主体的な市政への参画を可能とする仕組みを整備し、市民との協働によるまちづくりに取り組みます。

1 市民参画による市政の推進

(1) 市民参画制度の確立

- 条例制定や各種計画策定時など、政策形成過程における市政参画に関する各種制度の充実を図るとともに、市民が主体的に参画できる手法を確立します。
- 各種施策や事業の実施・評価段階における市民参画の制度を確立します。

市民参画制度の充実	政策に市民ニーズを反映させるため、条例の制定や各種計画の策定時などには、審議会における市民委員の選任やパブリック・コメントの募集等を行い、市民が市政に参画する機会や制度の充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">・政策形成過程における市民参画制度の充実【企画課】・パブリック・コメント制度の推進【秘書広聴課】

意識啓発の実施	市民の権利・責務や市民の市政参画の保障などを定めた自治憲章条例について、広く周知を図るため、啓発を行います。							
	<ul style="list-style-type: none">・自治憲章条例の啓発【企画課】							
	<table border="1"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31・32年度</th></tr></thead><tbody><tr><td><ul style="list-style-type: none">・条例施行10周年に伴う啓発活動・条例施行後の評価</td><td><ul style="list-style-type: none">・啓発活動</td><td><ul style="list-style-type: none">・啓発活動</td><td><ul style="list-style-type: none">・啓発活動</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none">・条例施行10周年に伴う啓発活動・条例施行後の評価	<ul style="list-style-type: none">・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・啓発活動
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
<ul style="list-style-type: none">・条例施行10周年に伴う啓発活動・条例施行後の評価	<ul style="list-style-type: none">・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・啓発活動	<ul style="list-style-type: none">・啓発活動					

(2) 開かれた行政の推進

- 個人情報の保護に配慮し、情報公開制度の適切な運用に努めます。
- 市の行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、市が実施する会議を原則として公開するとともに、行政手続に関して共通する事項を定め、公表します。

行政情報の公開	<p>公文書の開示請求権を市民に保障するとともに、個人情報の適正な管理を行うことで、開かれた市政の一層の推進と個人の権利利益の保護を図ります。</p> <p>また、附属機関等の会議を原則として公開するとともに、許認可等の申請に対する処分の審査基準及び標準的な処理期間を設定し、公表します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度・個人情報保護制度の充実【市政情報課】 ・市長の資産公開【市政情報課】 ・会議公開制度の推進【市政情報課】 ・行政手続に係る基準の公表【総務課】

(3) 広聴・広報活動の充実

- 市政に対する要望や意見を気軽に市に寄せることができるよう、市長への手紙・ファックス・メールなどによる広聴制度の充実を図ります。
- 幅広い年代・階層における市政に関する意見・提言を把握するため、懇談会など直接市民と対話できる機会の充実を図ります。
- 各種施策や事業の進捗状況、結果などについて、年次報告書などにより市民に対する説明の機会の創出に努めます。
- 多数の市民の意向を把握するため、市民意識調査を定期的実施します。
- 広報紙、ホームページについて、様々な世代にとって読みやすく分かりやすいものとなるように配慮しながら、内容の充実に努めます。
- インターネットの活用や報道機関への情報提供など、様々な方法での市政情報の提供に努めます。
- 市民が日常の暮らしの中で身近に抱えている心配ごとや悩みごと等について安心して相談ができるよう、専門の相談員による各種相談窓口の充実に努めます。

市民意識の把握	<p>市長への手紙・ファックス・メール、市長市政懇談会、小・中学生議会や大学生と市長との懇談会の開催等により、幅広い年代・階層の市民から意見・提言を伺う機会や制度の充実を図ります。</p> <p>また、市民意識調査を実施し、市民意識の把握及び調査結果の市政への反映に努めます。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への手紙、ファックス、メール制度の充実【秘書広聴課】 ・市長市政懇談会の充実【秘書広聴課】 ・小学生議会・中学生議会、大学生と市長との懇談会の実施【秘書広聴課】 ・市民意識調査の実施【秘書広聴課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>平成 29 年度</td> <td>平成 30 年度</td> <td>平成 31・32 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>・実施</td> <td></td> </tr> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度			・実施
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
		・実施						

説明機会の創出	<p>市の主要事業の内容及び推進状況について、広報紙、ホームページ、年次報告書などにより公表し、市民に対する説明の機会の創出に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の公表【企画課】

情報提供の充実	<p>読みやすく親しみやすい広報紙や利用しやすいホームページとなるよう努めるとともに、掲載情報の充実及び情報更新の迅速化を図ります。</p> <p>また、市勢要覧、市内地図や市役所業務を掲載した市民便利帳、市PRビデオの作成、広報紙の全戸配布、マスコミ各社に対する情報提供等様々な方法により、市政に関する情報の積極的な提供と充実を図ります。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の充実【市政情報課】 ・ホームページの充実【市政情報課】 ・市勢要覧の発行【市政情報課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・発行</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度		・発行		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
		・発行							
<ul style="list-style-type: none"> ・市民便利帳の発行【市政情報課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・発行</td> <td></td> <td>・発行</td> <td>・発行</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・発行		・発行	・発行	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
・発行		・発行	・発行						
<ul style="list-style-type: none"> ・市PRビデオの作成【市政情報課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・映像資料の収集・撮影</td> <td>・作成・公開</td> <td>・作成・公開</td> <td>・作成・公開</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の全戸配布【市政情報課】 ・報道機関への情報提供【市政情報課】 ・市政情報コーナーを活用した情報提供の充実【生涯学習センター】 ・情報公開総合窓口閲覧コーナーの充実【市政情報課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・映像資料の収集・撮影	・作成・公開	・作成・公開	・作成・公開	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
・映像資料の収集・撮影	・作成・公開	・作成・公開	・作成・公開						
相談体制の充実	<p>日常の暮らしの中で抱えている心配ごとや悩みごと等を安心して相談できるよう、弁護士や税理士等の専門の相談員による無料相談を定期的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民相談の充実【人権推進課】 								

第1章 市民協働

第2節 ボランティア・市民活動 ～ともに元気な力を発揮して～

基本方針

- 1 ボランティアやNPOなどによる市民の自主的な活動が活発に展開されるよう支援を進めます。

1 ボランティア・市民活動の推進

(1) ボランティア・市民活動の支援

- 講座やセミナーの開催により、新たなボランティアなどの発掘・育成に努めます。
- ボランティア・市民活動に関する情報の効果的な収集と発信の仕組みづくりを進めます。
- 活動中の事故を救済し、安心して活動に参加できるように、公益的な活動を行う市民団体を対象とする補償制度の運用を進めます。
- 市民の参加意欲を促進するため、ボランティア・市民活動に対する新たな人的・物的・経済的な支援制度について検討します。

人材の育成	市民がボランティア・市民活動に自主的に参加できるよう、活動のきっかけとなる場を創出し、新たな人材の発掘・育成を図ります。							
	・各種講座・セミナーの実施【コミュニティ推進課】 <table border="1"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31・32年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー</td><td>・地域デビューセミナー</td><td>・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー</td><td>・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー	・地域デビューセミナー	・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー	・地域デビューセミナー	・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー	・地域活動コーディネーター養成講座 ・地域デビューセミナー					
情報提供の充実	ボランティア・市民活動に関する情報を効果的に収集するとともに、機関紙「にいざの地域活動だより」の発行、ホームページへの掲載など、収集した情報の発信に努めます。							
	・ボランティア・市民活動情報の収集・発信【コミュニティ推進課】 ・「にいざの地域活動だより」の充実【コミュニティ推進課】							
活動支援体制の確立	公益的な市民活動を行う団体が、活動中に事故が発生した場合に負担が掛からないよう、安心して活動に参加できる環境づくりを推進します。							
	・市民公益活動補償制度の運用【コミュニティ推進課】							

(2) ネットワーク化の推進

- 活動のネットワークづくりや活性化のため、ボランティア・市民活動団体の相互交流の機会の拡充に努めます。
- 様々な分野で活動するボランティアやNPOなどと市が連携して、地域の課題解決や公的サービスの提供に取り組めるよう、仕組みづくりを進めます。

交流の促進	様々な分野で活動するボランティアやNPO等の地域活動団体同士の相互交流が図れるよう、新たな公共の担い手となる人材や団体、地域資源などを効果的につなぐ役割を担う地域活動コーディネーターと連携し、団体交流事業を実施します。 ・団体交流事業の実施【コミュニティ推進課】
-------	--

第1章 市民協働

第3節 コミュニティ ～地域でつながる人と人～

基本方針

- 1 「自らが住む地域は、自らが参加し、相互の立場を尊重しながら協力してつくっていく」という気運の醸成を図るため、町内会・自治会などを中心とした地域住民によるコミュニティづくりの支援に努めます。

1 コミュニティ活動の推進

(1) 住民自治意識の高揚

- 町内会などの地域コミュニティ活動の支援を通じて、地域で子どもや高齢者を見守るといった住民の自治意識や地域における連帯意識の高揚を図ります。
- 大規模な集合住宅等が新たに建設された場合には、コミュニティの形成について支援を行います。

コミュニティ活動への支援の充実	自治と連帯の意識高揚を目指し、町内会及びコミュニティ関係団体への助成を行うとともに、町内会が実施するホタル飼育事業への支援を行います。							
	・地域コミュニティ活動団体への支援【コミュニティ推進課】 ・ホタルの里づくりの推進【コミュニティ推進課】							
コミュニティ形成への支援	大規模な集合住宅等が新たに建設された場合など、市民が新たなコミュニティの形成を目指す際には、関連情報の提供等の支援を行います。							
	・新たなコミュニティの形成への支援【コミュニティ推進課】							
都市間交流の促進	コミュニティ活動の一環として、友好姉妹都市である栃木県那須塩原市及び新潟県十日町市との都市間交流を行います。							
	・国内友好姉妹都市との交流【コミュニティ推進課】 <table border="1"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31・32年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）</td><td>・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（受入）</td><td>・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）</td><td>・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（受入・訪問）</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（受入）	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（受入）	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（訪問）	・「ちびっこふるさと探検隊」事業の実施（受入・訪問）					

(2) コミュニティ活動の促進

- 転入者への案内や町内会における活動などを通じ、地域コミュニティの核である町内会への加入を促進します。
- 市立集会所の管理、公園の清掃など、自らが使用する地域における施設の管理等を通じて自治意識の高揚を図るとともに、自主的な活動の活性化に努めます。

町内会活動の促進	<p>住民の自治意識の高揚を図るため、集会所や公園等の管理について、地元の町内会への委託を進めるとともに、町内会が主催する地域活動に対する支援に努めます。</p> <p>また、町内会への加入を促進するため、転入者や未加入者等に対して町内会への加入案内を行うとともに、ホームページ等で町内会の活動状況について周知します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会による集会所管理の実施【コミュニティ推進課】 ・町内会による公園管理の実施【みどりと公園課】 ・町内会活動への支援【コミュニティ推進課】 ・町内会への加入促進【コミュニティ推進課】

(3) コミュニティ施設の充実

- 市立集会所の補修・改修を行うとともに、建築経過年数などを踏まえ、新設・建替えに取り組むほか、地域会館の整備を支援します。

活動拠点の整備	<p>既存施設の老朽化への対応とともに、集会所の新設・建替を計画的に行います。</p> <p>また、地域コミュニティ活動を促進するため、町内会等が実施する地域会館・小公園等の整備に対し助成を行います。</p>			
	<p>・集会所の建替え・改修【コミュニティ推進課】</p>			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	・新座集会所解体	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所建設 (1 棟) ・既存施設解体 (1 棟) 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所建設 (1 棟) ・既存施設解体 (1 棟)
<p>・集会所の新設【コミュニティ推進課】</p>				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
/	/	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所新設 (1 棟) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所新設 (1 棟) 	
<p>・地域会館等の整備への助成【コミュニティ推進課】</p>				

第1章 市民協働

第4節 人権 ～差別のない明るいまちに～

基本方針

- 1 だれもが住みよいまちづくりを目指し、人権意識の高揚を図るとともに、相談・支援体制の充実に努め、差別のない明るい地域社会を築きます。

1 人権尊重社会の構築

(1) 人権教育の推進

- 学校教育や社会教育において、人権尊重の意識を高めるための学習機会を拡充し、市民一人ひとりの人権意識の高揚が図られるよう、人権教育を推進します。

学習機会の提供	同和問題を始めとする様々な人権問題について正しい理解と認識を深めるため、情報収集や調査・研究を行うとともに、関係機関と連携し、市民、事業者、市職員等を対象とした研修会や講座、講演会等を実施します。 また、学校における児童生徒への人権教育や教職員に対する研修会、研究会を実施します。
	<ul style="list-style-type: none">・市民・企業への人権問題研修の実施【人権推進課】・職員への人権問題研修の実施【人権推進課】・人権に関する講座・講演会の実施【生涯学習スポーツ課】・学校教育における人権教育の実施【指導課】

(2) 人権啓発・交流の推進

- 同和問題を始めた様々な人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、より効果的な人権啓発活動を推進するとともに、市民と人権関係団体との交流を深める機会を設けます。

意識啓発の実施	「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間（8月）」や「人権週間（12月）」に合わせた広報による周知や啓発物品の配布、小中学生からの人権標語・ポスターの募集等を通じて人権意識の高揚を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">・人権問題に関する啓発【人権推進課】【生涯学習スポーツ課】・人権標語・ポスター展の実施【生涯学習スポーツ課】

団体への支援の充実	北足立郡市町人権フェスティバルなどにより、同和問題を始めとする様々な人権問題の当事者との交流を深める機会を設けます。 また、人権教育団体との連携を図るとともに、団体への支援を行います。
	<ul style="list-style-type: none">・人権フェスティバルへの参加・協力【人権推進課】・人権教育団体への支援【生涯学習スポーツ課】

(3) 相談・支援体制の充実

- 社会生活や家庭生活における様々な人権問題の解決を図るため、庁内関係部署や関係機関との連携により市民が相談しやすい体制を構築するとともに、各種情報の提供や人権被害者に対する支援体制の充実を図ります。

相談体制の充実	人権問題に関する市民からの相談に対し、市及び関係機関が設置する各種相談窓口等と連携し、人権侵害被害者の救済や支援に努めます。 ・人権相談の実施【人権推進課】
---------	---

第1章 市民協働

第5節 男女共同参画

～女性と男性のよりよいパートナーシップをめざして～

基本方針

- 1 男女の性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発と環境整備に努めます。
- 2 女性の政策・方針決定過程への参画を進めます。

1 男女共同参画社会の形成

(1) 男女共同参画意識づくりの推進

- 男女平等意識の向上を促すとともに、DVなどの人権侵害をなくすため、幼児教育や学校教育、生涯学習など、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
- 女性困りごと相談などの相談・支援体制の充実に努めます。

意識啓発の実施	男女共同参画情報紙の発行や、講演会・講座の開催など、関係機関との連携により、固定的な性別役割分業意識などの解消を目指した意識啓発を図ります。 ・男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・家庭における男女共同参画意識の啓発【人権推進課】 ・男女共同参画のための生活環境づくりの推進【人権推進課】
学習機会の提供	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）や固定的な性別役割分業意識を解消するため、幼児教育、学校教育、生涯学習において男女平等教育を推進します。 ・男女平等教育・学習の推進【人権推進課】
相談体制の充実	男女共同参画社会の推進を阻害する要因である性別による差別的取扱いや配偶者からの暴力等に対する相談体制の充実に努めます。 ・男女共同参画に関する相談体制の充実【人権推進課】

(2) 性の尊重と配偶者等からの暴力の根絶

- 男女がそれぞれ持つ身体的な特性を理解し、尊重し合うことができるよう、啓発活動や相談体制の充実に努めます。
- 重大な人権侵害である配偶者等からの暴力の根絶を目指し、広く市民に対して、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図るとともに、被害者の救済体制の整備に努めます。

性を尊重する意識の高揚	<p>男女共同参画社会を実現するため、男女がそれぞれ持つ身体的な特性を理解し、尊重することができるよう、啓発を行うとともに、女性困りごと相談員による相談体制の充実を図ります。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発【人権推進課】 ・性と生殖に関する健康と権利についての相談体制の充実【人権推進課】 								
配偶者等からの暴力の根絶	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）を根絶するため、広報等により、意識の啓発や関連法規の理解の促進を図ります。</p> <p>また、DV被害を早期に把握し関係機関との連携を図るため、女性困りごと相談員による相談体制を充実させるとともに、DV被害者の保護や支援を行うための救済体制を整備します。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・DV根絶のための意識啓発【人権推進課】 ・DVに関する相談体制の充実【人権推進課】 ・DV被害者の救済体制の整備【人権推進課】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の策定 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の見直し </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の見直し
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内DV対策連携会議・DV対策ネットワーク会議の開催 ・配偶者等からの暴力及び被害者支援基本計画の見直し 						

(3) 男女共同参画のための環境整備

- 男女が共に社会的な活動に参加できるよう、育児や介護などに対する支援の充実に努めるとともに、働きやすい職場づくりについて事業者に対する啓発を行います。
- 職場における男女共同参画を推進するため、女性の就業機会の拡大、均等待遇の整備などについての啓発活動を行います。

就業における男女共同参画の推進	<p>男女が共に働きやすい職場環境の整備を促進するため、事業所に対する男女共同参画に関するアンケートの実施や男女雇用機会均等法などの関係法規の周知等を行います。</p> <p>また、市においても職場研修を実施するとともに、市が「事業者」として職員の子育てを職場全体として応援するために定めた特定事業主行動計画を推進します。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場づくりの推進【人権推進課】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動 ・事業所アンケートの実施 						
<ul style="list-style-type: none"> ・就業における男女共同参画の推進【人権推進課】 ・職場における男女共同参画の推進【人事課】 									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 ・第3次特定事業主行動計画の見直し </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 ・第3次特定事業主行動計画の見直し
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画研修の実施 ・第3次特定事業主行動計画の見直し 						

(4) まちづくりへの男女共同参画

- 審議会における女性の登用の促進など、女性の政策・方針決定過程への参画を促進します。
- 男女共同参画推進プラザを拠点として、女性の社会的な活動の更なる活性化を図ります。また、男女共同参画推進プラザの利用者の拡大を図るため、機能の充実及び施設の周知に努めます。

社会活動への女性の参画促進	市の政策・方針決定過程における女性の参画を進めるため、審議会等における委員の男女構成比率の目標を定め、積極的に女性の登用を進めます。 また、ボランティア・市民活動への女性参画を促進する仕組みを構築します。
	・政策・方針決定の場への参画促進【人権推進課】 ・地域・社会活動への参画促進【人権推進課】
拠点施設の充実	男女共同参画社会の拠点施設である男女共同参画推進プラザにおける講座・講演会の充実などを図ります。
	・男女共同参画推進プラザの充実【人権推進課】

第6節 国際化・平和 ～多文化のふれあうまち～

基本方針

- 1 市民の国際感覚・国際認識・国際理解を深め、一人ひとりが国際化を推進する主体であるとの認識の下に、国籍を問わず、だれもが協働して地域づくりに取り組む多文化共生のまちづくりを進めます。
- 2 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、平和で明るい社会を築くため、市民の平和意識の高揚に努めます。

1 国際化の推進

(1) 国際交流の推進

- 市民自らが国際社会に生きる自覚と責任を持ち、国際的視野を身に付けるとともに、世界の人たちとの相互理解を深めるため、国際交流機会の拡充を図ります。
- 異なる文化を持つ者同士が、それぞれの文化にふれあう場や、日本の伝統文化を外国人市民に紹介する機会を設けます。
- 3か国の友好（姉妹）都市との間において、青少年の交流を始めとした市民レベルの相互交流の拡充を図ります。

学習機会の提供	市民の国際意識や外国語に対する学習意欲の高揚を図るため、公民館等で講座を開催するなど、異文化理解のための学習機会の拡充に努めます。
	・国際理解及び外国語講座の実施【コミュニティ推進課】【中央公民館】

交流の促進	国際交流協会が主催する外国人市民との異文化交流の場である国際交流デーなどの支援を行います。							
	また、青少年の国際感覚及び国際認識を高めるため、中学生の海外派遣を実施するとともに、市民レベルでの交流が深まるよう、交流分野の拡大について検討します。							
	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流団体への支援【コミュニティ推進課】 ・国際交流デー開催への支援【コミュニティ推進課】 ・青少年海外派遣の実施【コミュニティ推進課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・実施</td> <td>・実施</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・友好（姉妹）都市及び他国の都市との交流の推進【コミュニティ推進課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度			・実施
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
		・実施	・実施					

(2) 多文化共生のまちづくり

- 外国人市民が日本人市民と同等の行政サービスが受けられるよう、市における体制づくりを推進するとともに、外国人市民が必要な情報を入手できるよう努めます。また、関係機関と連携し、外国人市民に対する相談体制の充実に努めます。
- 市長と外国人市民との懇談会などの機会をとらえて、日本で生活する上での問題点などの把握に努めることにより、国籍を問わず、市民一人ひとりが安心して快適に生活できるよう、施設設備の整備などサービスの充実に向けた体制づくりなどの両面において外国文化を意識した基盤整備を進めます。
- 市民レベルでの国際協力、国際貢献活動を実現していくため、関係機関・団体とのネットワーク化を図るとともに、その活動の支援に努めます。

外国人市民への支援の充実	外国人市民に日常生活の必要な情報を提供するため、外国語を併記した生活ガイドブックの配布やホームページでの情報提供を行うとともに、外国人市民が日本人市民と同等の行政サービスを受けられるようにするため、関係機関と連携し、外国人市民の相談に対応できる体制を整えます。			
	・外国人市民のための生活ガイドブックの配布【コミュニティ推進課】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ガイドブックの作成 ・ホームページ情報の更新 		<ul style="list-style-type: none"> ・生活ガイドブックの作成 ・ホームページ情報の更新 	
	・外国人市民に対する相談体制の充実【コミュニティ推進課】			

ネットワークの構築	外国人市民が抱える問題点等の把握と改善に努めるため、国、県及び国際交流団体等の関連機関・団体とのネットワーク化を図ります。			
	・国際化関係団体のネットワーク化の推進【コミュニティ推進課】			

2 平和意識の高揚

(1) 平和意識の高揚

- 「新座市健康平和都市宣言」の趣旨にのっとり、多くの方に平和の尊さや大切さを考える機会を提供し、市民の平和意識の高揚に努めます。

学習機会の提供	市民の平和意識の高揚を図るため、パネル展や講演会等を開催するなど、平和の尊さを考える機会の提供に努めます。			
	・平和展の実施【人権推進課】			

第2章 市民生活

- 第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～
- 第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～
- 第3節 防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～
- 第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～
- 第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～
- 第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～
- 第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

第2章 市民生活

第1節 防災・消防 ～災害に強いまちをめざして～

基本方針

- 1 「自分たちのまちは自分たちで守る」という市民の防災意識の高揚に努めるとともに、多様な災害に対応できる防災体制の整備・強化を進めます。

1 地域総合防災力の充実

(1) 防災意識の高揚

- 防災に関する情報提供に努め、啓発活動や防災訓練などを通じて市民一人ひとりの防災意識の高揚を図りながら、自主防災組織の活動及び防災リーダーの育成を支援します。

市民の防災力の向上	市民に対し、地震ハザードマップ、洪水・土砂災害ハザードマップやパンフレット等を配布することにより、防災意識の啓発を図り、大規模災害時の対応に備えます。 また、防災体制の強化を図るため、各自主防災会と市職員の協力体制を構築する防災訓練を実施します。 さらに、防災リーダーの育成を始めとした自主防災会への支援を推進します。							
	<ul style="list-style-type: none">・防災マップ等の配布【市民安全課】・防災訓練の実施【市民安全課】・自主防災会の充実【市民安全課】 <table border="1"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31・32年度</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)</td><td>・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)</td><td>・自主防災会用防災倉庫の整備(2棟)</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度		・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)	・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
	・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)	・自主防災会用防災倉庫の整備(1棟)	・自主防災会用防災倉庫の整備(2棟)					

(2) 防災体制の整備

- 災害時の食料や資機材の計画的な備蓄を推進するとともに、避難場所の整備や防災設備の充実を図ります。
- 災害時における応援体制の強化のため、自治体や事業者などと災害時応援協定の締結を推進します。
- 建築物の耐震診断や耐震改修を促進し、防災性の高い住環境づくりに努めます。
- 災害時要援護者に対する避難支援プランの作成に向けて検討するとともに、市が所有する情報等の共有化、自主防災会や消防団への情報提供などについて検討し、避難体制を整備します。

防災体制の整備	<p>災害時に備え、一般の避難施設の整備に加えて、避難行動要支援者などへの対応が可能な福祉避難所の指定を進めるとともに、防災倉庫や防災備蓄品、避難場所看板の整備・充実を図ります。</p> <p>また、災害時における情報発信等を円滑に行うため、防災行政無線の受信所・戸別受信機の改修を行うなど、災害時情報システムの整備を進めます。</p> <p>さらに、災害時の応急給水体制の充実を図るため、災害用指定井戸や応急給水資機材の確保を進めます。</p>								
	<p>・防災拠点施設の整備【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (4 棟) 防災備蓄品の充実 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄品の充実 </td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (4 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄品の充実
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (4 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 市防災備蓄倉庫の整備 (2 棟) 防災備蓄品の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄品の充実 					
<p>・災害時情報システムの整備【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(7 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 戸別受信機の改修(8 か所) </td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(7 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別受信機の改修(8 か所) 	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(8 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災無線受信所の改修(7 か所) 戸別受信機の改修(4 か所) 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別受信機の改修(8 か所) 						
<p>・災害時の給水体制の充実【市民安全課】【水道業務課】</p>									

協力体制の確立	<p>災害時における応援協力体制を強化するため、既に締結した他自治体や事業者との災害時応援協定の見直しを行うとともに、新たな災害時応援協定の締結に努めます。</p>
	<p>・災害時応援協定の整備【市民安全課】</p>

防災性の高い住環境づくり	<p>民間の建築物の耐震診断や耐震改修に対して助成するとともに、家具転倒防止対策を推進することにより、防災性の高い住環境づくりを進めます。</p>
	<p>・耐震診断、耐震改修への助成【建築開発課】</p> <p>・家具転倒防止対策の推進【市民安全課】</p>

計画の策定	<p>災害に対処するための基本的かつ総合的な計画である地域防災計画について、地域社会の情勢変化等に応じ、実情に沿った計画とするため、内容の見直しを行います。</p> <p>また、災害発生直後の初動期における市職員の実践的な活動マニュアルを職員配置等を考慮して随時見直します。</p> <p>さらに、災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者の避難活動を支援するため、個別避難支援プラン（個別計画）を作成し、避難行動要支援者名簿の更新を行います。</p>								
	<p>・地域防災計画の見直し【市民安全課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 見直し </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度			<ul style="list-style-type: none"> 見直し 	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
		<ul style="list-style-type: none"> 見直し 							
<p>・避難行動要支援者支援制度の充実【長寿支援課】</p>									

(3) 消防体制の拡充

- 埼玉県南西部消防本部と連携して、消防団の設備や装備品の整備、情報の伝達体制の確保に努めます。
- 消防団員の確保及び資質の向上を図ります。
- 消防水利の充足を図るため、水利が不足している地域に消火栓の設置を推進するとともに、耐震性防火水槽の設置を進めます。

消防団の活動体制の充実	<p>地域における消防体制の強化を図るため、消防団の拠点施設である分団車庫を順次建て替えるとともに、消防車両、装備品や無線機の点検・更新を行います。</p> <p>また、消防団員の確保や資質の向上を図るため、消防団が行う消火活動や訓練等を充実させるとともに、消防団車庫の維持管理などを行います。</p> <p>さらに、消防体制を強化するため、消防団活動の充実を図ります。</p>							
	<p>・消防団分団車庫の建替え【市民安全課】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td>・第五分団・第二分団車庫建替え</td> </tr> </tbody> </table> <p>・消防団の装備品の整備【市民安全課】</p> <p>・消防団の無線機の整備【市民安全課】</p> <p>・消防団活動の充実【市民安全課】</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	/	/	/
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
/	/	/	・第五分団・第二分団車庫建替え					

消防用設備の整備	<p>災害発生時における円滑な消防活動を推進するため、消火栓及び耐震性防火水槽の整備を進めます。</p> <p>また、火災時に備え、街角消火器の整備と管理を推進します。</p>
	<p>・消防水利（消火栓、防火水槽）の充実【市民安全課】</p> <p>・街角消火器の整備【市民安全課】</p>

2 危機管理体制の充実

(1) 危機管理体制の充実

- 市民の生命、身体、財産に被害・損失が生じるおそれのある様々な危機を可能な限り想定し、それぞれに対応し得るシステムの構築を検討し、体制を整備します。

危機管理体制の整備	<p>武力攻撃事態等から市民の生命・財産等を保護するため、必要な事項を定めた国民保護に関する新座市計画について、社会情勢の変化等に応じて内容の見直しを行います。</p> <p>また、地域社会の実情に沿った計画とするため、地域防災計画の見直しを行うとともに、様々な危機に対応し得る体制の整備に努めます。</p>							
	<p>・国民保護に関する新座市計画の見直し【市民安全課】</p> <p>・地域防災計画の見直し（再掲）【市民安全課】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td>・見直し</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	/	/	・見直し
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
/	/	・見直し	/					

第2節 交通安全 ～交通事故ゼロのまちをめざして～

基本方針

- 1 市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るため、交通安全運動を通じた啓発活動を推進します。
- 2 関係機関と連携し、交通安全推進体制の充実に努めるとともに、交通危険箇所の解消に向け、交通安全施設の整備に取り組みます。

1 交通安全の確立

(1) 交通安全意識の高揚

- 関係機関との連携の下、交通安全運動及び小学生や高齢者を対象とした交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を図ります。

意識啓発の実施	交通ルールの遵守や交通安全意識の啓発、自転車や歩行者の通行マナーの向上を図るため、交通安全団体等と連携し、交通安全運動や交通事故防止運動を定期的実施するとともに、小学生や高齢者等を対象とした交通安全教室を随時開催します。
	<ul style="list-style-type: none">・交通安全運動の実施【市民安全課】・交通安全教室の実施【市民安全課】

(2) 安全な交通環境の整備

- 放置自転車等のない安全な交通環境を確保するため、駅周辺の自転車駐車場の整備を進めるとともに、地域との連携を図りながら、撤去活動や利用マナーの啓発活動などを行います。
- 関係機関との連携の下、違法駐車等の防止に向けての意識啓発などの活動を推進します。
- 道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、街路灯などの交通安全施設の整備を進めます。
- 小学生の通学路で、危険と思われる交差点等に交通指導員を配置し、児童の登下校時等の安全確保に努めます。
- 歩行者や自転車等が安全に通行できる歩道の整備に向けて、それぞれの通行空間を確保できるよう検討するとともに、通行者の意識の啓発に努めます。

<p>自転車利用環境の整備</p>	<p>安全な交通環境を確保するため、特に駅周辺における自転車駐車場の充実や放置自転車の撤去を実施するとともに、自転車の通行に配慮した歩道整備を検討します。</p> <p>また、放置自転車を未然に防止するため、誘導業務の推進や周辺の商業施設等との連携により自転車駐車場の利用を促進します。</p> <p>さらに、地域や交通安全団体等と連携し、自転車マナーの向上のため、交通安全運動などによる啓発を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車駐車場の充実【市民安全課】 ・放置自転車撤去活動の推進【市民安全課】 ・自転車の利用に配慮した歩道の整備【道路課】 ・自転車駐車場利用の促進【市民安全課】 ・自転車利用マナーの啓発【市民安全課】
<p>自動車違法駐車対策の推進</p>	<p>関係機関との連携の下、違法駐車等の防止に向けた啓発を行うとともに、必要に応じて廃物判定委員会を開催し、放置自動車の適切な処理を実施します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・違法駐車等の防止【市民安全課】 ・自動車駐車場の管理【市民安全課】
<p>施設・人員の整備の充実</p>	<p>交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板等の交通安全施設の適切な管理・整備を推進します。</p> <p>また、児童・生徒の安全確保を目的として、通学路で危険と思われる交差点に交通指導員を配置するとともに、研修の実施など、指導員の資質向上を図ります。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設（道路反射鏡、道路照明灯、啓発看板など）の整備【市民安全課】 ・交通指導員の配置【市民安全課】

第3節 防犯 ～安全で安心して暮らせるまち～

基本方針

- 1 市民が安全で安心して暮らせる「住みよいふるさと新座づくり」の実現に向け、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯体制の整備を図ります。

1 防犯体制の充実

(1) 防犯意識の高揚

- 各種研修会や市民大会の開催など、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るための啓発活動を実施します。

意識啓発の実施	市民の防犯意識の高揚を図るため、新座警察署や新座市防犯協会などの防犯関係団体と連携して研修会や市民大会などを開催するとともに、啓発物資の配布や街頭キャンペーンなどによる防犯運動を実施します。
	・防犯研修会の充実【市民安全課】

(2) 防犯体制の整備

- 新座警察署と連携して犯罪情報を把握し、学校・防犯関係団体などへ速やかに情報提供できるよう、体制を整備します。
- 防犯パトロールなど、市民及び事業者による自主的な防犯活動を促すため、防犯資機材の貸与などを通じ、防犯関係団体の活動を支援します。
- 道路照明灯の設置など、防犯設備の整備を推進します。

関係機関との連携の推進	新座警察署と連携して、速やかな犯罪発生情報等の収集及び市民への提供体制の整備を検討します。 また、防犯パトロールを行っている市民団体等に対し、ベストや腕章といった備品の貸与などの支援を行います。 さらに、防犯、暴力排除、犯罪被害者支援を推進している団体への助成を行います。
	・防犯情報の提供【市民安全課】 ・犯罪情報提供体制の整備【市民安全課】 ・犯罪被害者への支援【市民安全課】 ・防犯関係団体の活動支援【市民安全課】 ・関係機関との連携による防犯体制の整備【市民安全課】

<p>防犯設備の整備</p>	<p>夜間における通行の安全を確保するため、私道に防犯灯を設置し、管理する町内会等に対して、設置費及び管理費の助成を行います。</p> <p>また、安全で安心なまちづくりを推進するため、市内に点在する空家等が適切に管理されるよう、所有者等に対し、条例に基づき指導・助言等を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯整備への助成【コミュニティ推進課】 ・ 空家等の適切な管理【市民安全課】

第4節 環境対策 ～やすらぎのある生活を守るために～

基本方針

- 1 環境への負荷の少ないまちづくりを目指して、新座市環境基本条例の理念に基づき、環境の保全、回復及び創出に向けた取組を推進します。
- 2 豊かな水と緑を守り、やすらぎのある生活環境を保全するため、市民・事業者・市が連携しながら、環境保全に向けた取組や環境美化運動などを推進します。

1 環境への負荷の少ないまちづくりの推進

(1) 環境の保全に関する仕組みの構築及び推進

- 「新座市環境基本条例」に基づき、環境の保全などに関する施策を総合的に推進します。
- 国が新たに示した温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、引き続き市域における温室効果ガス排出量の削減を目指して、各種事業を推進します。
- 環境マネジメントシステムを運用し、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。

総合的な環境保全 施策の推進	環境基本計画に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、その進捗状況を年次報告書により公表します。 また、PDCAサイクルの活用により、市の事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を総合的かつ系統的に行います。			
	・環境施策の進捗状況の公表【環境対策課】			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
				・第3次環境基本計画の策定
	・PDCAサイクルの活用による総合的な環境保全施策の推進【環境対策課】			

地球温暖化対策の推進	<p>地球温暖化対策を推進するため、公共交通機関や自転車の積極的な利用、電力消費の多い夏季・冬季における「エコ・カジュアル」・「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施などにより、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。</p> <p>また、公共施設の新設・改修等の際には、太陽光発電システムやLED照明、雨水貯留層の設置を行うとともに、道路照明灯でLED照明が未整備の箇所について設置を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や自転車の積極的な利用の推進【環境対策課】 ・低公害車・低燃費車の利用の推進【環境対策課】 ・「エコ・カジュアル」及び「WARM BIZ（ウォームビズ）」の実施【環境対策課】 ・公共施設への太陽光発電システム、LED照明及び雨水貯留槽の設置の推進【環境対策課】 ・道路照明灯のLED化の推進【市民安全課】
市民の環境配慮の取組への支援	<p>太陽光等の新エネルギー設備や高効率給湯器、雨水貯留槽の設置等に対して助成することにより、市民が行う環境配慮の取組を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置への助成【環境対策課】 ・高効率給湯器設置への助成【環境対策課】 ・雨水貯留槽設置への助成【環境対策課】

(2) 環境負荷の低減の意識の高揚

- 市民の環境に関する意識の高揚を目的として、環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。
- こどもエコクラブ事業や出前講座などを活用して、子ども向けの環境学習事業を推進します。

市民活動の推進	<p>環境に関する市民意識の高揚を図るため、「もったいない運動」を実施するとともに、環境保全協力員などのボランティアによるまち美化活動、わんわんマナーパトロール等の環境保全活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もったいない運動の実施【環境対策課】 ・環境保全協力員等による環境保全活動の推進【環境対策課】
学習機会の提供	<p>環境保全に係る市民意識の向上を図るため、環境講座を実施します。</p> <p>また、こどもエコクラブなどの子どもたちが地域において主体的に行う環境学習や実践活動を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境講座の実施【環境対策課】 ・こどもエコクラブの支援【環境対策課】

2 やすらぎのある生活環境の整備

(1) 公害対策の推進

- 大気汚染、水質汚濁を防止するため、定期的な環境測定を実施するとともに、県と連携し、事業者に対する規制・指導を実施します。
- 騒音、振動、悪臭を防止するため、事業者に対する規制・指導を実施します。

大気汚染防止の推進	<p>大気汚染の防止を図るため、定期的に市内における二酸化窒素の濃度測定を行います。</p> <p>また、廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の排出を抑制するため、定期的にパトロールを実施するなど、不適切な焼却への指導を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素濃度の測定【環境対策課】 ・不適切焼却防止パトロールの実施【環境対策課】
水質汚濁防止の推進	<p>水質汚濁の防止や環境行政の基礎資料とすることを目的として、柳瀬川及び野火止用水において水質検査を行うとともに、市内にある代表的な湧水について水質検査・流量測定を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川等の水質測定【環境対策課】
騒音・振動防止の推進	<p>JR武蔵野線の運行に伴って発生する騒音・振動の状況を把握するため、必要に応じて貨車・客車別に測定を実施し、東日本旅客鉄道（株）及び日本貨物鉄道（株）へ要望を行います。</p> <p>また、主要幹線道路における自動車等の通行に伴って発生する騒音の状況を把握するため、関越自動車道、国道254号、県道さいたま東村山線及び県道保谷志木線の沿道の騒音測定を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・JR武蔵野線の騒音・振動の測定【環境対策課】 ・主要幹線道路の騒音測定【環境対策課】
相談体制の充実	<p>市民の生活環境を保全するため、工場・事業所等から発生する騒音、振動、悪臭等に係る市民からの苦情・相談に随時対応します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公害に対する苦情・相談の対応【環境対策課】

(2) 環境美化の推進

- 市民の環境美化意識を高め、不法投棄、ごみのポイ捨て、犬のふん害などの防止や駅前環境の美化を図ります。

環境美化への取組の推進	<p>不法投棄物の回収や不法投棄防止のためのパトロールの実施、駅前公衆トイレの清掃・管理等により、道路上や駅前を始めとした市内の環境美化に取り組みます。</p> <p>また、市民ボランティアによる違反簡易広告物の除却やふん害防止啓発活動（わんわんマナーパトロール）、野外焼却の監視活動などを実施するとともに、市職員による駅前周辺の清掃や違反簡易広告物の撤去等を通じ、環境美化を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止パトロールの実施【環境対策課】 ・駅前公衆トイレの管理【環境対策課】 ・違反簡易広告物除却の推進【環境対策課】 ・飼い犬のふん害等防止の啓発【環境対策課】 ・野外焼却の監視活動の実施【環境対策課】 ・市職員による環境美化活動の実施【環境対策課】
市民によるまち美化の推進	<p>市内の町内会で構成する新座市民清掃の日推進協議会が中心となった、市民清掃の日を年2回実施するとともに、ボランティア団体による道路等の定期的な清掃活動の支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民清掃の日の実施【環境対策課】 ・ボランティア団体による清掃活動の実施【環境対策課】

(3) 快適な生活環境の実現

- 有害鳥獣の捕獲及び特定外来生物等の駆除などを行い、生態系の保全を図ります。
- 無秩序な土砂等のたい積や路上喫煙の防止、空き地の適正な管理などを推進します。
- 畜犬登録・狂犬病予防注射の届出を促進し、狂犬病予防対策の充実を図ります。
- 建築物の温度上昇を抑制し、省エネルギーを推進するとともに、市街地における緑地空間の創出を図るため、屋上緑化や壁面緑化などについての啓発及び支援に努めます。
- 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道認可区域外における合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理の啓発・推進に努めます。

快適な生活環境の保持	<p>文化財や農作物、人への被害を防止するため、有害鳥獣（カラス等）や害虫（スズメ蜂等）の駆除等の支援を行います。</p> <p>地域の生物多様性の保全を図るため、生物多様性地域戦略の策定について検討を行います。</p> <p>生活環境の安全確保を図るため、無秩序な土砂等のたい積について、監視・指導を実施するとともに、土地所有者からの申請に基づく空き地の雑草等除去を行います。</p> <p>志木駅、新座駅及びひばり通り周辺の路上喫煙禁止地区について、広報等を通じて啓発に努めます。</p> <p>狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の接種を呼びかけ、狂犬病予防対策を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の推進【環境対策課】 ・スズメ蜂の駆除等の支援【環境対策課】 ・生物多様性地域戦略の策定【環境対策課】 ・無秩序な土砂等のたい積の防止【環境対策課】 ・空き地の雑草等除去事業の実施【環境対策課】 ・路上喫煙防止の推進【環境対策課】 ・畜犬登録及び狂犬病予防の推進【環境対策課】
屋上・壁面緑化の推進	<p>地球温暖化対策とともに快適な生活環境の創出を図るため、公共施設における「緑のカーテン」の設置及び屋上・壁面緑化の普及・促進に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテンの設置【環境対策課】
浄化槽の適正使用の推進	<p>生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道供用開始区域外及び事業計画予定処理区域外の地域における浄化槽の設置に対する助成を行うとともに、浄化槽の適正な維持管理の啓発・推進に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の設置の推進【環境対策課】 ・浄化槽の適正な維持管理の啓発【環境対策課】

放射線等対策の推進	<p>東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、公共施設における空間放射線量の測定を実施するとともに、市民及び市内在勤者に対して放射線測定機器を貸し出します。</p> <p>また、市内産農産物や給食食材、水道水等の放射性物質の測定を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における空間放射線量測定【環境対策課】 ・放射線測定機器の貸出し【環境対策課】 ・市内産農産物の放射性物質測定【経済振興課】 ・給食食材等の放射性物質測定【子育て支援課】【学務課】 ・水道水の放射性物質測定【水道施設課】

(4) 墓園・斎場等の整備

- 市営墓園については、市民のニーズにこたえられるよう、斎場の計画的な整備を進めるとともに、新たな形式の墓地の設置に向けて検討します。
- 民間墓地については、周辺環境に配慮した整備を指導します。

市営墓園の充実	<p>利用者のニーズに対応するため、指定管理者による施設運営の中で、高齢者、障がい者等が利用しやすい施設づくりを推進します。</p> <p>また、新たな形式の墓地の設置について調査研究を行うとともに、市営墓園用地の国からの無償譲渡に向けた取組を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市営墓園の充実【環境対策課】

市民葬への助成	<p>亡くなった方に礼を尽くし、心のこもった葬儀ができるよう、市民が葬儀を行うに当たり、葬儀費用の一部を助成します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民葬祭助成【市民課】

民間墓地の適正な整備	<p>墓地等の経営許可申請を行う事業者に対し、周辺環境に配慮した整備を行うよう指導します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地等の経営許可に関する指導【環境対策課】

(5) 防衛施設・基地周辺環境整備の推進

- 周辺住民の不安の解消・軽減を図るため、航空機等の安全な運行や訓練等の事故防止の徹底などについて、関係機関に対し要望します。
- 周辺環境の保全などを目的とした住民組織の活動を支援します。

環境整備の推進	<p>航空機等の安全な運行や訓練等における事故防止の徹底などについて、防衛省などの関係機関に対し、あらゆる機会を捉えて要望を実施します。</p> <p>また、住民と基地との円滑な関係を構築するため、周辺環境の保全などを目的とした住民組織による要望などの活動を支援します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への要望【企画課】 ・防衛施設・基地周辺住民活動への支援【企画課】

第5節 ごみ対策 ～ごみの減量と再資源化に向けて～

基本方針

- 1 市民・事業者に対しごみ減量意識の啓発を図るとともに、循環型社会の構築に向けて、分別の徹底と集団資源回収事業を中心とした再資源化によるごみの減量を推進し、全国一ごみの少ないまちを目指します。

1 ごみ対策の推進

(1) ごみ減量化対策の充実

- ごみの減量化、再資源化を促進するため、ごみ分別の徹底やごみを出さない生活への転換などについて、啓発活動を行います。
- 市民や町内会などの市民団体によるごみの再資源化に向けた取組に対し支援します。
- 事業者に対し、廃棄物の適正処理を促すとともに、リサイクル資源の適正な排出や分別など、資源化・減量化に向けた啓発活動を行います。
- 更なるごみの減量化を目指し、家庭ごみの有料化などについて検討します。

ごみ減量化の推進	<p>ごみ処理の現状や3R（発生抑制・再使用・再生利用）の実践について、分別収集に関する備品の作成や、スマートフォンを活用した情報提供及び啓発を行い、外国人市民の方も含めて周知を図ります。</p> <p>家庭から排出される可燃ごみ（生ごみ）については、減量及び堆肥化を推進するため、生ごみ処理容器購入費への助成を行うとともに、堆肥化施設の整備について検討します。</p> <p>事業者に対しては、ごみ減量・再資源化協力店制度の実施や、広報等を通じたごみの適正処理の啓発を行います。</p> <p>家庭ごみの有料化などの新たな手法によるごみの減量化について検討を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・ごみ減量活動の啓発【リサイクル推進課】・生ごみ処理容器購入への助成【リサイクル推進課】・生ごみ堆肥化施設の整備【リサイクル推進課】・事業系ごみの適正処理及び減量化・再資源化の推進【リサイクル推進課】・新たなごみ減量化対策【リサイクル推進課】

団体への支援の充実	<p>ごみの減量化及び再資源化の促進を図るため、市民への啓発活動やリサイクルマーケット等を推進している市民会議に対して支援を行います。</p> <p>また、廃食用油を利用した再生せっけんの製造販売を行う公益社団法人新座市シルバー人材センターに対し、事業経費の助成を行うとともに、今後の廃油の活用について研究等を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・“見直そう・ごみ半減”推進新座市民会議への活動支援【リサイクル推進課】 ・廃食用油再生せっけん製造への支援【リサイクル推進課】

再利用、再資源化の推進	<p>ごみの減量・再資源化を図るため、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックなどの分別収集を行うとともに、登録団体による集団資源回収事業に対して支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル資源分別収集の推進【リサイクル推進課】 ・集団資源回収の推進【リサイクル推進課】

(2) ごみ処理体制の整備

- ごみの焼却に伴う環境への負荷の低減や最終処分場の延命化を図るため、志木地区衛生組合と連携し、ごみの分別収集、再資源化、中間処理及び最終処分などについて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の整備を進めます。

計画の策定	<p>一般廃棄物処理の推進を図るために平成 24 年度を初年度として策定した一般廃棄物処理基本計画の目標年度が平成 33 年度であることから、必要に応じて再検討・修正と次期計画の策定に向けた調査・研究を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・次期一般廃棄物処理基本計画の策定に向けた研究・検討【リサイクル推進課】

効率的なごみ収集の推進	<p>志木地区衛生組合と連携し、一般家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ等の確実な収集を実施するとともに、収集体制の効率化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・志木地区衛生組合との連携による効率的なごみ収集の推進【リサイクル推進課】

(3) し尿処理対策

- 老朽化したし尿処理施設の在り方などについて、朝霞地区一部事務組合の構成 4 市により検討し、処理体制の見直しを図ります。

適正なし尿処理の推進	<p>朝霞地区一部事務組合と連携し、適正なし尿処理を推進するとともに、その体制の見直しについて検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞地区一部事務組合との連携による適正なし尿処理の推進【リサイクル推進課】

第6節 地域経済活動 ～活力ある暮らしを支えるために～

基本方針

- 1 自然環境に恵まれた首都近郊都市という立地条件をいかし、地域産業の育成と支援に努めます。
- 2 市民の働く場としての産業振興に努めるとともに、雇用の安定など、勤労者の福祉向上に努めます。

1 地域産業の振興

(1) 地域産業の育成・支援体制の充実

- 融資制度、経営相談の充実などを商工会と連携して進めていくことにより、中小事業者の経営の安定化と経営基盤の強化を図ります。
- 起業・創業を目指す人に対するセミナーの実施や開業資金の融資などの支援に努めます。
- 地域の活性化と雇用機会の拡大を目指した企業誘致を進めるため、その受け皿となる用地の確保に努めます。

中小企業への支援の充実	<p>市内の中小企業者の振興を図るため、金融機関と協議しながら、融資制度や中小企業融資利子補給制度の充実に努めます。</p> <p>また、中小企業診断士による商店の経営診断や起業家等に対する経営相談事業に加え、事業者、市民の資格取得を目標として実施する中小企業生涯学習事業、景気状況等調査事業を行う商工会に対する支援を行います。</p> <p>さらに、地域経済対策として、住宅リフォームを行う市民に対し、その経費の一部を助成します。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・融資制度の充実【経済振興課】 ・中小企業融資利子補給制度の充実【経済振興課】 ・商工会に対する支援【経済振興課】 ・中小企業生涯学習事業への助成【経済振興課】 ・景気状況等調査事業への助成【経済振興課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td>・助成</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅リフォーム資金の助成【建築開発課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	/	/
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
/	/	/	・助成					

地域経済の振興	<p>商店街等による地域活性化を図るため、地域通貨（アトム通貨）事業を行う商工会に対して助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域通貨（アトム通貨）事業への助成【経済振興課】

起業者への支援の充実	<p>起業者を目指す市民を支援するため、商工会等と連携した育成支援セミナーを実施します。</p> <p>また、(株)日本政策金融公庫から開業資金の融資を受けた起業者に対する利子補給を行い、資金調達を支援します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・起業者等育成支援セミナーの実施【経済振興課】 ・起業者等への開業資金調達の支援【経済振興課】
企業誘致の推進	<p>大和田二・三丁目地区においては、地権者の土地活用の意向等を踏まえ、土地区画整理事業及び都市計画道路の整備を行い、産業系土地利用への転換を図るための企業誘致を行います。</p> <p>また、その他の地域における企業誘致についても検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進【経済振興課】【(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】

(2) 農商工の連携

- 農商工の連携による新商品の開発や販路の開拓に取り組むとともに、各種イベントや祭りなどで商品のPRを進め、産業観光の振興に努めます。

関係機関との連携の推進	<p>本市の産業と観光の振興を図り、郷土の文化向上に寄与することを目的として、新座市産業観光協会への支援を行います。</p> <p>また、物産品の地産地消・スローフードの理念をキーワードに、農・商・工が連携した地元消費型の商品開発及びPR方法等について調査研究を行います。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業観光協会への支援【観光推進課】 ・商品開発支援とブランド化【観光推進課】 							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・認定品のPR</td> <td>・認定品のPR ・第2回認定</td> <td>・認定品のPR</td> <td>・認定品のPR ・第3回認定</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工の協力体制の構築【経済振興課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・認定品のPR	・認定品のPR ・第2回認定	・認定品のPR
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
・認定品のPR	・認定品のPR ・第2回認定	・認定品のPR	・認定品のPR ・第3回認定					

2 農業基盤の充実

(1) 農地の保全

- 都市農業の基盤である農地を計画的に保全し、都市における緑地空間の確保に努めます。
- 農家の意向を踏まえ、生産緑地の指定解除を極力抑え農地として継続できるよう、体験型農業などの新たな手法について、関係者と連携して検討し、導入に努めます。

農地の保全の推進	<p>農地を保全するため、都市計画との整合性を図りながら、生産緑地制度について啓発します。</p> <p>また、生産緑地等の農地の有効活用を図るため、体験型農園としての活用を推進するとともに、農業の観光農園化について農業団体と連携しながら推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地指定の推進【みどりと公園課】 ・体験型農園等開設の推進【経済振興課】

(2) 都市近郊型農業の振興

- 農業経営基盤の強化のための支援や、新たな農業技術、環境保全型農業の導入に対する支援の充実を図ります。
- 農業生産者団体との連携を密にし、後継者を含む青年農業者の交流の場の設定や、担い手の育成、団体組織としての資質の向上を図るとともに、自主的な団体活動を促進します。

農業経営基盤の強化	<p>農業近代化資金利子補給の実施や新たな農業技術・環境保全型農業の導入に対する補助制度の充実を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培に係る認証制度の啓発を行います。</p> <p>また、先端技術による生産システム等について、新座市農業振興協議会と連携し、調査研究を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業近代化資金等利子補給制度の充実【経済振興課】 ・ 都市農業推進対策事業への助成【経済振興課】 ・ 減農薬、減化学肥料栽培に係る認証制度の啓発【経済振興課】 ・ 先端技術を活用した生産システムの導入の推進【経済振興課】
周辺地域との調和を目指した農業の推進	<p>周辺地域と調和した畜舎経営の確立のため、ふん尿処理施設等の環境整備に対して助成します。</p> <p>また、土埃の防止や土壌改良を推奨するため、土埃防止ネット設置の助成、緑肥作物種子の配布、新たな緑肥作物の導入について調査研究を行うとともに、不用となった農業用ビニール等の適正な収集処理を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産環境整備に対する助成【経済振興課】 ・ 土埃防止対策の推進【経済振興課】 ・ 農業用廃棄物の収集処理の推進【経済振興課】
新たな就農者への支援	<p>新規就農者及び農業後継者を育成するため、市内農業後継者団体の自主的な活動を支援するとともに、埼玉県との連携の下、新規就農に関する相談業務等を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者及び後継者組織の育成【経済振興課】
団体への支援の充実	<p>農業団体の組織強化を図るため、総合的に市の農業を推進することを目的とした新座市農業振興協議会に対し、補助を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業団体への支援【経済振興課】

(3) 身近な農業の推進

- 市民に身近な農業と地産地消を推進していくため、農産物直売施設の充実を図るとともに、レジャー農園、農業体験農園などについて支援します。
- 関係機関と連携し、農産物の加工・直売、レクリエーション施設を組み合わせた観光農業を支援します。

直売施設の充実	<p>地場農産物を地域で消費する環境を提供するため、関係機関との連携により、農産物直売所施設の充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売所施設の充実【経済振興課】

農地の有効活用	<p>農業に対する理解を深めるために新座市農業振興協議会が設置するレジャー農園について、給水施設及び仮設トイレの適正な維持管理を行い、利用者の利便性向上を図ります。</p> <p>また、レジャー農園や体験農業など、新たな利用による休耕地の有効活用について検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・レジャー農園の充実【経済振興課】 ・休耕地の新たな有効活用【経済振興課】

観光農業の推進	<p>都市農業を推進するため、新座市農業振興協議会や関係団体と連携し、果樹・花卉園芸・野菜等生産農家などの協力の下、農業の観光化を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光農業の推進【経済振興課】

放射性物質測定の実施	<p>東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、市内産農産物の放射性物質測定を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内産農産物の放射性物質測定（再掲）【経済振興課】

3 商業基盤の充実

(1) にぎわいのある駅周辺の商業地域づくり

- 新座駅周辺の土地区画整理事業の進捗に合わせて、新たな商業集積地や商店街の形成に向けた支援に努めます。
- 志木駅やひばりヶ丘駅周辺地区における商業地域の更なる活性化に努めます。

駅周辺の商店への支援	<p>新座駅や志木駅、ひばりヶ丘駅周辺地区において、更なる活性化を促すため、既存の補助制度の活用を含め、駅周辺の商店街に対する支援を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前商店街への支援【経済振興課】

(2) にぎわいのある商店街づくり

- 商店街の活性化を図るため、市内商店会との連携を図り、各商店会が行う共同施設事業（施設設備の整備など）や活性化推進事業（商店街への集客に向けた催しの開催など）に対し支援します。
- 地域の方々が気軽に立ち寄り、交流できる拠点施設整備など、空き店舗の有効活用の方策について検討し、実現に努めます。
- 大型店の出店に当たっては、地域と連携し、協働によるまちづくりに積極的に参加するよう促します。
- 産学官の連携により、新たな視点からの商業活性化を推進します。

<p>商店街の活性化</p>	<p>商店街の活性化を図るため、街路灯、買物案内看板などの共同施設の設置への補助や、商店街の運営改善、コミュニティ活動等への助成や歳末の販売促進事業等への支援を行うとともに、商店街連絡会議において、県や市が実施する商店街活性化策などに関する情報提供等を行います。</p> <p>・商店街共同施設（街路灯、案内看板等）への助成【経済振興課】 ・商店街活性化推進事業への助成【経済振興課】 ・商店街歳末一斉セールへの助成【経済振興課】</p>
<p>空き店舗対策の推進</p>	<p>空き店舗対策として、商店街活性化や地域のふれあいの拠点施設であるすこやか広場の活用を図るとともに、空き店舗を利用した事業に関する助成など、空き店舗の新たな有効活用について検討します。</p> <p>・すこやか広場の充実【経済振興課】 ・空き店舗の新たな有効活用【経済振興課】</p>
<p>関係機関との連携の推進</p>	<p>にぎわいのある地域づくりを推進するため、大型店の出店に当たっては、商店会や商工会など地域と連携した協働によるまちづくりへの積極的な参加を促します。</p> <p>また、産学官の連携の推進を図るため、商工会や市内3大学に対し、特産品等の研究や地域振興事業等を始めとするイベントの開催に対する協力を呼び掛けます。</p> <p>・大型店との連携による地域活性化の推進【経済振興課】 ・産学官の連携の推進【経済振興課】</p>

4 工業基盤の充実

(1) 工業振興対策の充実

- 工業経営の近代化のため、商工会への支援を通じて、各種研修・講習会や経営等に関する相談などを実施します。

<p>経営への支援の充実</p>	<p>工業経営の近代化と安定化を図るため、事業所に対する経営相談を行う商工会に対し、支援を行います。</p> <p>・経営講習への支援【経済振興課】 ・経営相談への支援【経済振興課】</p>
------------------	--

5 勤労者福祉の向上

(1) 雇用の安定

- 就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞などと連携し、効果的な求人情報の提供を行います。また、在宅での就労希望者に対し、内職の相談やあっせんを行います。
- 関係機関と連携し、新卒者・中高年者の雇用促進に努めるとともに、就労希望者のためのセミナーなどを開催します。

就労希望者への支援の充実	<p>就業機会の拡充を図るため、ハローワーク朝霞等と連携し、ふるさとハローワークを活用した効果的な求人情報の提供を行うとともに、事業者との連携により、内職希望者に対する相談及び内職のあっせんや、ホームページによる内職情報の提供に努めます。</p> <p>また、若年者、高齢者等の就業機会の確保を図るため、埼玉県等と連携しながら就労支援セミナー、相談事業等を開催します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとハローワークの設置【経済振興課】 ・内職相談の実施【経済振興課】 ・就労支援セミナー等の実施【経済振興課】

(2) 勤労者福祉の推進

- 若年者のための就業・悩みごと相談を実施するとともに、勤労者の余暇活動の増進のため、各種講座などの充実を図ります。
- 市内中小企業の福利厚生事業の充実のため、商工会を通じた支援を行います。また、勤労者の住宅取得を促進していくため、各種助成制度の充実を図ります。

勤労者福祉の推進	<p>就業又はスキルアップにつながる就職相談を実施し、未就職者等への支援を進めます。</p> <p>また、商工会と連携し、勤労者福祉の向上を図るため、特定退職金共済加入促進事業及び福利厚生対策総合支援システム事業への助成を行います。</p> <p>さらに、勤労者に対し、住宅資金融資に係る利子補給を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者向け相談業務の実施【経済振興課】 ・勤労者福祉事業への助成【経済振興課】 ・勤労者住宅融資利子補給制度の実施【経済振興課】

第7節 消費生活 ～消費者が安心できるまち～

基本方針

- 1 消費者自らが判断し、主体的に行動できるよう支援し、安全で豊かな消費生活の実現に向けた取組を推進します。

1 安全で豊かな消費生活

(1) 消費生活の向上

- 消費生活における被害の発生や拡大の防止を図るため、相談体制を充実します。
- 消費者団体などと連携を図り、学習活動や自主的活動を支援します。
- 特定製品の製造又は販売を行う事業者に対して立入検査などを実施します。

<p>相談体制の充実</p>	<p>悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止及び消費者支援のため、消費生活に関する情報提供の充実を図るとともに、多重債務相談を実施し、相談体制の充実を図ります。</p> <p>・消費生活相談の充実【経済振興課】</p>
<p>意識啓発の実施</p>	<p>悪質商法や振り込め詐欺等の被害の防止及び消費者支援のため、消費生活に関する情報収集・提供を進めるとともに、啓発品やリーフレットの配布、消費者展の開催などにより、意識啓発を図ります。</p> <p>また、「自立した消費者」の育成を目指し、消費者教育を推進します。</p> <p>・啓発用リーフレットの配布【経済振興課】</p> <p>・消費者展の実施【経済振興課】</p> <p>・消費者教育の推進【経済振興課】</p>
<p>団体への支援の充実</p>	<p>消費者団体の自主活動を促進するため、団体への助成を行い、育成を図るとともに、団体間のネットワーク構築に向けた支援を行い、相互に協力し合う環境づくりに努めます。</p> <p>・消費者団体への助成【経済振興課】</p> <p>・消費者団体ネットワークの構築【経済振興課】</p>
<p>立入検査等の実施</p>	<p>消費者の生命・身体に対する危害の発生を防止するため、事業者に対し、商品等に法で定められた適正な表示がされているかなどについて立入検査等を実施します。</p> <p>・消費生活用製品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】</p> <p>・家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】</p> <p>・電気用品安全法に基づく立入検査等の実施【経済振興課】</p>

(2) 消費者への支援

- 消費生活講座や消費生活通信講座を開催するとともに、消費生活情報の提供を行います。

学習機会の提供	<p>消費生活に関する知識の普及により、豊かで安全な生活を送るため、消費生活講座（対象：一般、高齢者）や消費生活通信講座を開催します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・消費生活講座の実施【経済振興課】・消費生活通信講座の実施【経済振興課】
消費生活への支援の充実	<p>各家庭で不用となったが使用可能な物品について、譲りたい市民と譲り受けたい市民を相互に紹介し、資源の節約を図ります。</p> <p>また、地域消費者への還元や地域経済の活性化のために、地元の小売業者や農家が行う朝市への助成を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・再利用あっせん事業の実施【経済振興課】・朝市の奨励【経済振興課】

第3章 福祉・健康

- 第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～
- 第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～
- 第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～
- 第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～
- 第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～
- 第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～
- 第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

第1節 地域福祉 ～共に支え合う地域社会をめざして～

基本方針

- 1 高齢者、子育て家庭、障がい者など、福祉を必要としているすべての人が、様々な福祉サービスや社会保障制度の中から、自分に合ったサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、総合的な情報提供機能・相談体制の充実に努めます。
- 2 市民が共に支え合い、孤立することのない地域社会の実現に向け、地域における福祉の担い手の育成を進めるとともに、地域住民などによる自主的な福祉活動の活性化、ネットワーク化を図ります。

1 地域福祉の充実

(1) 情報提供機能・相談体制の充実

- 複雑・多様な社会保障制度や福祉サービスを市民が適切に利用できるよう、福祉に関する総合的な情報提供機能・相談体制の整備を図ります。
- 関係機関などと連携し、地域の中で気軽に利用できる情報提供機能・相談体制の確立を目指します。
- 地域福祉を展開するための活動拠点として、整備が予定されている（仮称）総合福祉センターについては、その機能や在り方の検討を進めます。

計画の策定	個別の福祉計画を横断的に捉える総合的な計画である第3次地域福祉計画を策定します。			
	・地域福祉計画の策定【生活福祉課】			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
	・第3次地域福祉計画の策定			

情報提供機能・相談体制の整備	複雑・多様な福祉の制度やサービスに関する総合的な情報提供や相談を行う福祉総合窓口及び地域の中で気軽に利用することができる窓口について、新座市社会福祉協議会とも連携しながら整備・充実に努めます。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 ・地域における情報提供・相談体制の整備・充実【生活福祉課】 			

拠点施設の整備	総合的な福祉施設として建設を予定している（仮称）総合福祉センターについて、市民ニーズ等を勘案し、その機能や在り方、建設規模などについて検討を進めます。
	・（仮称）総合福祉センターの建設【生活福祉課】

(2) 地域福祉活動への支援

- 民生委員・児童委員の増員や研修の拡充など、民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
- 地域福祉団体、福祉施設や事業所などが交流を深め、連携して地域福祉活動に取り組めるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。

民生・児童委員活動への支援	<p>地域におけるよき相談者として国から委嘱された民生・児童委員について、委員改選時（3年ごと）には、必要に応じて、国に対して増員要望を行うとともに、委員の研修会等を実施します。</p> <p>また、委員改選後には、氏名・活動区域・職務などを記載した「民生・児童委員だより」を配布し、地域住民に活動の周知を図ります。</p>							
	<p>・民生・児童委員活動への支援【生活福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・委員の増員の要望 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・「民生・児童委員だより」の配布による活動の周知 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・委員の増員の要望 ・「民生・児童委員だより」の配布による活動の周知 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・委員の増員の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・「民生・児童委員だより」の配布による活動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・委員の増員の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・「民生・児童委員だより」の配布による活動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会等の実施 ・委員の増員の要望 ・「民生・児童委員だより」の配布による活動の周知 					

ネットワークの構築	<p>新座市社会福祉協議会と連携し、福祉フェスティバルを実施します。</p> <p>また、地域福祉団体や福祉施設等への情報提供、会議の開催などによる交流を支援するとともに、特にひとり暮らしの高齢者のごみ出しや買い物、庭木の手入れといった日常生活の困りごとを近隣の住民で支援する仕組みづくりを進め、地域福祉におけるネットワークづくりを進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉フェスティバルの実施【生活福祉課】 ・地域支え合いの仕組みづくり【生活福祉課】 ・地域福祉ネットワークの構築【生活福祉課】

(3) 地域における担い手の育成と支援

- 社会福祉協議会と連携して、町内会や地域福祉団体など、地域社会で活動する団体間の交流機会を充実するとともに、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めます。
- 社会福祉協議会などと連携して、地域福祉ボランティア、NPOの育成に努めるとともに、活動を支援します。

団体等への支援の充実	<p>市民との協働による地域福祉を推進するため、その中心的役割を担う新座市社会福祉協議会へ助成を行い、ボランティアの育成や地域福祉活動の取組を支援します。</p> <p>また、社会福祉法人新座市社会福祉協議会と連携して、地域福祉ボランティアやNPOの育成の支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への助成【生活福祉課】 ・地域福祉ボランティア及びNPOの育成支援【生活福祉課】

第2節 高齢者福祉 ～安心を支えるまち～

基本方針

- 1 すべての高齢者が心身の健康を保ち、住み慣れた地域社会の一員として自立した生活を送れるよう、介護予防に重点を置きながら、介護支援、在宅福祉などの高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 2 高齢者が生きがいを持って暮らしていけるよう、社会参加の機会の充実を図ります。

1 高齢者福祉の充実

(1) 暮らしやすい地域づくりと高齢者の権利擁護の推進

- 地域ケア会議の充実、地域住民などによる地域福祉活動との連携の強化、保健・医療・福祉の連携強化など、地域包括支援センターを核として、地域ケア体制の充実に努めます。
- 判断力の低下した高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、社会福祉協議会が行っている福祉サービスへの利用援助や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護が必要な高齢者に対する相談の充実を図ります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。
- 家族介護者に対して、介護の知識や技術を提供する機会を設けるとともに、介護疲れの解消などの支援に努めます。

地域ケア体制の充実	<p>日常生活圏域ごとに設置し、総合相談・支援、介護予防ケアマネジメントなどを行う高齢者相談センターの体制を充実し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活を継続できるよう支援の強化を図ります。</p> <p>第6期新座市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、日常生活圏域の見直しに着手するとともに、西部圏域への対応として新たな高齢者相談センターを設置します。</p> <p>地域ケア会議を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを検討するとともに、地域に共通する課題を明らかにし、政策形成につなげていきます。</p> <p>在宅医療・介護連携のための体制の充実を図るとともに、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実を図ります。</p>							
	<p>・高齢者相談センターの充実【長寿支援課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・西部圏域への新設</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域ケア会議の実施【長寿支援課】</p> <p>・認知症施策の推進【長寿支援課】</p> <p>・在宅医療・介護連携の推進【長寿支援課】</p> <p>・生活支援サービス体制の整備【長寿支援課】</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・西部圏域への新設		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
・西部圏域への新設								

権利擁護の推進	<p>配偶者や二親等内の親族がいない場合等における認知症高齢者等の保護を図るため、市長申立てによる成年後見等の審判申立てを行った場合に、その一連の費用等を助成します。</p> <p>また、高齢者の権利擁護に関する相談を充実し、認知症高齢者等の日常生活自立支援事業利用料の助成や緊急ショートステイといった虐待等からの保護や関係機関等とのネットワークの構築などにより、高齢者の尊厳や権利の保護を図ります。</p>							
	<p>・成年後見制度審判申立費用の助成【長寿支援課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・成年後見人に関する助成</td> <td>・成年後見人に関する助成 ・講演会の開催</td> <td>・成年後見人に関する助成</td> <td>・成年後見人に関する助成 ・講演会の開催</td> </tr> </tbody> </table> <p>・権利擁護事業の実施【長寿支援課】</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・成年後見人に関する助成	・成年後見人に関する助成 ・講演会の開催	・成年後見人に関する助成
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
・成年後見人に関する助成	・成年後見人に関する助成 ・講演会の開催	・成年後見人に関する助成	・成年後見人に関する助成 ・講演会の開催					

介護者に対する支援の充実	<p>認知症等により徘徊癖^{はいかい}のある高齢者の家族に対する位置探索機の貸出しや家族介護者教室、認知症サポーター養成講座の開催など、家族介護者に対する支援を行います。</p>
	<p>・家族介護者に対する支援【長寿支援課】</p>

(2) 介護予防システムの充実

- 健康手帳の普及・活用機会の拡大、健康教育の充実など、高齢者の健康管理の充実を図るとともに、介護予防の普及啓発に努めます。
- 要支援・要介護状態になる危険性の高い高齢者を適切に把握し、通所や訪問による介護予防の重点的な取組を進めます。

介護予防システムの 充実	<p>高齢者の運動機能の向上及び閉じこもり・認知症発生を予防するため、介護予防講演会や「にいざ元気アップ広場」を開催し、介護予防の普及啓発を図ります。</p> <p>多様なサービスの充実を図るため、従来の介護予防給付（訪問介護及び通所介護）と新たに市町村独自の基準で提供するサービスで構成する総合事業を推進するとともに、要支援者及び基本チェックリストにより該当になった者に対し、介護予防・生活支援サービスを提供します。</p> <p>40歳以上の市民を対象に、各種検診・健康診査や、医療機関の履歴等を記録することができる健康手帳を交付するとともに、18歳以上の市民及びその家族には、保健師、看護師、栄養士、助産師などによる健康に関する相談を実施します。</p> <p>健康に関する正しい知識の普及を図るため、生活習慣の改善等を目的とした健康教室を開催します。</p>											
	<p>・介護予防普及啓発事業（介護一次予防事業）【長寿支援課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 </td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 	/	/	/
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度								
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 	/	/	/								
<p>・介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）【長寿支援課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 </td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度									
/	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防講演会、「にいざ元気アップ広場」、「ほっと茶や」、「健康マイレージ事業」の実施 ・介護予防ガイドブックの作成 									
<p>・介護予防・生活支援サービス事業【長寿支援課】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 </td> </tr> </tbody> </table> <p>・健康手帳の普及・活用機会の拡大【保健センター】</p> <p>・健康相談の充実【保健センター】</p> <p>・健康管理に関する講演会の実施【保健センター】</p> <p>・健康教室の実施【保健センター】</p>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度									
/	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス、通所型サービス等の実施 ・ケアマネジメントの実施 									

(3) サービス基盤の整備

- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、在宅介護サービスを始めとする多様なサービスを提供できる基盤整備を進めます。
- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービスの充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。
- 介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対する支援を進めます。

計画の策定	<p>保健・医療・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画である、高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、介護保険事業計画等推進委員会による審議を経て、策定します。</p>			
	<p>・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定【介護保険課】</p>			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<p>・計画策定に係るアンケートの実施</p>	<p>・第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</p>		<p>・計画策定に係るアンケートの実施</p> <p>・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定</p>	

情報提供・相談体制の充実	<p>介護保険制度関連パンフレットの配布等を通じて制度の趣旨普及を図ります。</p>
	<p>・介護保険に関する市民への情報提供【介護保険課】</p>

介護サービスへの支援の充実	<p>居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護福祉用具給付費、高額介護サービス給付費など、要介護者・要支援者が利用した介護（予防）サービスに係る費用の法定負担分を給付します。</p> <p>また、居宅介護サービス及び施設介護サービスの利用料を支払うことが困難な低所得者に対しては、サービスを利用しやすくするため、利用料の一部を助成します。</p> <p>さらに、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らし続けることができるよう支援を行うとともに、介護をする家族等の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、日常生活に必要な様々なサービスの提供又は手当の支給を行います。</p>
	<p>・介護給付費の給付【介護保険課】</p> <p>・介護サービス利用料への助成【長寿支援課】</p> <p>・在宅福祉サービスの充実【長寿支援課】</p>

施設サービスの充実	<p>地域密着型サービスを行う施設の整備に対し、整備費の一部を助成します。</p> <p>また、居宅において適切な養護を受けることが困難な高齢者が適切な養護を受けられるよう、養護老人ホーム等又は老人短期入所施設等への入所の支援を行います。</p>			
	<p>・地域密着型サービス基盤整備への支援【介護保険課】</p>			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	<p>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）整備への助成（1事業所）</p> <p>・地域密着型介護老人福祉施設整備への助成（1事業所）</p>			
<p>・養護老人ホーム入所への支援【長寿支援課】</p>				

住宅への支援の充実	<p>要介護者等が、住宅改修の際にケアマネジャー以外の方に申請理由書の作成を依頼した場合は、作成費用について助成を行います。</p> <p>また、生活に困窮しているひとり暮らしの高齢者の生活の安定を図るため、高齢者住宅を提供します。</p> <p>さらに、居室の増改築など住宅環境の改善に係る整備費用について、助成又は貸付けを行います。</p>
	<p>・住宅改修申請理由書作成手数料の助成【介護保険課】</p> <p>・高齢者住宅管理【長寿支援課】</p> <p>・住宅整備支援【長寿支援課】</p>

研修機会の充実	市内の居宅介護支援事業所及び高齢者相談センターに対し、高齢者虐待や認知症への理解、在宅医療・介護連携等のテーマを決めて研修を実施することで、サービスの質の向上を図ります。
	・ケアマネジャー等研修会の実施【長寿支援課】【介護保険課】

(4) 社会参加と健康づくりの推進

- 高齢者がその経験や知識などをいかし、地域社会に積極的に参加し、活動していけるよう、ボランティア活動などの機会の提供を更に進めます。
- 市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。
- シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者への就業機会の提供を強化するとともに、女性も就業しやすい環境の整備を図ります。
- 世代間交流機会の拡充や高齢者の心身の健康保持を図るため、老人クラブの活動を支援します。
- 高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。

交流の促進と生きがい対策	<p>介護予防・健康づくり・世代間交流を図るため、高齢者いきいき広場の充実を図ります。</p> <p>また、様々な文化活動や社会参加活動を通じて教養の向上や健康増進を図るため老人クラブや高齢者の就業の場を提供することを目的とした公益社団法人新座市シルバー人材センターに対し、助成を行います。</p> <p>さらに、高齢者の各種相談への対応を行うとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のサービスを総合的に提供するため、老人福祉センターの充実を図ります。</p> <p>また、高齢者の長寿を祝うとともに敬老の意を表し、併せて福祉の増進を図るため、敬老祝金を支給します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者いきいき広場の充実【長寿支援課】 ・老人クラブ活動への支援【長寿支援課】 ・シルバー人材センターへの支援【長寿支援課】 ・老人福祉センターの充実【長寿支援課】 ・敬老祝金の支給【長寿支援課】

後期高齢者医療制度の運営	<p>埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めます。</p> <p>また、後期高齢者医療制度加入者の健康の保持増進を図るため、健康診査、人間ドック検診に対する助成、保養施設利用に対する助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度の運営【長寿支援課】 ・後期高齢者医療制度加入者への助成【長寿支援課】

高齢者福祉施設の整備	第二老人福祉センターについて、老朽化に伴う改修工事を実施します。			
	・老人福祉センターの改修【長寿支援課】			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
		・第二老人福祉センター改修工事		

第3節 児童福祉 ～健やかに子どもが育つまちづくり～

基本方針

- 1 未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、環境づくりを進めます。
- 2 子育て家庭に対する支援や保育サービスの充実など、市民の自主的な活動との連携を図りながら、子育てしやすい環境づくりを進めます。

1 子どもと子育て家庭の福祉の充実

(1) 子育て支援の推進

- 子どもたちの健やかな成長、発達を促すため、子育てに関する学習機会の提供と情報提供機能・相談体制の充実を図ります。
- 母子保健事業、子育て支援ホームヘルパーの派遣など、子育て家庭への支援を推進します。
- 地域子育て支援拠点事業の実施、ファミリー・サポート・センターの運営など、身近な地域社会における子育て支援体制の充実を図ります。
- 市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。
- 児童の健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的として、親子で楽しく健全に遊べる場としての児童センターの充実を図ります。
- 子育て女性の再就職支援に努めるとともに、関係機関と連携して、父親も母親も子育てと仕事の両立ができる就労環境の整備について、事業者への働きかけを進めます。

計画の策定	幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援に関する総合的な計画である、子ども・子育て支援事業計画について、平成32年度から平成36年度までを計画期間とする新たな計画を策定します。			
	・次期子ども・子育て支援事業計画の策定【子育て支援課】			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
	/	/	・ニーズ調査の実施	・次期子ども・子育て支援事業計画の策定

学習機会の提供	<p>家庭における教育力の向上や育児不安の解消、地域での仲間づくりを進めるため、保護者に対する子育て講座を実施します。</p> <p>また、高齢者やこれから親になる世代等を対象として、子育て理解講座を実施し、家庭教育の大切さの啓発に努めます。</p> <p>さらに、子育て中の親が必要な様々な情報（子育て支援サービス、幼稚園・保育園情報等）を集めた「子育て情報誌」を発行するとともに、その内容をホームページに掲載します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する講座の実施【子育て支援課】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施【子育て支援課】【中央公民館】 ・子育てに関する情報の提供【子育て支援課】

相談体制の充実	<p>家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、相談体制の充実を図ります。</p> <p>また、子どもの保護者やその家族等が自身のニーズに合わせて幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援サービスを適切に選択できるように、利用者支援専門員を市役所や地域子育て支援センターに配置し、情報提供や相談・支援を行います。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉相談の充実【児童福祉課】 ・家庭児童相談室の充実【児童福祉課】 ・利用者支援事業の実施【子育て支援課】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 29 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 30 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員の配置(延べ2か所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・配置(延べ3か所) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・配置(延べ4～5か所) </td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	/	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員の配置(延べ2か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置(延べ3か所)
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
/	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員の配置(延べ2か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置(延べ3か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置(延べ4～5か所) 					

子育て支援サービスの充実	<p>経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を対象に入所措置を行います。</p> <p>また、出産直後の母親のいる家庭で、親戚等から家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。</p> <p>さらに、保護者の養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言又は育児や家事の援助を実施し、支援を図る養育支援訪問事業を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設入所委託の実施【児童福祉課】 ・子育て支援ホームヘルパー派遣の実施【子育て支援課】 ・養育支援訪問事業の実施【児童福祉課】

<p>地域における子育て支援体制の充実</p>	<p>あらかじめ登録された会員同士が、保育園への送迎や一時的な預かり等、育児に係る相互の助け合いの活動を行うファミリー・サポート・センターについて、更なる充実を図ります。</p> <p>また、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター）では、親子の交流の場を提供し、子育て家庭の支援活動の企画・調整、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の提供等を実施し、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図ります。</p> <p>さらに、授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を赤ちゃんの駅として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を進めます。</p> <p>また、父親の子育てへの意識啓発を図ることを目的にしたお父さん応援隊、乳幼児を持つ保護者が楽しく仲間づくりや情報交換、交流のできる場である子育てサロンやなかまほいく、子育てネットワークフェスティバルを実施するとともに、児童センターの業務及び施設の充実を図ります。</p>															
	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリー・サポート・センターの充実【子育て支援課】 ・地域子育て支援拠点事業の実施【子育て支援課】 <table border="1" data-bbox="528 779 1406 909"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・地域子育て支援センター（13 か所）</td> <td>・地域子育て支援センター（13 か所） ・新設 1 か所</td> <td>・地域子育て支援センター（14 か所） ・新設 1 か所</td> <td>・地域子育て支援センター（15 か所） ・新設 1 か所</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの駅の充実【子育て支援課】 ・お父さん応援隊の充実【子育て支援課】 ・子育てサロンの実施【子育て支援課】 ・子育て助け合いの仕組み推進【子育て支援課】 ・子育てネットワークフェスティバルの実施【子育て支援課】 ・児童センター業務の充実【子育て支援課】 ・児童センター施設の充実【子育て支援課】 <table border="1" data-bbox="528 1189 1406 1301"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・冷暖房の改修</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・地域子育て支援センター（13 か所）	・地域子育て支援センター（13 か所） ・新設 1 か所	・地域子育て支援センター（14 か所） ・新設 1 か所	・地域子育て支援センター（15 か所） ・新設 1 か所	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	/	/	・冷暖房の改修
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度													
・地域子育て支援センター（13 か所）	・地域子育て支援センター（13 か所） ・新設 1 か所	・地域子育て支援センター（14 か所） ・新設 1 か所	・地域子育て支援センター（15 か所） ・新設 1 か所													
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度													
/	/	・冷暖房の改修	/													
<p>関係機関との連携の推進</p>	<p>地域社会が一体となった子育て環境づくりを推進するため、子ども子育て会議を開催し、学識経験者や地域活動団体等の各種関係機関が連携し、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>また、子育て女性の再就職を支援するため、関係機関と連携して、子育てと仕事の両立ができる就労環境の整備について、事業者への働きかけを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携【子育て支援課】 ・事業者への啓発の実施【経済振興課】 															

(2) 保育サービスの充実

- 入所待機児童の解消を図るため、社会福祉法人などによる認可保育園の整備を支援するとともに、家庭保育室に対する支援の充実に努めます。
また、市立保育所については、園舎の建替えなどによる入所定員の拡大を検討します。
- 一時保育、障がい児保育、休日保育や延長保育など、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保育士・指導員の資質向上に努めます。
- 放課後児童保育室について、利用者の増加によって狭あい化、大規模化した施設への対応を進めます。
- 適切な保育環境を確保するため、老朽化した保育所の建替えや改修を計画的に進めます。

児童福祉施設の整備	待機児童の解消を図るため、民間保育施設の新設及び増築等の施設整備事業に対し、整備費の助成を行うとともに、幼稚園の認定こども園への移行を支援します。 また、放課後児童保育室の狭あい化への対応を図るため、施設の整備を行います。			
	・民間保育施設の新設・建替えへの支援【子育て支援課】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
			・認可保育園 1 か所	・認可保育園 1 か所
・認定こども園への移行支援【子育て支援課】				
・放課後児童保育室施設の整備【子育て支援課】				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
・新堀放課後児童保育室の整備	・既存教室改修(1 か所)	・新設(1 か所) ・既存教室改修(1 か所)	・新設(1 か所) ・既存教室改修(1 か所)	

家庭保育室への支援	家庭保育室に子どもを預ける保護者の負担軽減を図るため、保育室に対し助成を行うとともに、保育料軽減額の見直しを検討します。 また、埼玉県による家庭保育室事業が平成 31 年度に終了と成る見込みであることから、各保育室の小規模保育事業への移行を推進します。			
	・家庭保育室への助成【子育て支援課】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	・市内 9 室、市外 1 室	・市内 9 室、市外 1 室	・市内 9 室、市外 1 室	・市内 9 室、市外 1 室 ・埼玉県家庭保育室事業廃止
・家庭保育室の小規模保育事業への移行推進【子育て支援課】				

保育・放課後児童 保育サービスの充 実	<p>病後児保育、産休明け保育、一時保育、休日保育、延長保育など市民の多様なニーズに応じた各種保育サービスの充実を図るため、民間保育所に働きかけを行うとともに、サービス内容に応じた助成を行います。</p> <p>障がい児を受け入れている民間保育所に対して助成を行い、障がい児処遇の向上を図ります。</p> <p>就学前における子どもの学力向上を図るため、幼稚園と保育園で統一した教育カリキュラムを作成し、実施するとともに、公立小中学校で指導する英会話講師（SET）及び英語指導助手（AET）を保育園に派遣し、保育園児が英語に触れ合う機会を創出します。</p> <p>長時間預り保育を行う私立幼稚園に対する助成を拡充し、保育サービスの充実を図ります。</p> <p>保護者の就労等により、放課後に常時留守家庭となっている就学児童を対象に放課後児童保育室において保育を行い、その健全育成を図ります。</p> <p>保育士・指導員の資質向上のための研修会等を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・病後児保育の充実【子育て支援課】 ・産休明け保育の充実【子育て支援課】 ・一時預かり事業（一時保育・休日保育）の充実【子育て支援課】 ・延長保育の充実【子育て支援課】 ・障がい児保育の充実【子育て支援課】 ・就学前教育の統一カリキュラムの作成・実施【子育て支援課】【指導課】 ・英会話講師（SET）・英語指導助手（AET）と保育園児の交流【子育て支援課】【指導課】 ・幼稚園長時間預り保育への助成【子育て支援課】 ・放課後児童保育室の運営【子育て支援課】 ・保育士・指導員への研修【子育て支援課】
放射性物質測定の実施	<p>東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、保育園給食食材等の放射性物質測定を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【子育て支援課】

(3) 子どもの権利擁護の推進

- 虐待防止を始めとする子どもの権利擁護に向けて、関係機関や市民との連携を深めるとともに、虐待を早期発見していくための体制を強化します。
- 里親制度について、普及啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。

児童虐待の防止	<p>要保護児童対策地域協議会を設置し、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携して子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による児童虐待防止体制の充実【児童福祉課】
里親制度の普及啓発	<p>里親家庭が児童の養育技術の向上等を図るために必要な研修や交流の場を、所沢児童相談所と協力して提供するとともに、里親入門講座の開催等により制度の周知を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度の普及啓発【児童福祉課】

(4) ひとり親家庭福祉の充実

- ひとり親家庭の実情を的確に把握するとともに、きめ細かな助言や情報提供などを行います。
- 関係機関などと連携して就労を支援し、経済的な自立を促進します。

ひとり親家庭への支援の充実	<p>ひとり親家庭等に関する相談に応じ、助言指導や貸付事業などを実施している関係機関の紹介などを行います。</p> <p>また、ひとり親家庭の親の就業を促進するため、関係機関等と連携しながら、ひとり親自立支援プログラムを策定し、求人情報、技術習得機会の提供を行うとともに、技術習得・資格取得のための給付金事業を実施します。</p> <p>さらに、自立困難等の理由により、保護が必要な母子に対し、生活支援施設への入所措置を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等支援の実施【児童福祉課】 ・ひとり親家庭就業支援の実施【児童福祉課】 ・母子生活支援施設入所委託の実施【児童福祉課】

(5) 経済的支援の充実

- こども医療費の無料化年齢の拡大など、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。
- 乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に働きかけます。

医療費助成の充実	<p>子どもが医療機関等にかかった際に、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。</p> <p>また、18歳までの児童（障がいのある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭に対し、所得が一定限度額未満である場合に医療費を助成します。</p> <p>さらに、乳幼児医療費支給に関する所得制限と自己負担金制度の撤廃及び補助対象年齢の引上げ等について国・県に要望します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費の助成【児童福祉課】 ・ひとり親家庭等医療費の助成【児童福祉課】 ・乳幼児医療費支給に対する国・県への要望【児童福祉課】

手当支給の充実	<p>中学校修了までの子どもを対象に児童手当を支給します。</p> <p>また、ひとり親家庭や母親・父親に一定程度以上の障がいのある家庭で、18歳までの児童（障がいのある児童は20歳未満）を養育している母又は父及び養育者に対し、所得が一定限度額未満である場合に児童扶養手当を支給します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の支給【児童福祉課】 ・児童扶養手当の支給【児童福祉課】

多子世帯への支援の充実	<p>多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の子どもについて、保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭保育室の保育料及び小中学校の給食費の無料化を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降の保育料の原則無料化の実施【子育て支援課】 ・第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の実施【学務課】

第4節 障がい者福祉 ～ノーマライゼーションのまちづくり～

基本方針

- 1 障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるため、啓発・教育活動を推進します。
- 2 障がい者が地域社会で安心して暮らすことができるよう、きめ細かな福祉サービスの提供を進めるとともに、自立に向けた支援の強化に努めます。

1 障がい者福祉の充実

(1) こころのバリアフリー化の推進

- 市民一人ひとりが、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めるよう、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や福祉教育の充実に努めます。
- 障がい者のスポーツ・文化活動の機会の充実に努めるとともに、障がいのある人とない人が互いに理解を深めていけるよう、交流活動の充実に努めます。
- 精神障がい、発達障がいの早期発見に努め、保護者や保育士、教職員の障がいや障がい者に対する理解や意識の向上を図ります。

意識啓発の実施	障がい者の自立と社会参加の更なる促進を図るとともに、広報紙、パンフレット、障がい者福祉の手引き等の発行やホームページを活用した普及活動などにより、ノーマライゼーション思想の普及啓発を図ります。 また、精神障がい、発達障がいの早期発見と早期療育につなげることを目的に、保育士及び教職員に対する情報提供や研修機会の充実に努めます。
	・ノーマライゼーションの啓発【障がい者福祉課】 ・保育士及び教職員に対する啓発【障がい者福祉課】

学校におけるこころのバリアフリー化の推進	募金活動、訪問・交流活動、地域環境整備活動などの体験活動を地域の町内会、NPO団体などとの連携により実施することで、児童生徒の福祉の心を育成します。 また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが活動を共にすることにより、互いを理解し共に支え合う「心のバリアフリー」を広め、同じ社会を構成する一員であるという意識を育てます。
	・小中学校における福祉教育の推進【教育相談センター】 ・交流及び共同学習の充実【教育相談センター】

学習機会の提供	<p>障がい者の理解の促進及び障がい者の社会参加を目的として、手話講座、点字講座及び要約筆記講座を開催します。</p> <p>また、障がいや障がい者に対する理解と認識を深めることを目的として、誰もがボランティア活動に参加できる環境の整備を図るとともに、外出介助、手話通訳、要約筆記、スポーツ指導等の専門的なボランティアの育成を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉センター事業の充実【福祉の里】 ・ボランティアの育成【障がい者福祉課】

(2) 生活環境のバリアフリー化の推進

- 障がい者も利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めます。

バリアフリー化の推進	<p>住宅のバリアフリー化を進めるため、居宅改善整備費助成事業、住宅整備資金貸付事業などの支援制度を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅のバリアフリー化への支援【障がい者福祉課】

(3) 保健とリハビリテーションの充実

- 乳幼児期における障がいの早期発見、早期治療に努めます。特に、医療的ケアと並行して、保健・福祉・教育の連携を図り、家族の障がい受容や発達支援の方法などに関する相談などと併せて、障がい者一人ひとりの実態に即した支援を進めます。
- 中途障がい者の増加を踏まえ、リハビリテーション医療の確保に向けて、保健・福祉・教育のネットワークづくりを進めます。

早期発見と療育の充実	<p>各年齢別の乳幼児健康診査において、障がいの早期発見に努めます。</p> <p>また、身体障がい者手帳の交付対象とならない難聴児の発達を支援するため、補聴器購入費用の一部について助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の充実【保健センター】 ・難聴児の補聴器購入への助成【障がい者福祉課】

リハビリテーションの充実	<p>中途障がい者の増加に対応するため、リハビリテーション医療の確保に向けて、保健・医療・福祉の関係機関によるネットワークの構築を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉のネットワークの構築【障がい者福祉課】

(4) 福祉サービスのための環境整備

- 障がい者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。
- 訪問系サービス（居宅介護など）、日中系サービス（生活介護など）、居住系サービス（施設入所支援など）など、各サービスの整備や充実に努めます。
また、各サービス相互の利用が可能となるよう柔軟な活用を促進します。
- 障がい児（者）の地域における日中活動や生活の拠点となる施設の充実に努めます。

計画の策定	<p>障がい者施策の総合的な計画である障がい者基本計画及び障がい者基本計画に位置付けた施策の具体的な実施目標等を記載した障がい福祉計画を策定します。</p> <p>また、障がい者基本計画の策定に当たっては、各種施策への反映や見直しを図るため、障がい者、関係事業所等の実態調査を実施します。</p>										
	<p>・障がい者基本計画・障がい福祉計画の策定【障がい者福祉課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アンケート調査の実施</td> <td>・第5次障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画の策定</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・アンケート調査の実施 ・第6期障がい福祉計画の策定</td> </tr> </tbody> </table>				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・アンケート調査の実施	・第5次障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画の策定	/
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度								
・アンケート調査の実施	・第5次障がい者基本計画及び第5期障がい福祉計画の策定	/	・アンケート調査の実施 ・第6期障がい福祉計画の策定								

相談体制の充実	<p>障がい者に対する適切なサービスの実施及び家族支援のため、新座市地域自立支援協議会の更なる充実を図るとともに、相談支援事業所の整備・充実を図ります。</p>			
	<p>・情報提供・相談体制の整備・充実【障がい者福祉課】</p>			

介護給付等によるサービスの充実	<p>児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービスの整備・充実を図ります。</p>			
	<p>・障がい児通所支援の充実【障がい者福祉課】</p> <p>・介護給付費の給付【障がい者福祉課】</p> <p>・訓練等給付費の給付【障がい者福祉課】</p>			

生活への支援の充実	<p>聴覚障がい者等の社会参加を促進するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。</p> <p>障害者総合支援法に基づく移動支援サービス、日常生活用具・補装具の給付サービスの整備・充実を図ります。</p> <p>福祉タクシー利用料金助成、自動車燃料購入費助成、鉄道・バス利用料金助成などの事業を実施し、障がい者の社会参加を促進します。</p> <p>重度の身体障がい者の訪問入浴サービスの整備・充実を図ります。</p> <p>障がい児（者）の一時預かり、自宅等への介護者派遣、外出援助サービス等を行う生活サポート事業登録団体の活動の支援を通じて、居宅障がい者の生活を支援します。</p>			
	<p>・手話通訳者・要約筆記者派遣の実施【障がい者福祉課】</p> <p>・移動支援事業の実施【障がい者福祉課】</p> <p>・日常生活用具の給付【障がい者福祉課】</p> <p>・補装具の給付【障がい者福祉課】</p> <p>・社会参加促進事業の推進【障がい者福祉課】</p> <p>・訪問入浴サービスの充実【障がい者福祉課】</p> <p>・生活サポート事業登録団体の支援【障がい者福祉課】</p>			

拠点施設の充実	<p>障がい者の地域での活動拠点となる施設の充実を図るため、障がい福祉サービス事業所の運営補助や地域活動支援事業センターの利用促進を図ります。</p> <p>みどり学園とわかば学園を統合した、地域における重層的な障がい児支援を担う児童発達支援センターを新たに整備します。</p> <p>日常生活の支援を行うグループホームを整備する社会福祉法人等に対して助成し、福祉サービスの基盤整備を図ります。</p> <p>大和田二・三丁目地区の土地区画整理事業の実施に伴い、就労継続支援B型事業所「くるみの木」の施設の一部を改修します。</p> <p>地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置します。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業所の充実【障がい者福祉課】 ・地域活動支援センター事業の充実【障がい者福祉課】 ・福祉型児童発達支援センターの整備【障がい者福祉課】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・事業内容及び人員体制の検討</td> <td>・工事 ・事業内容及び人員体制の確定</td> <td>・開設 ・みどり学園・わかば学園解体工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・事業内容及び人員体制の検討	・工事 ・事業内容及び人員体制の確定	・開設 ・みどり学園・わかば学園解体工事	
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
	・事業内容及び人員体制の検討	・工事 ・事業内容及び人員体制の確定	・開設 ・みどり学園・わかば学園解体工事						
	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備【障がい者福祉課】 								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・運営事業者に対する建設費助成</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・運営事業者に対する建設費助成				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
・運営事業者に対する建設費助成									
<ul style="list-style-type: none"> ・「くるみの木」の改修【障がい者福祉課】 									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・改修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・改修				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
・改修									
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置【障がい者福祉課】 									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・開設</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度		・開設			
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
	・開設								

(5) 自立と社会参加の支援

- 障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターを中心として、支援の充実に努めるとともに、障がい者福祉事業団の設置の検討を進めます。
- 知的障がい、精神障がいなどの障がいで、判断力が不十分な障がい者の日常生活を支援するため、社会福祉協議会が行っている福祉サービスへの利用援助や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めます。

就労支援の充実	<p>就労を希望する障がい者の状況に応じた就労支援を行います。</p> <p>また、障がい者の雇用を考えている事業所に対し、支援の方法について助言や情報提供を行い、障がい者の受入れが可能な事業所の拡大を図ります。</p> <p>また、障がい者雇用の支援及び障がい者施設等の経営基盤の強化を図るため、市が行う物品等の調達において、障がい者就労施設等からの調達を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労支援センターの充実【障がい者福祉課】 ・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進【障がい者福祉課】

周知の促進	<p>障がい者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市長申立てによる成年後見等の審判申立てを行った場合に、その一連の費用等を助成します。</p> <p>また、判断能力が不十分な障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う福祉サービス利用援助事業の周知を図り、利用を促進します。</p> <p>さらに、障がい者差別の解消及び全ての障がい者の権利・利益の保護と障がい者虐待防止体制の構築を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の周知【障がい者福祉課】 ・福祉サービス利用援助事業の周知【障がい者福祉課】 ・障がい者差別解消体制の構築【障がい者福祉課】 ・障がい者虐待防止体制の構築【障がい者福祉課】

(6) 生活向上のための経済的支援

- 福祉手当の支給や医療費の助成などにより障がい者や家族の経済的負担の軽減を図るとともに、制度の周知に努めます。

手当等支給の充実	<p>精神（知的障がいを含む。）又は身体の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある市民に特別障がい者手当・障がい児福祉手当を、心身に重度の障がいがある市民に重度心身障がい者福祉手当を、埼玉県指定疾患医療給付制度に基づく受給者証の交付を受けている市民に難病患者見舞金をそれぞれ支給します。</p> <p>また、広報、ホームページなどにより各種制度の周知に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障がい者手当・障がい児福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・重度心身障がい者福祉手当の支給【障がい者福祉課】 ・難病患者見舞金の支給【障がい者福祉課】
医療費助成の充実	<p>障がい者が病院等で診療を受けた場合の医療費の全部又は一部を助成します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障がい者医療費の支給【障がい者福祉課】 ・精神障がい者通院医療費の支給【障がい者福祉課】 ・自立支援医療費（更生医療費）の支給【障がい者福祉課】 ・自立支援医療費（育成医療費）の支給【障がい者福祉課】

第5節 低所得者福祉 ～生活の安定と自立を支える～

基本方針

- 1 低所得者の生活の安定と自立に向けて、生活保護制度の適正な運用を図るとともに、相談・指導・支援の充実に努めます。

1 低所得者福祉の充実

(1) 相談体制の充実

- 低所得世帯の生活安定と自立を支援するため、関係部署との連携を密にし、相談体制の充実に努めるとともに、ケースワーカーなどの人材の育成・確保や資質の向上に努めます。

相談体制の充実	相談者の相談内容に応じて、速やかに関係部署との連携を図ります。 また、離職者や低所得者の生活、住宅、就労等に係る相談に対応するため、生活相談員を配置するとともに、関係機関等との連携により、相談体制の充実に努めます。
	・関係機関との連携体制の充実【生活福祉課】 ・相談体制の充実【生活福祉課】

(2) 自立と生活の支援

- 生活に困窮する者に対し、最低限度の生活を保障するため、保護の適正実施を図り、生活保護制度に基づいた支援を行います。被保護者の経済的自立に向けて、就労支援の強化を図るとともに、日常生活における自立支援の充実に努めます。
- 貧困連鎖の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する健全育成支援の強化を図ります。
- 中国残留邦人等に対して、老後の生活安定など地域でいきいきとした暮らしを実現するための生活支援を行います。

<p>生活保護者等への支援の充実</p>	<p>生活に困窮する方が一日も早く自立できるよう、生活、住宅、教育などの必要な扶助を行うとともに、就労支援員を配置し、生活保護の被保護者の就業促進及び社会的自立に必要な就労支援を図ります。</p> <p>被保護世帯の子どもに対する健全育成支援の強化を図るため、日常生活自立支援や養育、教育を支援する子ども育成支援相談員による相談を実施します。</p> <p>生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して支援を行います。</p> <p>過去2年以内の離職者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある方に対して住居確保の支援を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費等の支給【生活福祉課】 ・生活保護の被保護者の就労支援【生活福祉課】 ・子ども育成支援相談員の配置【生活福祉課】 ・生活困窮者の自立支援【生活福祉課】 ・住居確保給付金の支給【生活福祉課】
<p>団体への支援の充実</p>	<p>犯罪や非行など、罪を犯した人たちの更生や社会復帰への支援及びこれらを未然に防ぐ啓発活動を行う団体に対し、支援を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護活動団体への支援【生活福祉課】
<p>中国残留邦人等への支援の充実</p>	<p>中国残留邦人等の置かれている特別な事情に鑑み、必要な支援を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・中国残留邦人等への支援【生活福祉課】

第6節 健康づくり・保健衛生 ～市民が元気なまちづくり～

基本方針

- 1 市民の主体的な心身の健康づくりを支援するとともに、個人の取組を支え合い、継続性を高めるよう地域活動の充実・活性化を図ります。
- 2 関係機関との連携を図り、地域の保健・医療環境の充実を図ります。

1 健康づくりの推進

(1) 健康づくり運動の推進

- 市民が健康に対する正しい認識を持ち、自ら健康づくりを実践していけるよう、新座市民健康体操の普及、健康教室の開催や健康・食育に関する情報提供を行います。
- 市民の自主グループなどによる健康づくり活動の支援に努めます。

学習機会の提供	<p>市民の自主的な健康づくりを促進するため、新座市民健康体操の普及や生活習慣改善等を目的とした健康教室を開催するとともに、食育教室や講演会などを開催し、食に関する知識の普及啓発を図ります。</p> <p>各種検診・健康診査や、医療機関の履歴等を記録することができる健康手帳を40歳以上の市民に交付します。</p> <p>健康に関する正しい知識の普及を図るため、成人や高齢者、母子等を対象とした講演会を開催します。</p> <p>禁煙啓発・熱中症予防など、時事に応じた情報提供を広報、ホームページなどを用いて行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・市民健康体操の普及【保健センター】・健康教室の実施（再掲）【保健センター】・食育の推進【保健センター】・健康手帳の普及・活用機会の拡大（再掲）【保健センター】・健康管理に関する講演会の実施（再掲）【保健センター】・健康に関する情報提供機会の充実【保健センター】
団体への支援の充実	<p>食生活改善教室を主催する食生活改善推進員協議会の活動を支援します。</p> <p>また、育児学級の保育協力や母子交流の場づくり（母と子のつどい）を行うボランティア組織である母子愛育会の活動への助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・健康づくり活動団体への支援【保健センター】

2 保健衛生の向上

(1) 保健予防の推進

- 健康診査や予防接種については、市民が受けやすい環境づくりを進めるとともに、健康相談や保健指導の充実に努め、疾病予防の強化を図ります。
- 乳幼児健康診査や相談指導の充実など、母子保健サービスの充実に努めます。
- 市民ニーズにこたえられる保健サービスを提供するため、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。
- 保健センターの機能強化・サービス向上を図るとともに、(仮称)総合保健センターの建設について検討を進めます。
- 市民のこころの健康づくりを推進するため、健康教室、家庭訪問、相談事業などにより、精神保健事業の充実に努めるとともに、関係機関と連携し、自殺予防対策を進めます。
- 新たな感染症に対応するため、情報収集を進めるとともに、市民の意識を啓発し、予防に努めます。

検診・健康診査の実施	<p>特定健診対象年齢未満の30代を対象とした健康診査や、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診・成人歯科節目検診などを行うとともに、がんの早期発見、早期治療を目的に胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん・子宮がんを対象とした集団・個別検診を実施します。</p> <p>また、40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等のうち、健康保険未加入者についても健康診査を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・30代からのからだチェックの実施【保健センター】 ・肝炎ウイルス検診の実施【保健センター】 ・骨粗しょう症節目検診の実施【保健センター】 ・成人歯科検診・成人歯科節目検診の実施【保健センター】 ・がん検診の実施【保健センター】 ・保険未加入者に対する健康診査の実施【保健センター】
予防事業の実施	<p>伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、乳幼児、児童、生徒及び高齢者を対象に予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、ポリオ、二種混合、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、BCG、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌）を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施【保健センター】 ・結核予防事業の充実【保健センター】
相談体制の充実	<p>市民自らが健康状態を自覚し、健康の保持増進に努めることができるよう、18歳以上の方及びその家族に対して、保健師や看護師、栄養士、助産師などによる健康に関する相談を実施します。</p> <p>また、年齢を問わず市民を対象として、保健師や栄養士、歯科衛生士などが訪問し、健康についての指導や相談を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・成人健康相談の実施【保健センター】 ・訪問指導の充実【保健センター】

<p>妊産婦及び乳幼児とその家族への支援の充実</p>	<p>母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健康診査費用の助成を行います。</p> <p>各年齢別の乳幼児健康診査を行うとともに、2歳児及び5歳児を対象に、歯科健康診査と保健指導、希望者へのフッ素塗布を行います。</p> <p>乳幼児の健全な発達を促し保護者の育児不安の解消等を図るため、乳幼児相談、乳幼児発達相談を行うとともに、1歳6か月児健康診査の結果において、主に発達について経過観察が必要とされた幼児などを対象に、個別又は集団的な指導を行います。</p> <p>保健師、助産師、歯科衛生士等が家庭訪問を行い、保護者の育児不安の解消や乳幼児の発育・発達の確認をし、家庭環境に合った支援・相談を行います。</p> <p>入院療育が必要な未熟児を持つ保護者の負担の軽減を図るため、医療費の給付を行います。</p> <p>喘息やアトピー性皮膚炎等のアレルギー性疾患を持つ乳幼児の保護者に対し、適正な対処ができるよう情報の提供や、同じ悩みを持つ保護者の会の紹介などにより、育児の負担や不安の軽減を図ります。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳の交付【保健センター】 ・妊産婦健康診査の充実【保健センター】 ・乳幼児健康診査の充実（再掲）【保健センター】 ・乳幼児歯科健康診査の充実（2歳児歯科・親子歯科健康診査）【保健センター】 ・乳幼児相談の実施【保健センター】 ・ころころクラブ（1歳6か月児健康診査事後グループ）の推進【保健センター】 ・乳幼児発達相談の充実【保健センター】 ・乳幼児・妊産婦訪問指導の実施【保健センター】 ・未熟児養育医療費の給付【保健センター】 ・アレルギー性疾患の知識の普及【保健センター】
<p>保健センターの充実</p>	<p>保健センターの機能強化、サービス向上について検討を行うとともに、生活習慣病の増加、保健所業務の事務移譲、健康問題の複雑化に対応できるよう、保健師等マンパワーの強化を推進します。</p> <p>また、（仮称）総合保健センターについては、現在の保健センターの将来的な移転・建替えと併せて検討を進めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターの整備【保健センター】 ・（仮称）総合保健センターの建設【保健センター】
<p>精神保健の充実</p>	<p>うつ病や自殺予防対策、また、精神障がい者の社会復帰及びその自立に向けた支援など精神保健の充実を図るため、精神保健相談や精神保健講座、ソーシャルクラブなどを実施します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談の実施【保健センター】 ・精神保健講座の実施【保健センター】 ・ソーシャルクラブの実施【保健センター】
<p>新たな感染症への対応</p>	<p>新たな感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、情報収集を進めるとともに、広報、ホームページ等により市民意識を啓発し、予防に努めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな感染症に関する啓発【保健センター】

(2) 保健・医療の連携強化

- 関係機関などとの連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制（在宅当番医制・病院群輪番制・休日歯科応急診療所）の確保・充実を図ります。
- 地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校の運営について助成を行います。

<p>休日、夜間の診療への対応の充実</p>	<p>休日、夜間における診療体制の確保のため、朝霞地区医師会の協力の下、朝霞保健所管内にある医療機関の当番制による診療を実施します。</p> <p>また、小児救急医療・周産期医療に関する研究及び医師派遣に対する支援を行うとともに、夜間、休日における小児救急医療体制を確保します。</p> <p>さらに、休日における歯の応急医療体制を確保するため、朝霞地区歯科医師会等の協力により救急医療を実施します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅当番医制の実施【保健センター】 ・朝霞地区小児救急医療・周産期医療寄附講座への支援【保健センター】 ・病院群輪番制の実施【保健センター】 ・小児救急医療支援事業の実施【保健センター】 ・休日歯科応急診療所の実施【保健センター】
<p>広域連携による人材の育成</p>	<p>朝霞地区における看護師不足に対処するため、地区内でのマンパワーの育成、確保を目指し、朝霞地区看護学校に対し、事業運営費の助成を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞地区看護専門学校への助成【保健センター】

第7節 国民健康保険・国民年金 ～安心した生活のために～

基本方針

- 1 国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化及び保険税収納率の向上に努めます。また、健康診査の充実など、被保険者の健康の保持・増進のための保健事業の充実を図ります。
- 2 市民の年金受給権の確保に向けて、国民年金制度の周知を図ります。

1 国民健康保険の充実

(1) 保険制度の健全な運営

- 医療費通知の充実、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の普及啓発などにより、医療費の適正化を推進します。
- 国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。
- 国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国・県に働きかけます。

運営の健全化の推進	健康管理に対する意識を高めることで医療費の適正化を図るため、医療費通知を実施するとともに、交通事故等による傷病をレセプト照合で発見し、第三者求償事務を行います。 また、レセプトの点検の強化を図り、誤請求についての再審査請求や無資格者のレセプト返戻を行います。 さらに、医療費の節減を進めるため、ジェネリック医薬品の普及啓発を行います。
	<ul style="list-style-type: none">・医療費通知の実施【国保年金課】・第三者求償事務の実施【国保年金課】・レセプト点検の強化【国保年金課】・無資格受診者レセプト返戻の強化【国保年金課】・ジェネリック医薬品の普及啓発【国保年金課】

国民健康保険制度の運営	<p>国民保健の向上に寄与することを目的とした国民健康保険の適切な運営を推進するとともに、後期高齢者医療制度への財政支援を行います。</p> <p>また、国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共に安定的な運営を担うこととなったことから、法の施行に向けて、システム改修や標準税率を踏まえた保険税率について検討します。</p> <p>さらに、国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国及び県に対し、補助金等の更なる財政支援を働きかけます。</p>							
	<p>・国民健康保険制度の運営【国保年金課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修 ・保険税率の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の改正に伴う新制度の施行 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・国民健康保険制度に係る国・県への要望【国保年金課】</p>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度		<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修 ・保険税率の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の改正に伴う新制度の施行
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修 ・保険税率の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法の改正に伴う新制度の施行 						

(2) 健康増進活動の推進

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査の普及啓発に努めるとともに、内容の充実及び市民が受診しやすい環境づくりを進めます。また、疾病の早期発見・早期治療に向けて、人間ドックの受診費用に対する助成を実施します。
- 被保険者の健康の保持・増進のため、保養施設などの利用に対する助成を実施します。

特定健康診査等の実施	<p>被保険者の健康管理に対する認識を高め、疾病の早期発見及び早期治療に向け、人間ドック検診費用への助成を行います。</p> <p>また、健康の保持増進と将来的な医療費節減を図るため、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病の前段階である内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施するとともに、受診率向上に向けた環境づくりを進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・人間ドック検診費用への助成【国保年金課】 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施【国保年金課】
保養施設の利用促進	<p>被保険者の健康の保持増進を図るため、健康入浴施設や宿泊施設の利用助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・保養施設（健康入浴施設）利用への助成【国保年金課】 ・保養施設（宿泊施設）利用への助成【国保年金課】

2 国民年金制度の推進

(1) 制度の周知

- 未加入者の解消を目指し、広報などを活用して、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。

理解の促進	<p>国民年金に対する理解を促進するため、広報やパンフレット等を活用し、制度の周知に努め、未加入者の解消を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度の周知【国保年金課】

(2) 相談業務の充実

- 国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。

相談体制の充実	国民年金についての様々な相談に対応できるよう、国との連携を強化しながら、国民年金相談を実施します。
	・国民年金相談の実施【国保年金課】

第4章 教育・生涯学習・文化・スポーツ

- 第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～
- 第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～
- 第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～
- 第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～
- 第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～
- 第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

第1節 就学前教育 ～幼児の健やかな成長のために～

基本方針

- 1 子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育のための学習機会を充実します。
- 2 子どもの年齢層に応じた教育の充実と、義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育園・小学校の連携を更に強化します。

1 就学前教育の充実

(1) 家庭教育のための学習機会の充実

- 小学校入学前の幼児を持つ保護者を対象として、子育て講座を継続的に実施し、家庭における教育力の向上を図ります。
- 若者や高齢者など、これから親になる世代や、現在は子育てをしていないが児童を見守ることが期待される世代に対して、子育て理解講座などを通じ、家庭教育の大切さの啓発に努めます。

学習機会の提供	家庭における教育力の向上や育児不安の解消、地域での仲間づくりを進めるため、保護者に対する子育て講座を実施します。 また、高齢者やこれから親になる世代等を対象として、子育て理解講座を実施し、家庭教育の大切さの啓発に努めます。 さらに、絵本を通じた子どもとのふれあいを啓発し、家庭における読書を推進するため、ブックスタート事業「はじめてブック」を実施するとともに、乳児連れでの図書館利用を促進するため、「あかちゃんタイム」を実施します。
	・子育てに関する講座の実施（再掲）【子育て支援課】【保健センター】【中央公民館】 ・子育て理解講座の実施（再掲）【子育て支援課】【中央公民館】 ・ブックスタート事業「はじめてブック」及び「あかちゃんタイム」の実施【中央図書館】

(2) 幼稚園・保育園・小学校の連携の充実

- 義務教育への円滑な移行という視点を持ちつつ、幼稚園・保育園・小学校との連携を図りながら、子どものそれぞれの年齢層に合わせた成長を支援し、就学前教育の充実に努めます。

交流の促進	<p>幼児教育と児童教育の緊密な連携を図るため、幼稚園、保育園、小学校及び教育委員会が協力し、小学校ごとに開催する幼児と児童の交流会や幼保小の連携に関する研修会等を実施します。</p> <p>また、幼児の保護者向けのリーフレットの作成・配布を通じ、就学前教育についての周知を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童交流会の実施【指導課】 ・ 全体研修会の実施【指導課】 ・ 5歳児保護者向けリーフレットの作成・配布【指導課】

学習機会の提供	<p>就学前における子どもの学力向上を図るため、幼稚園と保育園で統一した教育カリキュラムを作成し、実施するとともに、公立小中学校で指導する英会話講師（SET）及び英語指導助手（AET）を保育園に派遣し、保育園児が英語に触れ合う機会を創出します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育の統一カリキュラムの作成・実施（再掲）【子育て支援課】【指導課】 ・ 英会話講師（SET）・英語指導助手（AET）と保育園児の交流（再掲）【子育て支援課】【指導課】

(3) 幼稚園就園の支援

- 幼稚園への就園を支援するため、幼稚園及び園児の保護者に必要な助成を行います。

助成制度の充実	<p>幼稚園の園児の保護者に対し、入園や就園に掛かる費用について助成します。</p> <p>また、市内の幼稚園に対して事務費の助成を行うとともに、教職員の資質向上を図るため、教職員研修を行っている幼稚園で組織する協議会に対し助成を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入園費の助成【子育て支援課】 ・ 幼稚園就園費等の助成【子育て支援課】 ・ 幼稚園就園奨励費の助成【子育て支援課】

第2節 学校教育 ～「生きる力」をはぐくむ～

基本方針

- 1 次代を担う児童生徒が、自立して社会で生きていくための基礎となる「生きる力」を育成します。
- 2 児童生徒が社会生活を営む上で必要な人間性をはぐくみ、安心して学べる学校づくりを推進します。

1 教育内容の充実

(1) 児童生徒の学力向上

- 副担任や学生ボランティアの配置、少人数指導の工夫改善などにより指導体制を充実させ、児童生徒の基礎学力の向上を図ります。
- グローバル化・情報化の進展に対応できる児童生徒を育成するため、国際理解教育や情報教育などを推進します。特に、これまでに推進してきた英会話学習の更なる充実を図ります。

<p>指導体制の充実</p>	<p>小学1年生の学級への副担任の配置や、小学校高学年への教科担任制の導入、中学校教科加配教員の配置により、きめ細かく質の高い指導を行い、学習効果の向上を図ります。</p> <p>また、教育課程の確実な実施を図るため、第2学期の開始日を前倒します。</p> <p>さらに、教育副読本について、小中学生の地域学習に活用する教材の編集・配布や、中学生の進路に関する教材等の配布を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校第1学年への副担任の配置【学務課】 ・小学校高学年教科担任制教員の配置【指導課】 ・中学校教科加配教員の配置【指導課】 ・授業時数の確保【指導課】 ・教育副読本の配布【指導課】
<p>国際理解教育・情報教育の推進</p>	<p>児童生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図るため、英会話講師（SET）の全小学校への配置や英語指導助手（AET）の全中学校への配置等により、小学校1年生から中学校3年生までの一貫した英語学習を実施します。</p> <p>また、児童生徒の情報モラルの向上のため、情報教育主任研修会を実施し、指導法の研究を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・英会話の時間の実施【指導課】 ・英語指導助手（AET）の配置【指導課】 ・情報教育の推進【指導課】

(2) 心の教育の充実

- 自立心を持ち、人権の尊重や思いやり、社会性・倫理観・正義感などの豊かな心を身に付け実践できる児童生徒を育成するため、職場体験や福祉体験、ボランティア活動などを推進するとともに、音楽活動や各種コンクールへの参加といった文化的活動を支援します。
- いじめ、不登校など、児童生徒の悩みや不安に対する相談や指導の充実に努めます。

豊かな心の育成	<p>自立心を持ち、社会性、勤労観など豊かな心を身に付け実践できる生徒を育成するため、市内事業者等の協力の下、職場体験を実施します。</p> <p>また、児童生徒の表現力を高めるとともに、豊かな情操を培うため、音楽会を開催します。</p> <p>さらに、学校、保護者、地域が一体となって子どもの健全育成を推進するため、児童生徒・学校・保護者・地域の代表が教育に関するテーマについて発表等を行う教育シンポジウムを開催します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育（職場体験学習）の実施【指導課】 ・小・中学校音楽会の実施【指導課】 ・教育シンポジウムの実施【教育相談センター】
相談体制の充実	<p>子どもと親の相談員やさわやか相談員を小中学校に配置し、児童生徒や保護者が抱えるいじめや不登校の問題等の解消を目指します。</p> <p>また、児童生徒、保護者、教員などの心の支援のため、学校カウンセラーを配置します。</p> <p>さらに、適応指導教室「ふれあいルーム」を設置し、登校できない児童生徒の居場所をつくることで学校復帰を促すとともに、学校教育相談主任研修会の設置やピアサポーターの派遣など、不登校児童生徒ゼロを目指した取組を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談の実施【教育相談センター】 ・不登校対策の充実【教育相談センター】 ・ピアサポーターの派遣【教育相談センター】
いじめ問題対策	<p>いじめの未然防止、早期発見、早期解消のための体制を整え、子どもたちが安心して学習やその他の活動に取り組むことができる環境づくりを推進します。</p> <p>また、関係機関との連携を図るとともに、いじめ防止基本方針を実効的に推進するための附属機関（いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策審議会、いじめ問題再調査委員会）において、いじめ問題対策を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の推進【教育相談センター】 ・関係機関との連携によるいじめ問題対策の実施【人権推進課】【教育相談センター】

(3) 児童生徒の健康増進・体力向上

- 児童生徒の体力向上を図るために、指導者の意識向上、児童生徒の運動量の増加、運動の日常化を図り、地域・家庭と連携した取組を行います。
- 児童生徒の生活リズムの改善など健康の保持増進を図るとともに、食育や薬物乱用防止教育の推進に努めます。

体力向上の推進	<p>小学校の陸上大会、球技大会、中学校の部活動や教職員及びPTA代表で組織する体力向上委員会における事業等を通じ、児童生徒の体力向上を図ります。</p> <p>また、児童生徒の生活リズムの改善や薬物乱用防止を図るため、健康教育を実施します。</p> <p>・児童生徒の体力向上の推進【指導課】</p> <p>・健康教育の推進【指導課】</p>
学校給食の充実	<p>食に関する正しい知識の習得や健全な食生活の実現、健康増進を図るため、学校給食などによる食育を推進します。</p> <p>地元の農業や食に対する児童生徒の興味関心を高めるため、学校給食に地元食材を利用した献立を取り入れます。</p> <p>食事に関する正しい理解により望ましい食習慣を身に付けるとともに、豊かな人間性や社交性を養うため、学校給食の充実を目指し、給食設備の整備やポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂を使用した食器の導入、学校給食調理業務の委託化を進めます。</p> <p>第3子以降の子どもについて、小中学校給食費の無料化を実施します。</p> <p>・学校における食育の推進【指導課】</p> <p>・学校給食における地場産野菜の積極活用【学務課】</p> <p>・学校給食の運営【学務課】</p> <p>・第3子以降の小中学校給食費の原則無料化の実施（再掲）【学務課】</p>
放射性物質測定の実施	<p>東京電力（株）福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、小・中学校給食食材等の放射性物質測定を実施します。</p> <p>・給食食材等の放射性物質測定（再掲）【学務課】</p>

(4) 特別支援教育の充実

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育的支援を行うため、体制の整備や障がいの実態把握、支援策の充実を図るとともに、通常の学級と特別支援学級及び各学校と特別支援学校との交流及び共同学習を効果的に進めます。

特別支援教育の充実	<p>車いす使用の児童生徒を支援する介助員や、特別な支援を必要とする児童生徒の支援に当たる特別支援教育支援員を全小中学校に配置するなど、個々の教育的ニーズに応じた支援を行います。</p> <p>また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒とが互いを理解し、共に支え合う「心のバリアフリー」を広めるため、交流活動や共同学習を実施します。</p> <p>さらに、日本語指導員と共に日本語学習の指導に当たるボランティア（日本語学習支援員）を学校に派遣し、外国人の児童生徒の学校生活及び学習活動を援助します。</p> <p>・介助員、特別支援教育支援員の配置【教育相談センター】</p> <p>・交流及び共同学習の充実（再掲）【教育相談センター】</p> <p>・日本語学習支援の充実【教育相談センター】</p>
-----------	--

2 教職員の資質の向上

(1) 指導力の向上

- 一人ひとりの児童生徒に応じた指導の充実を図るため、各学校の教育課題の解決に向けた研究の更なる支援に努めます。
- 豊かな人間性と実践的な指導力を培うため、グローバル化・情報化などの時代に対応した多様な研修を体系的に整備します。

研修等の充実	学校教育の一層の充実・発展と教員の資質向上を図るため、管理職研修、教務主任研修、専門研修など各種研修の充実を図るとともに、学校教育課題の解決に必要な研究を学校に委嘱し、その取組の支援に努めます。
	<ul style="list-style-type: none">・教職員研修の実施【指導課】・教育研究事業の実施【指導課】

(2) 学校・地域・関係機関との連携による資質の向上

- 幼稚園・保育園・小学校、小学校・中学校の連携や、地域・関係機関との連携を強化し、豊かな見識と指導者としての資質の向上を図ります。

関係機関との連携の推進	幼保小連携推進事業及び小中連携推進事業における全体研修会や職員同士の交流、子どもたちの相互交流実践等を通して、子どもの生活や発達の連続性を踏まえて指導に当たれるよう指導力の向上を図ります。 また、大学との連携により、教職員を対象とした年次研修等を計画・実施し、教職員の資質向上を図ります。
	<ul style="list-style-type: none">・幼保小連携推進事業の推進【指導課】・小中連携推進事業の推進【教育相談センター】・大学との連携による年次研修等の実施【指導課】

3 教育環境の整備・充実

(1) 教育施設・制度の充実

- 老朽化した小・中学校の校舎、屋内運動場、プールなどについて、長寿命化、エコ化及びバリアフリー化の視点を重視しながら、引き続き計画的な改修を進めます。
- 児童生徒の高度情報化社会への適応力を培い、多角的・効率的な授業による学力向上を図るため、設備の整備などのハード面・学習プログラムの構築などのソフト面の両面から授業・校務におけるICT環境を充実させ、教育の情報化に向けた整備を推進します。
- 児童生徒の健やかな成長を促し豊かな人間性をはぐくむため、学校教育農園・学校教育林の設置や学校獣医師制度の充実などにより、教育環境を整えます。

学校施設の整備	<p>適正な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる小中学校校舎や体育館、プール等の体育施設について、計画的な改修を実施します。</p> <p>また、給食室については、給食調理業務の民間委託化に必要な施設・設備及び教室数増加に伴う食器保管場所の確保のための改修を行います。</p>								
	<p>・小中学校校舎の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・大和田小（増築）</td> <td></td> <td>・石神小</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・大和田小（増築）		・石神小	
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
	・大和田小（増築）		・石神小						
	<p>・小中学校体育館の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・大和田小（設計）</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度				・大和田小（設計）
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
				・大和田小（設計）					
<p>・小中学校プール施設の改築【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・石神小</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度			・石神小		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
		・石神小							
<p>・小中学校屋外運動場の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・新座中校庭 ・第四中テニスコート</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度				・新座中校庭 ・第四中テニスコート	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
			・新座中校庭 ・第四中テニスコート						
<p>・小中学校屋外トイレの改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>・新座小</td> <td>・第四中 ・第四小</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度			・新座小	・第四中 ・第四小	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
		・新座小	・第四中 ・第四小						
<p>・小中学校給食棟の改修【教育総務課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・大和田小、新堀小</td> <td></td> <td>・八石小 ・池田小（設計）</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度		・大和田小、新堀小		・八石小 ・池田小（設計）	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
	・大和田小、新堀小		・八石小 ・池田小（設計）						

情報環境の整備	<p>「わかる授業」「魅力ある授業」を達成するためのインターネット通信環境の整備を目指し、各小中学校のネットワークの保守・維持管理を行います。</p> <p>また、各学校のコンピュータ室の端末や情報機器の整備を進めるとともに、更なる機器等の整備・充実を目指します。</p> <p>さらに、児童生徒の読書活動を推進するため、小中学校図書館の蔵書、設備等の整備、充実を図ります。</p>
	<p>・教育インターネットの整備【教育総務課】</p> <p>・コンピュータ教育環境の整備【教育総務課】</p> <p>・学校図書館の充実【教育総務課】</p>

各種制度の充実	<p>恵まれた新座の自然環境の中での自然体験活動や農業体験を通じ、豊かな心を育むために、学校教育林や学校教育農園を設置するとともに、緑のカーテンなどの学校緑化を支援します。</p> <p>また、朝霞保健所及び管内獣医師会の協力により、小動物を飼育している学校へ獣医師の訪問指導等を行います。</p>
	<p>・学校ふるさと構想の推進【指導課】</p> <p>・学校獣医師制度の充実【指導課】</p>

(2) 地域に開かれた学校の整備・充実

- 地域と共に歩む学校づくりのため、学校施設の開放を継続的に実施するとともに、学校評議員、学校評価システム、学校応援団などの制度を活用しながら、教育の質の向上を図ります。
- 部活動ボランティア指導員や農業支援員など、地域の方々が体験学習を通じ、直接、児童生徒とかかわり、その知識や技術を伝える制度の充実を図ります。

地域との連携の推進	<p>地域の学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、教室や体育館などの学校施設を開放します。</p> <p>また、学校支援ボランティアとしての中学校における部活動指導員など、教育活動への地域住民の協力とともに、全ての小中学校における学校応援団制度の活用、学校を総合的に支援するコミュニティ・スクールの指定など、地域ぐるみでの学校教育を支援します。</p> <p>さらに、教職員の創意工夫をいかし、地域の特性や学校の実態に応じた特色ある学校の創造を実践する教育プランに対し、助成を行います。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放【教育総務課】 ・ボランティア指導員の配置【指導課】 ・学校応援団の実施【指導課】 ・コミュニティ・スクールの指定【学務課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・野火止小、陣屋小 ・新規 1 校 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎの輝く学校プランの実施【指導課】 	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・野火止小、陣屋小 ・新規 1 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止小、陣屋小 ・新規 1 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ 3 校 					

評価の充実	<p>各学校で具体的に設定した目標やその達成状況についての自己評価と学校関係者評価等を行い、その評価結果については、保護者、地域住民に説明するとともに、市民に対して公表します。そして、学校の自己評価・学校関係者評価を補い、学校運営の質を高めるために、大学関係者による専門的かつ客観的見地に基づく第三者評価を実施します。</p> <p>また、地域に開かれた学校づくりをより一層推進し、学校・家庭・地域が連携しながら一体となって子どもの健やかな成長を促すために、学校運営について意見し、助言を行う学校評議員を設置します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の充実【指導課】 ・学校評議員の設置【指導課】

(3) 学区域の弾力的運用と学校の適正配置

- 新座駅周辺などの人口増加地域における教室不足などに対応するため、学区域の見直しや学校の適正配置・増改築について検討します。

適正な配置の実施	<p>各学校における児童生徒数の地域的偏りが発生した場合は、これを是正するため、通学区域の見直しや学校の適正配置・増改築を検討します。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・通学区域の見直し【学務課】 ・学校の適正配置【学務課】 ・小中学校校舎の改修（再掲）【教育総務課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大和田小（増築） </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・石神小 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・大和田小（増築） 		<ul style="list-style-type: none"> ・石神小
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・大和田小（増築） 		<ul style="list-style-type: none"> ・石神小 						

(4) 就学・進学援助の充実

- 経済的理由などにより就学・進学が困難な方に対し、就学に伴う費用の援助や入学準備金及び奨学金の無利子貸付などの支援を実施します。

支援制度の充実	経済的理由により、就学が困難な市民に対し、入学準備金又は奨学金を無利子で貸し付けるとともに、児童生徒を就学させることが困難と認められる場合には、保護者に対し、学用品費や学校給食費等就学に掛かる経費について助成します。
	<ul style="list-style-type: none">・ 入学準備金・奨学金の貸付け【学務課】・ 就学費の助成【学務課】

第3節 青少年健全育成 ～豊かな人間性をはぐくむ～

基本方針

- 1 未来を担う青少年が、豊かな人間性をはぐくみつつ健やかに成長していけるよう、青少年一人ひとりの状況に応じた支援策を推進します。
- 2 青少年の主体的な活動を支える居場所づくりや、青少年健全育成団体への支援を通じて、青少年の社会的自立を促す環境づくりに市民総ぐるみで取り組みます。

1 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年活動の充実

- 地域におけるボランティア活動、交流活動など青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充に努めます。
- 子どもたちの放課後や週末の活動を充実させるとともに、安全・安心な居場所の確保を図ります。
- 青少年の活動を支援するため、地域社会の様々な資源や、地域の小中学校施設、公民館・資料館等の社会教育施設、文化施設等の有効活用に努めます。
- 公民館などの公共施設の改修・整備に当たっては、青少年の主体的な活動の活性化に配慮したものとします。

青少年への支援の充実	<p>青少年の自主的な社会参加活動の機会の拡充を図るため、文化芸術振興、スポーツ振興、地域交流、青少年のボランティア活動などの青少年教育振興事業を行う個人・団体に対し助成を行うとともに、青少年教育振興基金制度の周知を図ります。</p> <p>また、地域の教育力の活性化促進のため、青少年健全育成団体及び地域のボランティアが指導者となって、文化、スポーツ、学習等、様々な活動を行う新座っ子ばわーあつぷくらぶを実施します。</p> <p>さらに、放課後児童保育室と一体的に又は連携した子どもの放課後居場所づくりを推進するため、両事業を同一の小学校敷地内等で実施するとともに、児童が共通のプログラムに参加できるもの（一体型）とします。このため、放課後児童保育室指導員や福祉部局の行政関係者等を含めた事業関係者で組織する実行委員会及び教育長を委員長とし、学校長やPTA、民生児童委員等の地域の方々で組織する運営委員会で定期的に協議し、情報共有を図ります。</p> <p>また、放課後子ども総合プランの重要性について、学校関係者の理解を促進することに努め、学校内の余裕教室等を使用し、子どもたちの放課後や週末における安全、安心な居場所づくりを進めます。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年教育振興事業実施団体等への助成【生涯学習スポーツ課】 ・新座っ子ばわーあつぷくらぶの実施【生涯学習スポーツ課】 ・子どもの放課後居場所づくり事業の実施【生涯学習スポーツ課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・新規 3 校 (全 10 校、放課後児童保育室と一体型)</td> <td>・新規 3 校 (全 13 校、放課後児童保育室と一体型)</td> <td>・新規 2 校 (全 15 校、放課後児童保育室と一体型)</td> <td>・新規 2 校 (全 17 校、放課後児童保育室と一体型)</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・新規 3 校 (全 10 校、放課後児童保育室と一体型)	・新規 3 校 (全 13 校、放課後児童保育室と一体型)	・新規 2 校 (全 15 校、放課後児童保育室と一体型)
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
・新規 3 校 (全 10 校、放課後児童保育室と一体型)	・新規 3 校 (全 13 校、放課後児童保育室と一体型)	・新規 2 校 (全 15 校、放課後児童保育室と一体型)	・新規 2 校 (全 17 校、放課後児童保育室と一体型)					

公共施設の整備	<p>中央図書館及び福祉の里図書館に設置しているティーンズコーナー（おおむね 13 歳から 18 歳までを対象）の利用促進を図るため、図書の充実に努めるとともに、公民館・コミュニティセンターなどの公共施設の改修時には、青少年活動団体が施設を有効利用できるように配慮した整備を行います。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーンズコーナー図書の充実【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修【中央公民館】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・栄公民館空調機改修</td> <td>・栗原公民館外壁改修</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・栄公民館空調機改修	・栗原公民館外壁改修	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
・栄公民館空調機改修	・栗原公民館外壁改修							

(2) 青少年健全育成活動の支援

- 地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的とした、学校・家庭・地域の連携による青少年健全育成活動の活性化を推進するため、青少年にかかわる団体などの活動を支援します。

団体への支援の充実	<p>次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進するため、青少年健全育成団体が行う心の声かけ運動やイベントなどの活動、リーダーの育成への支援を行うとともに、助成をします。</p> <p>また、地域における青少年健全育成の充実を図るため、各中学校区に設置されているふれあい地域連絡協議会の活動を支援します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・青少年健全育成団体への助成【生涯学習スポーツ課】

第4節 生涯学習 ～学びあい、いつでも、どこでも、だれとでも～

基本方針

- 1 心豊かな市民生活の実現を目指し、生涯学習機会の充実を図るとともに、生涯学習施設の整備・拡充を図ります。
- 2 生涯学習への市民の参加を促進し、市民同士の交流を深め、学習の成果を地域に還元する仕組みづくりを推進します。

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習機会の充実

- 市民の多様なニーズを踏まえた各種講座を実施するため、学習プログラムの研究に努めるとともに、各公民館・コミュニティセンターにおいて地域に根ざした特色ある事業を展開します。
- 青少年、現役世代、シニア世代など多様な市民が、能力開発を通じて自己実現を図る機会を提供します。

学習機会の提供	<p>公民館・コミュニティセンターなどで実施する生涯学習講座や図書館で実施する講座について、市民ニーズや関係団体の意見を踏まえながら内容の充実を図ります。</p> <p>幅広い世代が能力開発を通じて自己実現を図ることができるよう、公民館・コミュニティセンター等において各種スキルアップ講座を実施します。</p> <p>生涯学習センターでは、文化芸術活動に取り組む市民の発表の場として、ギャラリーの活用を推進するとともに、各種芸術展、講座、音楽会を行い、市民文化の振興と文化意識の高揚を図ります。また、児童対象の事業として、人形劇、読み聞かせ、手遊びなどを行う会を開催し、情操教育、読書推進活動の一助とします。</p> <p>市職員等が講師となり、行政の仕事の説明や職員が持つ専門知識を提供する出前講座を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習講座の充実【生涯学習スポーツ課】・図書館講座の充実【中央図書館】・公民館・コミュニティセンター講座の充実【中央公民館】・能力開発に関する講座の実施【中央公民館】・芸術展の実施【生涯学習センター】・生涯学習センター講座の充実【生涯学習センター】・元気の出るまちづくり出前講座の実施【生涯学習スポーツ課】

(2) 生涯学習施設の整備・充実

- 幼児から高齢者まで、個々の年代に対応した生涯学習を支えるために、他施設との併設を図るなど、生涯学習施設の整備を進めます。
- 市民の身近な施設である公民館、図書館などの施設の計画的な整備・改修を推進するとともに、設備機器の充実を図ります。

生涯学習施設の整備・充実	<p>ひばりヶ丘駅及び新座駅利用者の利便性を考慮した図書館サービスについて検討を行います。</p> <p>また、市民の文化活動や学習活動の拠点である市民会館、ふるさと新座館及び公民館・コミュニティセンターなどについては、利用しやすい施設の整備・充実を図り、施設の安全確保や利用促進に努めます。</p> <p>さらに、パソコンや携帯電話から、公共施設の空き状況の照会、予約及び抽選申込みができる公共施設予約システムの充実を図ります。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ひばりヶ丘駅周辺における図書館サービスの実施【中央図書館】 ・新座駅周辺における図書館サービスの実施【中央図書館】 ・公民館・コミュニティセンターの改修（再掲）【中央公民館】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・栄公民館空調機改修</td> <td>・栗原公民館外壁改修</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の充実【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】 ・公共施設予約システムの充実【市政情報課】【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】 	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・栄公民館空調機改修	・栗原公民館外壁改修	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
・栄公民館空調機改修	・栗原公民館外壁改修							

(3) 情報提供のシステム化と学習相談体制の充実

- 教育委員会、公民館・コミュニティセンター、図書館、にいざほっとぷらざなどのホームページの充実に努めます。また、市民の自発的・自主的な学習活動を支援するため、情報提供のシステム化を図ります。
- 各公民館・コミュニティセンターに配置されている社会教育指導員による社会教育団体の指導及び相談などの充実を図ります。
- 市民の多様化する学習を支援するため、図書館資料の整備・充実、レファレンス機能の拡充など図書館サービスの推進を図ります。

情報提供の充実	<p>市民の自発的・自主的な生涯学習活動を支援するため、公民館・コミュニティセンター等のイベントに関する情報の収集・提供を行います。</p> <p>また、生涯学習センターの図書室サービスの一環として、情報検索用インターネットパソコンを設置するとともに、教育委員会や公民館・コミュニティセンター、図書館のホームページの充実に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいざの生涯学習」の充実【生涯学習スポーツ課】 ・インターネット情報端末の設置【生涯学習センター】 ・ホームページの充実【教育総務課】【中央公民館】【中央図書館】
相談体制の充実	<p>公民館・コミュニティセンターに社会教育指導員を配置し、社会教育団体の指導及び相談の充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育団体への相談体制の充実【中央公民館】

図書館機能の充実	市民の多様化する学習を支援するため、図書館資料の充実を図るとともに、図書館利用者に対し、必要としている資料の紹介や提供を行うレファレンス機能の拡充に努め、図書館サービスの充実を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館資料の充実【中央図書館】 ・レファレンス機能の充実【中央図書館】

(4) 学習の成果をいかす仕組みづくり

- 図書館、公民館などにおける社会教育活動及び地域活動においてボランティアの活躍する機会や場を提供するとともに、生涯学習の成果をまちづくりにいかすことのできる仕組みづくりを進めます。
- 市民の多様な学習ニーズやボランティア意欲にこたえるため、生涯学習ボランティアバンクへの登録を推進するとともに、登録ボランティアの活動の場の提供に努めます。
- ボランティア情報の一元化やシステムの迅速化を図るとともに、市民に対する十分な周知に努めます。

ボランティア活動への支援の充実	<p>講座や研修会を通じて、公民館・コミュニティセンター、図書館を中心に活動するボランティアを育成するとともに、各種講座の企画準備委員や講師など、ボランティアの活躍する機会や場の提供などの支援を行います。</p> <p>また、市民の学習ニーズの多様化やボランティア意欲に応えるため、新しい活動分野の開拓や人材の発掘を図るなど、ボランティアバンクの充実に努めるとともに、制度の利用を更に促進するため、情報紙やホームページによりボランティア情報の提供を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成と活動の場の提供【中央公民館】【中央図書館】 ・生涯学習ボランティアバンクの充実【生涯学習スポーツ課】 ・生涯学習ボランティア情報の提供【生涯学習スポーツ課】

(5) 関係機関との連携・協力

- 市民の生涯学習意欲の高まりに対応するため、市内小中学校・高等学校と連携し、学校施設の地域への開放や余裕教室の活用などを推進します。
- 市民の学習意欲の多様化、高度化に対応した学習機会を提供するため、大学や専門学校などと連携し、市民総合大学や公開講座などの充実に努めます。
- 生涯学習への市民参加を更に推進するために、関係機関との連携・協力を図るとともに、市民や団体間の交流の促進に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するため、小中学校と連携して、子どもの読書活動の機会を拡充するとともに、市立図書館と学校図書館の一元化などネットワーク化を図ります。

関係機関との連携の推進	<p>地域の学習機会の充実や施設の有効活用を図るため、学校施設を開放します。</p> <p>市内にある3大学やNPO団体等の協力を得て、公開講座や市民総合大学、子ども大学にいざなどを実施し、多様な学習機会の提供を図ります。</p> <p>また、成人式実行委員会を設置し、新成人の企画・運営による成人式を開催します。</p> <p>さらに、子どもの読書活動を推進するため、学級訪問、図書館訪問、図書の団体貸出し等の充実を図ります。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の開放（再掲）【教育総務課】 ・市内大学公開講座等の実施【生涯学習スポーツ課】 ・市民総合大学の実施【生涯学習スポーツ課】 ・子ども大学にいざの実施【生涯学習スポーツ課】 ・成人式の実施【生涯学習スポーツ課】 ・子ども読書活動の推進【中央図書館】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">・第4次子ども読書活動推進計画の策定</td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	/	/
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
/	/	/	・第4次子ども読書活動推進計画の策定					

団体への支援の充実	<p>社会教育関係団体が主体的かつ健全に事業活動を展開できるよう支援するとともに、団体間の交流機会の提供に努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係団体への支援【生涯学習スポーツ課】

第5節 文化芸術 ～豊かな地域文化をはぐくむ～

基本方針

- 1 市民一人ひとりが文化芸術を身近に感じ、文化芸術活動を通じて、人と人とのネットワークを広げ、コミュニケーションを促進していくことで、自分たちの住むまちに更に誇りと愛情を持てるよう文化芸術活動の振興を図ります。また、市民の自主的な文化芸術活動を支援し、市民と市との連帯と協働により、地域の文化力を高めます。
- 2 野火止用水を始めとする新座市の大切な歴史的資産である文化財を保護・活用するとともに、市史の編さんを進め、「ふるさと新座」への郷土愛をはぐくみます。

1 文化芸術活動の振興

(1) 市民主体の文化芸術活動の振興

- 市民の主体的な文化芸術活動を推進するため、文化協会などの文化芸術団体を始め、文化芸術にかかわるNPOや自主グループ、個人の活動を支援する体制づくりを進めます。
- 市民のだれもが文化芸術を発表・鑑賞・創造できる機会の充実を図ります。また、子どもが文化芸術に触れる環境づくりを進めることで、地域文化を継承し発展させるまちづくりを進めます。
- 市民が文化芸術に親しむ環境をつくる担い手として、文化芸術活動に積極的に取り組む市民や専門家など文化芸術分野の人材の活用を図ります。

団体への支援の充実	<p>市民主体の文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関わる団体・個人等に対し、情報提供、助成等による支援を行います。</p> <p>・文化芸術団体等への支援【生涯学習スポーツ課】</p>
文化芸術に触れる機会の提供	<p>市民の文化芸術の鑑賞、発表、交流の場である市民まつり文化祭の実行委員会を支援するとともに、地域に根ざした文化芸術イベントとして、睡足軒の森文化事業など文化芸術活動の発表の場や、文化芸術に親しむ機会の提供に努めます。</p> <p>また、子どもの豊かな心や創造性を育み、将来の地域文化の担い手となるよう、子どもたちが文化芸術に触れられる機会の充実を図ります。</p> <p>さらに、市民に広く文化芸術を伝える担い手として、講座やイベントなどの機会に、文化芸術活動に積極的に取り組む市民など文化芸術分野の人材の活用を図ります。</p> <p>・市民まつり文化祭への支援【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・睡足軒の森文化事業の実施【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・“すぐそこ新座”春まつりでの文化イベントの実施【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・子どもの文化芸術環境の充実【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・文化芸術分野の人材の登用【生涯学習スポーツ課】</p>

(2) 文化芸術活動の施設の充実

- 市民会館、公民館など文化芸術関連施設の整備・充実を図るとともに、市内公共施設など利用可能なスペースを活用し、文化芸術の拠点づくりを進めます。また、市民会館の老朽化対策として、耐震補強工事やバリアフリー化を含む改修を行います。

文化芸術活動施設の整備・充実	<p>公民館・コミュニティセンターにおける文化芸術関連設備の充実を図るとともに、利用可能なスペースを活用し、展示スペースとするなど、文化芸術の拠点づくりを進めます。</p> <p>また、市民会館やふるさと新座館などの生涯学習施設については、文化芸術活動の拠点として、施設の充実や利用の促進を図ります。</p> <p>さらに、パソコンや携帯電話から、公共施設の空き状況の照会、予約及び抽選申込みができる公共施設予約システムの充実を図ります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・展示スペースの整備【中央公民館】 ・生涯学習施設の充実（再掲）【生涯学習スポーツ課】【生涯学習センター】【中央公民館】【中央図書館】 ・公共施設予約システムの充実（再掲）【市政情報課】【生涯学習スポーツ課】【中央公民館】

(3) 文化芸術活動振興のためのネットワークづくり

- 市民の文化芸術活動への関心の高まりに対応し、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体その他文化芸術団体との文化交流を促進し、様々な交流事業に対する支援を行います。
- 文化芸術に関する情報の収集・提供の充実を図り、市民の文化芸術活動相互の連携の強化やネットワークの形成を支援します。
- 市、市民、市内大学及び事業所などが連携して、文化芸術活動推進のために協働する体制をつくります。

ネットワークの構築	<p>文化芸術活動を通じた交流を活性化させるため、県、友好（姉妹）都市、近隣自治体、文化芸術団体との交流事業を支援します。</p> <p>また、文化芸術団体相互の連携の強化及びネットワークの形成を支援するため、情報誌、ホームページ等の活用により、文化芸術団体の活動情報を提供し、文化芸術活動を行う団体間で情報や資源の共有を図ります。</p> <p>さらに、市民会館への指定管理者制度導入に伴い、指定管理者と連携した文化芸術活動の振興に向けた事業を推進します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化交流事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術情報の提供【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術活動に関するネットワークの構築【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術推進体制の整備【生涯学習スポーツ課】 ・文化芸術振興に関する指定管理者との連携【生涯学習スポーツ課】

2 文化財の保護・活用

(1) 文化財保護体制の充実

- 文化財の永続的な保存・管理のための調査を実施するとともに、文化財の保存・管理・活用計画などを策定し、指定文化財保存事業を推進します。
- 民俗、記念物、遺跡などを映像により記録するとともに、市内の伝承に関する聞き取り調査による記録保存を行います。また、市史編さん事業を進めます。
- 野火止用水とその周辺の文化的景観について、保存計画を策定し、適切な保護を図ります。

保存及び保護の充実	<p>平林寺境内林を次世代へ確実に継承するため、「国指定天然記念物平林寺境内林保存管理計画」に基づき、保存対策事業を推進します。</p> <p>市内各地に所在する指定文化財について、必要な保存対策を講じることで、適切で永続的な文化財の保存を図るとともに、無形文化財や史跡、天然記念物等を映像として記録し、ホームページ等で公開するなど活用を図ります。また、指定文化財等の説明板を設置して周知を図ります。</p> <p>市内に伝わる各種伝承について、聞き取り調査を実施し、「伝承記録集」として刊行するとともに、新座市史の追加編集や再整理を行い、ダイジェスト版を刊行します。</p> <p>野火止用水について、適切な保存と確実な継承を推進するため、「野火止用水・平林寺の文化的景観保存計画」に基づき整備を進めるとともに、国の重要文化的景観選定の申出を行います。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺境内林保存対策事業への支援【生涯学習スポーツ課】 ・指定文化財保存事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・文化財映像記録保存事業の実施【生涯学習スポーツ課】 ・地域伝承記録集の作成【生涯学習スポーツ課】 			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査の実施 ・記録の活字化 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査の実施 ・記録の活字化 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査の実施 ・記録の活字化 	<ul style="list-style-type: none"> ・聞き取り調査の実施 ・記録の活字化 ・伝承記録集の編さん
	<ul style="list-style-type: none"> ・市史編さん事業の実施【生涯学習スポーツ課】 			
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理・デジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理・デジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・市史資料の追加・再整理・デジタル化 ・市史ダイジェスト版編さん 	
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水文化的景観の保護【生涯学習スポーツ課】 				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生等を対象とした啓発事業の実施 ・講演会の開催 ・国選定に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生等を対象とした啓発事業の実施 ・講演会の開催 ・国選定の答申 ・補助金を活用した修理・修景の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生等を対象とした啓発事業の実施 ・講演会の開催 ・補助金を活用した修理・修景の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生等を対象とした啓発事業の実施 ・講演会の開催 ・補助金を活用した修理・修景の検討 	

調査の実施	<p>埋蔵文化財の破壊・滅失防止のため、大和田二・三丁目の土地区画整理事業のほか、開発行為や住宅建設などが行われる際に遺跡発掘調査を実施します。</p> <p>また、遺跡所在確認調査、発掘調査等の結果を基に、遺跡地図・遺跡台帳や遺跡分布地図を随時改訂するとともに、調査記録をホームページ等に掲載します。</p> <p>さらに、保存・管理すべきと判断した文化財については、指定等に向けて必要な調査を行います。</p>			
	<p>・遺跡発掘調査の実施【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・遺跡地図・遺跡台帳の整備【生涯学習スポーツ課】</p>			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
・遺跡地図・遺跡台帳の整備	・遺跡地図・遺跡台帳の整備	・遺跡地図・遺跡台帳の整備 ・埋蔵文化財包蔵地図の増刷	・遺跡地図・遺跡台帳の整備	
<p>・文化財指定化調査の実施【生涯学習スポーツ課】</p>				

(2) 文化財の活用と施設の整備

- 市民の地域への愛着を培うため、散策ガイド、小冊子などの刊行やホームページの活用など、文化財に関する効果的な啓発及び広報活動を推進し、文化財愛護活動の充実を図ります。
- 睡足軒の森を始めとする貴重な文化資産をいかして地域密着型の事業展開を図るため、分野・テーマなどに応じて文化資産の有効活用を図るとともに、老朽化した文化財関連施設・設備の整備を推進します。
- 平林寺境内林及び野火止用水を一体化した、新座の文化的景観を醸し出す文化財の拠点づくりを推進します。

文化財活用の推進	<p>市内の文化財を紹介するマップ・ガイドや、小冊子などの刊行・配布、文化財をめぐる講座等の開催、各種文化財調査資料等データベースの公開などを通じて、地域の文化財への関心を高め、郷土への愛着や地域文化の高揚を図ります。</p> <p>また、野火止用水クリーンキャンペーンを実施し、野火止用水に関する理解と愛護の意識を高めるとともに、野火止用水の復元に向けた検討や、野火止用水沿いと平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備を行います。</p> <p>さらに、睡足軒の森を青少年の体験学習の場や日本の伝統文化の活動場所として活用するとともに、利用しやすい施設となるよう維持管理を行います。</p> <p>歴史民俗資料館においては、各種文化財調査資料や市の歴史、民俗、考古に関する資料などの収集、保存、活用を行うとともに、講座、体験学習及び地域伝承事業を実施し、市民の郷土愛と文化の向上に寄与します。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財刊行物の配布【生涯学習スポーツ課】 ・文化財資料のデータベース化【生涯学習スポーツ課】 			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	/	<ul style="list-style-type: none"> ・資料のデジタル化 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財情報システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財情報システムの運用
<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水クリーンキャンペーンの実施【生涯学習スポーツ課】 ・野火止用水の復元事業の実施【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備【道路課】 				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
/	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討 	
<ul style="list-style-type: none"> ・睡足軒の森の活用【生涯学習スポーツ課】 ・歴史民俗資料館の充実【生涯学習スポーツ課（歴史民俗資料館）】 				

公共施設の整備	<p>睡足軒の森について、市民が利用しやすいよう施設の整備を行うとともに、平林寺境内林や野火止用水と一体化した、新座のふるさと景観を醸し出す施設として、(仮称)ふるさと歴史館の整備に向けた検討を行います。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・睡足軒の森の整備【生涯学習スポーツ課】 ・(仮称)ふるさと歴史館の整備【生涯学習スポーツ課】 			

第6節 スポーツ・レクリエーション ～スポーツでいきいき～

基本方針

- 1 市民の誰もが健康で充実した生活を送れるよう、日常生活の中で生涯にわたってスポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。
- 2 市民が参加しやすい活動の場と機会の提供に努めるほか、スポーツ振興のための人材の育成と活用に努めます。

1 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) スポーツ・レクリエーション施設の整備

- 市民が楽しみながら健康の維持・増進を図れるよう、市民ニーズに対応したスポーツ施設の設置を検討するとともに、サイクリングやジョギング、ウォーキングなどが安全にできる環境の整備に努めます。
- 既存運動施設については、計画的な整備・改修を推進します。

施設の整備・充実	<p>市民ニーズに対応したスポーツ施設の設置について、検討を行います。</p> <p>野火止用水の復元に向けた検討や、野火止用水沿いと平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備を行います。</p> <p>ウォーキングやサイクリング等を通じ、身近な自然とふれあうことのできる場となるよう、柳瀬川、黒目川、野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努めるとともに、新たな遊歩道及び親水空間の整備を埼玉県に要望します。</p> <p>生涯スポーツ振興のため、総合体育館、運動場、庭球場、プール等のスポーツ施設について、整備・改修を実施し、市民が楽しみながら健康の維持・増進を図れる環境の整備に努めます。</p> <p>大学が所有するスポーツ施設の市民開放について、大学と連携しながら進めます。</p>								
	<p>・スポーツ施設の設置【生涯学習スポーツ課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・フットサルコート の整備</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度				・フットサルコート の整備
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
				・フットサルコート の整備					
	<p>・公園への健康器具の設置【みどりと公園課】</p> <p>・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】</p> <p>・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・平林寺周辺散策道 整備工事</td> <td>・平林寺周辺散策道 整備工事 ・ふるさと小道下流 側工事</td> <td>・ふるさと小道上流 側工事 ・新たな区域の検討</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度		・平林寺周辺散策道 整備工事	・平林寺周辺散策道 整備工事 ・ふるさと小道下流 側工事	・ふるさと小道上流 側工事 ・新たな区域の検討	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
	・平林寺周辺散策道 整備工事	・平林寺周辺散策道 整備工事 ・ふるさと小道下流 側工事	・ふるさと小道上流 側工事 ・新たな区域の検討						
<p>・河川・用水沿い遊歩道の維持管理【道路課】</p> <p>・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望【道路課】</p> <p>・スポーツ施設の整備・改修【みどりと公園課】【生涯学習スポーツ課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第三種公認のため の総合運動公園 陸上競技場の改 修</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・公共施設予約システムの充実（再掲）【市政情報課】【みどりと公園課】【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・大学施設の市民開放【生涯学習スポーツ課】</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・第三種公認のため の総合運動公園 陸上競技場の改 修				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・第三種公認のため の総合運動公園 陸上競技場の改 修									

(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市民のだれもが手軽にスポーツに親しめるよう、各種ニュースポーツ教室や健康体操教室、各種スポーツ大会やレクリエーション大会などを開催します。
- 地域に密着した活動の場づくりのため、幅広い世代が参加でき、複数種目を自主運営し地域コミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの開設を推進します。

スポーツ・レクリエーション事業の実施	<p>初心者から参加できるスポーツ教室や各小学校を会場とする地域スポーツ教室、新座つっぱわーあっぷくらぶ（スポーツ系）等を実施するとともに、公益財団法人新座市体育協会加盟団体による市民総合体育大会を開催します。</p> <p>また、幅広い世代が参加でき、地域のコミュニティの核となる総合型地域スポーツクラブの事業推進支援を行います。</p>
	<p>・軽スポーツ・レクリエーション教室の実施【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・市民総合体育大会の実施【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・体育協会への支援【生涯学習スポーツ課】</p> <p>・総合型地域スポーツクラブの推進【生涯学習スポーツ課】</p>

(3) スポーツ振興のための人材育成・活用

- スポーツ・レクリエーション活動の一層の推進を図るため、地域スポーツ団体指導者及び体育指導委員・体育協会加盟団体などを対象に、指導者の資質向上を目指した救命救急講習などの指導者養成講習会を開催するとともに、人員の強化などのための受け皿づくりに努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を指導するボランティアに関する情報の収集と活用に努めます。

指導者の養成と活用	指導者の資質向上を図るため、スポーツ推進委員、公益財団法人新座市体育協会加盟団体及び地域スポーツ指導者を対象とした講習会を開催します。 また、指導者の活躍の場を広げるとともに、市民の多様なニーズに応えるため、生涯学習ボランティアバンク（スポーツ分野）の充実に努めます。
	・指導者養成講座の充実【生涯学習スポーツ課】 ・ボランティア指導者の活用【生涯学習スポーツ課】

第5章 都市整備

- 第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～
- 第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～
- 第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～
- 第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～
- 第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～
- 第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～
- 第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～

第1節 都市計画 ～計画的なまちづくり～

基本方針

- 1 首都近郊にありながら、豊かな自然環境を残す、新座の特性をいかしたまちづくりを計画的に進めるため、新たな視点による都市計画の見直しを図ります。

1 計画的なまちづくりの推進

(1) 有効な土地利用の推進

- 市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用への誘導を進めます。
- 国道254号沿道の市街化調整区域では、交通利便性の高さから産業系土地利用への転換について検討します。
- 地域の特性を踏まえた計画的なまちづくりを進めるため、土地利用の動向を把握し、適切な用途地域の指定、変更をするなど、必要に応じた都市計画の見直しを図るとともに、土地区画整理事業や地区計画制度を活用し、計画的な市街地形成を図ります。

市街化調整区域の有効活用	<p>大和田二・三丁目地区については、土地区画整理事業及び都市計画道路の整備により、商工業施設を誘致するなど、産業系土地利用への転換を図ります。</p> <p>また、市中央部における新たな都市拠点の形成に向けて、都市高速鉄道12号線の延伸に合わせて、新駅となる（仮称）新座中央駅の周辺地区において土地区画整理事業を実施するとともに、医療、教育、商業等の施設誘致を推進します。</p> <p>さらに、その他の市街化調整区域についても、土地区画整理事業や開発許可制度等の都市計画に関する様々な手法の活用を検討し、新たな視点によりそれぞれの区域の実情等を勘案した土地利用への誘導を図ります。</p>								
	<p>・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 仮換地指定 道路等設計・工事 物件移転補償 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 換地設計変更等 事業計画変更 出来形確認測量 換地処分・登記等 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 仮換地指定 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 換地設計変更等 事業計画変更 出来形確認測量 換地処分・登記等
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 仮換地指定 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 物件移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 埋蔵文化財調査 道路等設計・工事 換地設計変更等 事業計画変更 出来形確認測量 換地処分・登記等 					
	<p>・大和田二・三丁目地区における橋りょうの整備【（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設計 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 用地買収 移転補償 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 工事 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> 設計 	<ul style="list-style-type: none"> 用地買収 移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 	<ul style="list-style-type: none"> 工事
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
<ul style="list-style-type: none"> 設計 	<ul style="list-style-type: none"> 用地買収 移転補償 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 	<ul style="list-style-type: none"> 工事 						
<p>・（仮称）新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進【地下鉄12号線延伸促進室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 測量 地質調査 事業計画の作成 土地評価 環境影響評価 施設誘致 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 換地設計 実施計画の作成 都市計画変更の手続 街区確定・路線・画地確定測量 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 測量 地質調査 事業計画の作成 土地評価 環境影響評価 施設誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 換地設計 実施計画の作成 都市計画変更の手続 街区確定・路線・画地確定測量 	
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
<ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地権者の合意形成 道路配置及び土地利用等の想定 誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 測量 地質調査 事業計画の作成 土地評価 環境影響評価 施設誘致 	<ul style="list-style-type: none"> 換地設計 実施計画の作成 都市計画変更の手続 街区確定・路線・画地確定測量 						
<p>・市街化調整区域の有効活用【まちづくり計画課】</p> <p>・市街化調整区域の適切な土地利用の誘導【建築開発課】</p>									

※ 都市高速鉄道12号線（大江戸線）の延伸については、現在、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が検討を行っています。後期基本計画は、延伸の実現を前提として作成しているため、平成27年度中に同審議会から示される予定の答申結果に応じて、計画内容の見直しを行う場合があります。

計画的な市街地の形成	<p>都市計画基本図の作成や都市計画基礎調査を実施することで、土地利用の動向を把握し、埼玉県との協議を図りながら、市内各地区の特性に合った用途地域、防火地域等の地域地区や地区計画の変更等を進めるとともに、市街化調整区域から市街化区域への編入が可能となった地区については、区域区分の変更を進めます。</p> <p>また、国土調査法に規定する地籍調査について、着手に向けた調査・研究を行います。</p>							
	<p>・都市計画基礎調査等の実施【まちづくり計画課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図の作成 ・都市計画基礎調査の実施 </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・地域地区の決定・変更【まちづくり計画課】</p> <p>・地区計画の変更【まちづくり計画課】</p> <p>・区域区分の変更【まちづくり計画課】</p> <p>・地籍調査の実施【まちづくり計画課】【道路課】</p>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図の作成 ・都市計画基礎調査の実施 		
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基本図の作成 ・都市計画基礎調査の実施 								

土地区画整理事業への支援	<p>有効な土地利用の促進及び安全な市街地形成に資するため、組合等が実施する土地区画整理事業の立上げや技術的援助、助成を行います。</p> <p>また、東北土地区画整理事業の未整備地区について、埼玉県の長期未着手土地区画整理事業区域に係る市街地整備指針に基づき、市街地整備上の問題解決に向けた検討を行います。</p>
	<p>・組合等土地区画整理事業への支援【まちづくり計画課】</p> <p>・東北土地区画整理事業の推進【まちづくり計画課】</p>

(2) 都市拠点の整備

- 都市高速鉄道 12 号線の延伸実現に向け、市中央部における新たな拠点の整備を想定したまちづくり構想の策定を進めるとともに、次期交通政策審議会答申に応じた、具体的なまちづくりへの取組を進めます。
- 新座駅周辺については、引き続き整備を推進し、快適でにぎわいのあるまちづくりを進めます。

市中央部における新たな都市拠点の整備	<p>市中央部における新たな都市拠点の形成に向けて、都市高速鉄道 12 号線の延伸に合わせて、新駅となる（仮称）新座中央駅の周辺地区において土地区画整理事業を実施するとともに、医療、教育、商業等の施設誘致を推進します。</p>							
	<p>・（仮称）新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進（再掲）【地下鉄 12 号線延伸促進室】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・地質調査 ・事業計画の作成 ・土地評価 ・環境影響評価 ・施設誘致 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・換地設計 ・実施計画の作成 ・都市計画変更の手続 ・街区確定・路線・画地確定測量 </td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・地質調査 ・事業計画の作成 ・土地評価 ・環境影響評価 ・施設誘致
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・地質調査 ・事業計画の作成 ・土地評価 ・環境影響評価 ・施設誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地設計 ・実施計画の作成 ・都市計画変更の手続 ・街区確定・路線・画地確定測量 					

※ 都市高速鉄道 12 号線（大江戸線）の延伸については、現在、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が検討を行っています。後期基本計画は、延伸の実現を前提として作成しているため、平成 27 年度中に同審議会から示される予定の答申結果に応じて、計画内容の見直しを行う場合があります。

新座駅周辺の都市拠点の整備	利便性の高い良好な住環境の整備を目指し、南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図るため、新座駅北口土地区画整理事業を実施します。			
	・新座駅北口土地区画整理事業の実施【新座駅北口土地区画整理事務所】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件調査積算 ・道路等設計・工事 ・物件移転補償 ・街区・画地出来形確認測量 ・換地計画の作成 	

(3) 住民参画によるまちづくりの推進

- 住民発意によるまちづくりや都市計画における住民参加の仕組みをつくり、市民・事業者・市の協働による地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりを進めます。

住民参画制度の確立	市民・事業者・市の協働の下、まちづくりに関して、それぞれの責務を明らかにするとともに、住民参画の仕組みなどを定める地区まちづくり推進条例の周知及び適切な運用を図ります。
	・地区まちづくり推進条例の運用【まちづくり計画課】

(4) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 高齢者や障がい者などが利用する施設の集積地や駅周辺地区の面的なバリアフリー化に取り組むなど、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザインによる施設整備	既存の公共施設については、改修時等に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めます。
	また、新たな公共施設の設置に際しては、全ての人に優しいユニバーサルデザインを基本として整備を進めるとともに、基本方針の策定について検討を行います。
	・ユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針の策定【まちづくり計画課】

第2節 景観 ～魅力的な景観づくり～

基本方針

- 1 市民や事業者との協働を基本として、新座市の特性をいかした「ふるさと新座」の景観づくりを進めます。
- 2 重要な景観構成要素である屋外広告物の適正化を図ります。

1 景観に配慮したまちづくり

(1) 景観形成の推進

- 市民団体や地域住民が主体となる景観づくり活動を支援し、その活動の拡大を図ります。
- 市民が身近な景観づくりに取り組む契機となるよう、景観づくりに関する情報提供などの充実を図ります。
- 景観法を始めとした、関連する諸制度を活用し、景観づくりに総合的に取り組むため、市民・事業者・市の役割を明確にし、協働による推進体制を確立します。

良好な景観の形成	地域の景観づくりのルールや計画づくり活動を推進・支援するとともに、市民・事業者・市が良好な景観づくりに関する認識を深められるよう、ガイドブック及びリーフレットの作成・配布や展示会等による情報提供の充実を図り、協働による景観づくりに取り組みます。 また、景観条例等に基づき、一定規模以上の建築物、工作物等については、市への事前協議・届出を義務付けることで、良好な景観づくりを誘導します。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観づくり活動の推進・支援【まちづくり計画課】 ・景観づくりに関する情報提供の充実【まちづくり計画課】 			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・景観ガイドブックの周知 ・景観 45 選リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観ガイドブックの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観ガイドブックの作成 ・景観ガイドブックの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観ガイドブックの周知 	
<ul style="list-style-type: none"> ・協働による景観づくり体制の確立【まちづくり計画課】 ・新座市景観条例等に基づく規制の実施【まちづくり計画課】 				

(2) 屋外広告物の適正化

- 屋外広告物が地域の特性と調和したものとなるよう規制・誘導に努めます。

屋外広告物への規制	良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物について、禁止地域・物件、設置許可に関する手続などを定めた屋外広告物条例に基づき、地域の特性を踏まえた必要な規制を行うとともに、リーフレットなどにより制度の周知を図ります。
	・屋外広告物の規制の実施【建築開発課】

第3節 道路 ～安全で快適な道づくり～

基本方針

- 1 歩行者や自転車等が安全に、かつ、安心して通行できるよう、生活道路の計画的な整備を進めます。
- 2 都市間交通の骨格となる広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内各地区を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- 3 道路の整備に当たってはユニバーサルデザインを基本とし、快適な歩行空間の確保に努めます。
- 4 道路舗装及び橋梁^{りょう}の長寿命化のため、計画的な維持管理と改修を進めます。

1 道路交通網の整備

(1) 生活道路の整備

- 歩行者の安全性、快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進めます。また、歩道の整備に当たっては、自転車の利用にも配慮した整備に努めます。

道路の拡幅と歩道の整備	歩行者などの安全確保に重点を置いた計画的な道路改修を行うため、道路改良10か年基本計画に基づき、道路の拡幅と歩道の整備を図ります。
	・道路の拡幅と歩道の整備【道路課】

(2) 幹線道路の整備

- 都市計画道路保谷・朝霞線、放射7号線、東村山・足立線などの広域幹線道路の早期整備を県に要請します。
- 都市計画道路東久留米・志木線、ひばりが丘駅北口線など、幹線道路の整備を推進します。
- 関越自動車道のスマートインターチェンジの設置について検討を進めます。
- 歩道の設置などを進めるとともに、道路や地域の特性などに応じて道路の緑化、電線類の地中化など、防災や景観にも配慮しながら取り組みます。

広域幹線道路整備に向けた関係機関との連携	<p>都市計画道路調布保谷線の接続路線である都市計画道路保谷・朝霞線や広域幹線道路である都市計画道路放射7号線について、埼玉県の事業の早期着手・整備に向けて協力します。</p> <p>また、都市計画道路東村山・足立線の早期整備について、施行主体である埼玉県へ要望します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路保谷・朝霞線の整備【まちづくり計画課】 ・都市計画道路放射7号線の整備【道路課】 ・都市計画道路東村山・足立線の早期整備の要望【道路課】

幹線道路の整備	<p>市域南北縦軸のネットワーク形成を目指し、都市計画道路東久留米・志木線の未整備区間65mの整備を進めるとともに、新たに水道道路から産業道路までの区間の事業化を検討します。</p> <p>また、新座市方面からひばりが丘駅へのアクセス道路である都市計画道路ひばりが丘駅北口線について、新座市域の整備費を負担するなど、施行主体である西東京市と連携しながら早期整備を図ります。</p> <p>さらに、新座市方面から保谷駅へのアクセス道路として利用する都市計画道路保谷秋津線を、東京都と連携しながら早期に整備します。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路東久留米・志木線の整備【東久留米志木線推進室】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・事業認可期間延伸 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・設計・道路築造工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水道道路から産業道路間の事業化の検討 ・現況測量 </td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・事業認可期間延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・設計・道路築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道道路から産業道路間の事業化の検討 ・現況測量
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・事業認可期間延伸 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地取得交渉 ・土地収用法に基づく手続 ・設計・道路築造工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道道路から産業道路間の事業化の検討 ・現況測量 						
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路ひばりが丘駅北口線の整備【道路課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新座市域の整備完了 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新座市域の整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
<ul style="list-style-type: none"> ・新座市域の整備完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・西東京市域の早期整備に向けた連携 							

スマートインターチェンジの設置	<p>スマートインターチェンジの設置に係る国の動向を見定めるとともに、メリット・デメリットの検証を行うなど、調査研究及び設置の検討を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置【まちづくり計画課】

快適な道路環境の整備	<p>幹線道路である都市計画道路の整備に当たっては、歩道を設置するとともに、植樹帯を設けるなど、緑化の推進に努めます。</p> <p>また、志木駅南口駅前広場の整備に当たっては、防災や景観に配慮し、電線の地中化を進めます。</p>			
	<p>・歩道整備の実施（幹線道路）【道路課】</p>			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	・ひばりが丘駅北口線	・都市計画道路の整備に併せて推進	・東久留米・志木線	・都市計画道路の整備に併せて推進
<p>・道路の緑化の実施【道路課】</p>				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
・ひばりが丘駅北口線	・都市計画道路の整備に併せて推進	・東久留米・志木線	・都市計画道路の整備に併せて推進	
<p>・電線地中化の実施（志木駅南口駅前広場整備）【道路課】</p>				

(3) ユニバーサルデザインによる道路整備

- ユニバーサルデザインの考え方に基づく道路整備を推進します。

バリアフリー化の推進	<p>自然と人に優しい道づくりを目指し、従来のバリアフリーの視点に加え、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、道路整備を推進します。</p>
	<p>・道路のバリアフリー化の実施【道路課】</p>

2 道路管理の充実

(1) 道路の維持・補修

- 道路の定期的なパトロールを実施し、舗装等の傷みの早期発見・早期手当てにより、舗装の長寿命化などを図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。
- 地域住民による清掃・草刈りなど、協働による道路の維持管理体制づくりに取り組みます。

道路の維持・補修	<p>市道の安全確保や長寿命化を図るため、定期的なパトロールや舗装の打ち換え等の維持補修工事を行うとともに、草刈りや側溝等の清掃、街路樹・植樹帯の剪定を実施し、良好な道路環境の維持に努めます。</p> <p>また、地域住民や市職員のボランティアによる道路の清掃・草刈りなど、協働による道路の維持管理体制づくりを推進します。</p>
	<p>・道路パトロールの実施【道路課】</p> <p>・市道の維持・補修工事の実施【道路課】</p> <p>・道路の草刈り、側溝等の清掃【道路課】</p> <p>・地域住民による道路維持管理体制の構築【道路課】</p> <p>・市職員による道路ボランティア清掃の実施【道路課】</p>

(2) 橋梁の維持・補修

- 災害に強い道路網の確保を図るため、橋梁の耐震診断及び老朽度調査を実施し、長寿命化修繕計画を策定するとともに、計画に基づいた適切な維持管理と改修を進めます。

橋りょうの適正な維持管理	災害に強い道路網の確保を図るため、市内にある 60 の橋りょうの老朽度の点検調査を実施し、結果に基づいた長寿命化修繕計画（橋長 15 メートル以上の 28 橋）の見直しを行うとともに、計画に基づいた橋りょうの修繕、耐震診断結果に基づく耐震補強工事を進めます。			
	・橋りょうの点検調査の実施【道路課】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
	・ 8 橋 (2 回目)	・ 14 橋 (2 回目)	・ 16 橋 (2 回目)	・ 22 橋 (2 回目 16 橋、3 回目 6 橋)
	・橋りょうの修繕【道路課】			
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
・ 修繕工事 3 橋	・ 修繕工事 2 橋 ・ 修繕計画の見直し ・ 新堀歩道橋耐震補強検討協議	・ 修繕工事 3 橋	・ 修繕工事 6 橋	
・橋りょうの耐震補強【道路課】				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	
・ 耐震補強工事 3 橋	・ 耐震補強工事 2 橋	/	/	

(3) 私道整備への支援

- 砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めます。

整備への支援の充実	私道の舗装整備や舗装打換工事を行う際に、工事費用の一部を助成し、私道整備の支援に努めます。		
	・私道舗装整備への助成【道路課】		

第4節 公共交通網 ～便利で快適な公共交通網～

基本方針

- 1 市中央部の交通の利便性を図るため、都市高速鉄道12号線の延伸に取り組みます。
- 2 円滑な道路交通システムの推進を図るため、市民の身近な公共交通手段となるバス・鉄道の利用環境の整備や、輸送サービスの充実のため、交通事業者に対する働きかけに努めます。

1 公共交通網の充実

(1) 都市高速鉄道12号線の延伸

- 都市高速鉄道12号線の延伸の実現に向け、関係自治体と連携して、関係機関への働きかけや地元の気運醸成を図る取組を進めます。

延伸活動の推進	<p>都市高速鉄道12号線の延伸実現に向け、市民への啓発活動を進めるとともに、関係団体の代表者等で構成する新座市都市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会による積極的な延伸促進活動を進めます。</p> <p>また、新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じて、関係機関への要望活動や啓発品の作成、延伸計画の熟度を高めるための調査研究等を進めます。</p> <p>さらに、延伸地域の整備等に充てる財源を確保するため、新座市都市高速鉄道12号線建設促進基金への積増しを行うとともに、延伸の具体化に向けて、国、東京都、埼玉県等の関係機関との調整・協議を進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道12号線延伸の啓発【地下鉄12号線延伸促進室】 ・関係機関への要望活動の実施【地下鉄12号線延伸促進室】 ・延伸に向けた調査研究の実施【地下鉄12号線延伸促進室】 ・都市高速鉄道12号線建設促進基金の積増し【地下鉄12号線延伸促進室】 ・関係機関との調整・協議【地下鉄12号線延伸促進室】

(2) 鉄道利用環境の整備

- 既存鉄道のサービスの向上を鉄道事業者に働きかけます。
- 駅利用者の利便性向上のため、志木駅を始めとした駅周辺の自転車駐車場の設置を進めます。

鉄道会社への要望の実施	<p>JR武蔵野線及び東武東上線の沿線自治体で構成する各協議会及び埼玉県を通じて、各鉄道事業者へ鉄道輸送力の増強及び鉄道施設の整備改善等について要望します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道利用環境整備に関する要望【企画課】

自転車駐車場の整備	駅周辺の放置自転車防止や買い物など商業施設の利用者の利便性向上のため、志木駅南口周辺に自転車駐車場を整備します。
	・自転車駐車場の充実（再掲）【市民安全課】

(3) バス輸送サービスの充実

- 市内公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バス運行の充実を進めます。
- 路線バスの輸送サービスの充実をバス事業者に働きかけます。
- バス停留所付近への自転車駐車場の設置を進めるとともに、バス停留所への屋根や接近表示機の設置等をバス事業者に働きかけます。

バス輸送力の充実・強化	主な公共施設や病院などをネットワーク化する市内循環バス（にいバス）について、利用者のニーズを踏まえた運行の充実に努めます。
	また、路線バスの輸送サービスの充実を目指し、バス路線の拡大、運行本数の増加など、バス輸送力の強化をバス事業者に働きかけます。
	・市内循環バス（にいバス）の充実【市民安全課】 ・バス輸送力強化に関する要望【市民安全課】

利用環境の整備	バス利用者の利便性の向上を図るため、必要に応じて、バス停留所付近に設置している自転車置場の充実を図るとともに、バス停留所の屋根の設置に係る助成や、接近表示機等の設置についてバス事業者に働きかけます。
	・自転車置場の充実【市民安全課】 ・バス運行施設の整備に関する要望【市民安全課】

(4) バリアフリー化の推進

- 駅やその周辺施設のバリアフリー化を一層進めます。
- ノンステップバスなどの導入拡大をバス事業者に働きかけ、支援します。

駅周辺のバリアフリー化の推進	志木駅南口を利用する誰もが安心して外出できるよう、エレベーターの適切な維持管理を実施します。
	また、新座駅北口土地区画整理事業において、道路構造令等に基づき、バリアフリーに配慮した整備を推進します。
	・駅周辺施設のバリアフリー化の推進【道路課】【新座駅北口土地区画整理事務所】

公共交通機関のバリアフリー化の推進	駅やその周辺施設のバリアフリー化を一層進めるため、多機能トイレや視覚障がい者用誘導案内設備、内方線付き点状ブロック、可動式ホーム柵などのバリアフリー設備の整備について、鉄道事業者に要望します。
	また、バス利用者の利便性の向上を図るため、バス事業者が行うノンステップバスの購入に対して助成し、導入拡大を推進します。
	・鉄道施設のバリアフリー化の推進【企画課】 ・ノンステップバス導入の促進【市民安全課】

第5節 公園・緑地 ～緑豊かなまちづくり～

基本方針

- 1 各種制度の充実・活用を図りながら、雑木林の保全と緑の創出による緑豊かなまちづくりに努めます。
- 2 大規模公園の整備とともに、地域の特性や利用形態に合わせた公園の再配置・整備を進めます。
- 3 身近な公園の維持管理や、新座市の長をいかした雑木林のあるまちづくりについて、市民の積極的な参加を求め、協働によって取り組んでいきます。

1 良好な自然環境の保全、活用、創出

(1) 緑地の保全・活用の推進

- 平林寺近郊緑地特別保全地区、妙音沢特別緑地保全地区を始めとした、良好な自然環境の保全に努め、雑木林のあるまちづくりを進めます。
- みどりの保全協定などの諸制度を積極的に整備・活用して緑地の保全に努めるとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、みどりのまちづくり基金の拡充策を検討します。
- 市民・事業者に対しては、緑地協定制度などによる協力を要請し、緑地の保全に努めます。
- 各種イベントの開催などを通じて、市民が緑にふれあう機会の充実を図るとともに、緑に関する啓発活動を積極的に進めます。
- 新たなボランティア制度や市独自のトラスト団体の設立についても検討するなど、市民や民間事業者との連携による緑地保全活動を推進します。
- 緑地の保全のため、相続税の軽減や市による緑地取得に対する助成措置などを国・県に要望します。

<p>保全・活用の推進</p>	<p>緑豊かな都市づくりを目指し、平林寺境内林の樹木保全のための助成を行うとともに、妙音沢特別緑地保全地区について、民有地の購入、動植物に配慮した保全・整備を実施します。</p> <p>また、緑地等の所有者の協力により、市指定保存樹木等の指定や、みどりの保全協定による憩いの森としての保全に努めるとともに、市内に残る貴重な緑地を取得していくため、みどりのまちづくり基金の充実について検討します。</p> <p>さらに、緑地協定制度を始めとした諸制度を活用して、市民や事業者による自主的な地域ぐるみの緑地保全活動を促進し、緑地・樹林等の保全に努めます。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・平林寺近郊緑地特別保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備【みどりと公園課】 ・憩いの森の保全・整備【みどりと公園課】 ・みどりのまちづくり基金の充実【みどりと公園課】 ・緑地協定制度の充実【みどりと公園課】
<p>意識啓発の実施</p>	<p>市民・事業者・市が一体となって、妙音沢特別緑地保全地区内の清掃を行うなど、緑の保全への啓発活動を実施します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緑に関する啓発活動の推進【みどりと公園課】
<p>ボランティア活動への支援の充実</p>	<p>グリーンサポーターやみどりの保全巡視員などの市民ボランティアと連携しながら、雑木林内の下草刈り、萌芽更新などの緑地保全活動や、動植物の持ち出し、植物の盗掘、ごみの不法投棄等を防止するため、緑地内のパトロールを実施します。</p> <p>また、市民と一体となって緑地を保全するため、新たなボランティア制度やトラスト団体の設立などについて検討します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体による緑地保全活動の実施【みどりと公園課】 ・新たなボランティア制度の確立【みどりと公園課】
<p>国・県への要望</p>	<p>緑地所有者の相続税の軽減策や市が緑地を取得する場合の助成措置などの新たな制度の創設について、国・県に要望します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に関する国・県への要望【みどりと公園課】

(2) 緑地空間の創出

- 公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、潤いのある緑地空間の創出を積極的に進めるとともに、民間事業者による開発行爲に対しても、積極的な協力を働きかけます。
- 新たな緑地空間を創出するため、緑化地域制度の導入・活用に努めます。

緑化の推進	<p>事業者による開発行爲に対し、開発地区内における一定の規模以上の緑化の指導を行うとともに、公共施設の整備時においても、緑化基準に基づいた緑地空間の創出を行います。</p> <p>また、子どもたちの郷土愛や植物を愛する心を育むことを目的として、駅前などの公共空地を活用し、小学生による四季の草花の植栽活動を実施します。</p> <p>さらに、生け垣を設置する市民や事業者に対し、設置費用の一部を助成します。</p> <p>また、地域を定め、地域内における一定規模以上の建築等に対し、緑化を義務付ける緑化地域制度など、緑地創出に関する新たな制度の導入を検討します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への緑化指導【みどりと公園課】 ・公共施設整備時の緑化の実施【みどりと公園課】 ・フラワーリメイク事業の実施【みどりと公園課】 ・生け垣設置費への助成【みどりと公園課】 ・緑化地域制度の導入【みどりと公園課】

2 憩いの場となる公園の充実

(1) 拠点となる公園の整備

- 総合運動公園については、市民総合体育館も含めた周辺エリア（本多の森）の整備を進めます。
- （仮称）道場公園（とんぼの里公園）の整備を進めます。

都市公園の整備	<p>多くの市民が利用でき、多様なスポーツなどに対応できる総合運動公園について、市民の利便性に配慮した適切な維持管理を行います。</p> <p>また、市民の憩いの場や自然とふれあう場所を確保するため、道場二丁目地内に設置予定の地域の中核となる（仮称）道場公園の整備について、中央公民館、保健センター、歴史民俗資料館などの周辺の公共施設の整備と併せて検討します。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園の整備【みどりと公園課】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・第三種公認のための陸上競技場改修</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> <td style="text-align: left;">/</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）道場公園の整備【みどりと公園課】 	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・第三種公認のための陸上競技場改修	/	/
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
・第三種公認のための陸上競技場改修	/	/	/					

(2) 安全で安心して利用できる身近な公園・緑地の充実

- 小規模な公園や児童遊園の再配置を進めるとともに、老朽化した公園のリニューアルに取り組み、安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。
- 土地区画整理事業の中で、街区公園を整備します。
- 市民参加による公園の管理を進め、地域住民が愛着の持てる公園づくりを進めます。

公園の適正配置	<p>小規模な公園や児童遊園の再配置及び老朽化した公園のリニューアルを進めるとともに、土地区画整理事業地内における街区公園の整備を進めます。</p> <p>また、誰もがいつでも運動を行える環境づくりを進めるため、黒目川沿いの公園等に設置した健康器具の維持管理を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園・児童遊園の整備【みどりと公園課】 ・街区公園の整備【みどりと公園課】 ・公園への健康器具の設置（再掲）【みどりと公園課】
公園施設の維持管理	<p>安全で安心して利用できる公園を維持するため、遊具の点検・修繕等を実施します。</p> <p>また、町内会による清掃やボランティアによる公園内の植栽管理、トイレ清掃、花壇の維持管理など、市民参加による公園管理を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・遊具安全点検の実施【みどりと公園課】 ・ボランティア等による公園の管理【みどりと公園課】

第6節 河川・水路 ～水と親しむまちづくり～

基本方針

- 1 市民が自然にふれあえる親水空間として、河川・水路の周辺環境の整備と適正な維持管理に努めます。
- 2 雨水の流出抑制など、総合的な治水対策を推進します。

1 河川・水路環境の整備

(1) 流域環境の整備

- 新座駅南口の土地区画整理事業に伴う野火止用水の一部復元など、新たな親水空間の創出に努めます。
- 野火止用水平林寺堀遊歩道の計画的な整備を進めます。
- 整備の完了した遊歩道の適正な維持管理に努めるとともに、河川の流域環境整備に当たっては、自然復元型の整備を県に要請します。

野火止用水親水空間の整備	県道新座和光線（旧川越街道）以北の暗渠化された野火止用水 ^{あんきよ} について、復元可能な部分を調査し復元を図ります。 また、通学路の安全確保と観光都市づくりの一環として、野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備を図ります。										
	<ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 29 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 30 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;"> ・平林寺周辺散策道整備工事 </td> <td style="text-align: center;"> ・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事 </td> <td style="text-align: center;"> ・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討 </td> </tr> </tbody> </table>				平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	/	・平林寺周辺散策道整備工事	・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度								
/	・平林寺周辺散策道整備工事	・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事	・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討								
河川・用水沿い遊歩道の維持管理	ウォーキングやサイクリング等を通じ、身近な自然とふれあうことのできる場となるよう、柳瀬川、黒目川、野火止用水沿いの遊歩道の維持管理に努めるとともに、新たな遊歩道の整備を埼玉県に要望します。 また、河川における親水空間の整備について埼玉県に要望します。										
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・用水沿い遊歩道の維持管理（再掲）【道路課】 ・遊歩道・親水空間の整備に関する県への要望（再掲）【道路課】 										

2 治水対策の推進

(1) 治水安全対策の促進

- 柳瀬川、黒目川について、治水安全対策のための適正な維持管理を県に要望します。

県への要望	河川の流量を確保し、降雨時における浸水・溢水被害を防止するため、河川の水底を掘る浚渫 <small>しゅんせつ</small> などの治水対策に係る河川改修を埼玉県に要望します。
	・河川の改修に関する県への要望【道路課】

(2) 雨水流出抑制の推進

- 透水性舗装や透水ますの設置など、雨水浸透施設の設置を進めます。
- 民間の開発事業者に対して雨水流出抑制に対する指導を行い、雨水の敷地内処理や透水性舗装の実施を促進します。

雨水流出抑制への対応	河川への雨水の流出を抑制するため、歩道の舗装に当たっては、透水性舗装の整備に努めます。
	また、開発行為等を行う事業者に対し、浸透ますの設置などによる雨水の敷地内処理や透水性舗装の整備を指導します。
	・雨水浸透施設の整備【道路課】
	・開発事業者への雨水流出抑制の指導【道路課】

第7節 上水道・下水道 ～安全・安心な上水道・下水道づくり～

基本方針

- 1 安全で清浄な水を安定的に供給できるよう、水道施設の維持管理と計画的な更新を行うとともに、水道事業の健全な経営の確保に努めます。
- 2 居住環境の改善と公共用水域の水質保全のため、公共下水道（汚水処理）の計画的な整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。
- 3 安全で安心できるまちづくりのため、雨水管網の計画的な整備を進めます。

1 上水道の安定供給

(1) 供給体制の充実

- 耐用年数に達した配水本管や配水管などについて、計画的に耐震管に更新します。
- 電気・計装設備など、老朽化した施設・設備の計画的な更新を進めるとともに、水道管理センターなどの耐震化に努めます。
- 水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。

公共施設の整備	<p>地震災害に備え、老朽管、配水本管等を耐震管に更新するとともに、配水施設についても、連絡管の耐震化を実施します。</p> <p>また、野火止浄水場の旧高架水槽の解体工事を実施します。</p> <p>さらに、浄水場施設について、電気・計装制御設備、揚水ポンプ、取水ポンプ等の維持管理や老朽化した施設・設備の更新を進めるとともに、施設内への不法進入者防止のための安全対策を実施します。</p>								
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震管への更新【水道施設課】 ・浄水場施設の耐震化の実施【水道施設課】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野火止浄水場旧高架水槽解体</td> <td></td> <td></td> <td>・連絡管の耐震化(設計)</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・野火止浄水場旧高架水槽解体			・連絡管の耐震化(設計)
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
	・野火止浄水場旧高架水槽解体			・連絡管の耐震化(設計)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設設備の更新【水道施設課】 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・老朽化施設の更新</td> <td>・老朽化施設の更新</td> <td>・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事</td> <td>・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・老朽化施設の更新	・老朽化施設の更新	・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事	・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
	・老朽化施設の更新	・老朽化施設の更新	・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事	・老朽化施設の更新 ・中央監視装置更新 工事					
	<ul style="list-style-type: none"> ・揚水ポンプの更新【水道施設課】 ・取水ポンプの更新【水道施設課】 								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・取水井工事 (西堀 5 号井) ・制御盤更新</td> <td>・取水井工事 (西堀 5 号井) ・老朽化取水井改修 ・制御盤更新</td> <td>・老朽化取水井改修 ・制御盤更新</td> <td>・老朽化取水井改修 ・制御盤更新</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・取水井工事 (西堀 5 号井) ・制御盤更新	・取水井工事 (西堀 5 号井) ・老朽化取水井改修 ・制御盤更新	・老朽化取水井改修 ・制御盤更新	・老朽化取水井改修 ・制御盤更新	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・取水井工事 (西堀 5 号井) ・制御盤更新	・取水井工事 (西堀 5 号井) ・老朽化取水井改修 ・制御盤更新	・老朽化取水井改修 ・制御盤更新	・老朽化取水井改修 ・制御盤更新						
<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過施設等の整備【水道施設課】 									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・西堀ろ過ポンプ盤更新</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・西堀ろ過ポンプ盤更新				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・西堀ろ過ポンプ盤更新									
<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場施設の安全対策の実施【水道施設課】 									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・野火止浄水場及び新座団地給水場の監視カメラ等の更新</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・野火止浄水場及び新座団地給水場の監視カメラ等の更新				
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・野火止浄水場及び新座団地給水場の監視カメラ等の更新									
水質検査の実施	<p>安全な水の供給を確保するため、定期的な水質検査を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質検査の実施【水道施設課】 								
放射性物質測定の実施	<p>東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により飛散した放射性物質への対応として、水道水の放射性物質測定を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水の放射性物質測定(再掲)【水道施設課】 								

(2) 経営基盤の強化

- 漏水調査を継続的に実施し、必要に応じて補修工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めます。
- 節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。

水道事業の効率化	<p>漏水による無効水量の縮減を図るため、定期的に給水区域内の調査を実施し、必要に応じて修繕工事を行います。</p> <p>また、水道事業の効率的・安定的な経営を図るため、包括業務委託の導入を検討するとともに、使用者の負担と事業に係る経費を考慮した適正な水道料金について検討します。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・漏水調査の実施【水道施設課】・漏水箇所の修繕工事の実施【水道施設課】・包括業務委託の導入【水道業務課】・料金の適正化【水道業務課】
意識啓発の実施	<p>節水機器の普及や節水意識の高揚を図るため、ホームページや広報、ポスター、懸垂幕などにより、意識啓発を行います。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none">・節水意識の啓発【水道業務課】

2 下水道の整備促進

(1) 汚水排水対策の推進

- 地域住民の意向や費用対効果を検証し、整備方針を定め、公共下水道の計画的な整備を進めます。
- 公共下水道の未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。

汚水排水施設の整備	<p>市街化区域内の汚水未整備区域について、引き続き効率的な整備を進めるとともに、新たに認可を取得した区域内についても、順次整備を進めることにより、公共用水域の保全及び住環境の整備を図ります。</p> <p>また、新座駅北口土地区画整理事業地内及び（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内については、土地区画整理事業の進捗に合わせて污水管網の整備を進めます。</p> <p>さらに、污水管の適切な維持管理と併せて公共下水道台帳を整備するとともに、耐用年数に達する以前に損傷等を調査して長寿命化基本計画及び修繕計画を策定し、施設の保全と耐用年数の長寿命化を図ります。</p>								
	<p>・市街化区域汚水未整備区域の污水整備事業【下水道課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・枝線整備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・枝線整備			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
	・枝線整備								
<p>・新たに拡大した認可区域の污水整備事業【下水道課】</p> <p>・新座駅北口土地区画整理事業地内の污水整備【下水道課】</p> <p>・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内の污水整備【下水道課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・設計 ・幹線整備 ・枝線整備</td> <td>・設計 ・枝線整備</td> <td>・設計 ・枝線整備</td> <td>・設計 ・枝線整備</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・設計 ・幹線整備 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・設計 ・幹線整備 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備	・設計 ・枝線整備						
<p>・下水道施設（污水）の維持管理【下水道課】</p> <p>・下水道施設（污水）の長寿命化基本計画及び修繕計画の策定【下水道課】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>・長寿命化基本計画の策定</td> <td>・カメラ調査 ・修繕計画の策定</td> <td>・カメラ調査 ・修繕計画の策定</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度		・長寿命化基本計画の策定	・カメラ調査 ・修繕計画の策定	・カメラ調査 ・修繕計画の策定	
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
	・長寿命化基本計画の策定	・カメラ調査 ・修繕計画の策定	・カメラ調査 ・修繕計画の策定						
下水道事業の健全な運営	<p>下水道敷設地域における水洗化率の向上により、下水道事業の経営の健全化を図るため、下水道未接続者の実態を調査し、早期接続についての指導、啓発を行います。</p> <p>また、事業に係る経費や使用者の受益等を考慮し、必要に応じて、下水道使用料の適正化について検討します。</p> <p>さらに、下水道事業について、自らの経営・資産等を正確に把握するため、公営企業会計を適用します。</p>								
	<p>・水洗化率の向上【下水道課】</p> <p>・下水道使用料の適正化【下水道課】</p> <p>・公営企業会計の適用【下水道課】</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・基本計画策定</td> <td>・固定資産台帳整備 ・システム構築</td> <td>・固定資産台帳整備 ・システム構築</td> <td>・適用開始</td> </tr> </tbody> </table>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・基本計画策定	・固定資産台帳整備 ・システム構築	・固定資産台帳整備 ・システム構築	・適用開始
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度						
・基本計画策定	・固定資産台帳整備 ・システム構築	・固定資産台帳整備 ・システム構築	・適用開始						
関係機関との連携の推進	<p>埼玉県南西部の 10 市 3 町を処理区域とする荒川右岸流域下水道事業について、構成市と連携し、施設の維持管理や建設費の負担など健全な運営を推進します。</p>								
	<p>・近隣自治体との連携による下水処理の実施【下水道課】</p>								

(2) 雨水排水対策の推進

- 雨水整備計画に沿った雨水管網整備を進め、^{いっ}溢水地域の解消を図ります。

雨水排水施設の整備	<p>市街化区域内の雨水未整備区域について、引き続き効率的な雨水管網の整備を進めるとともに、新座駅北口土地区画整理事業地内や（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内等の雨水幹線の整備を推進します。</p> <p>また、溢水地域の解消を図るため、既設管の状況に応じた効果的な改良工事を進めるとともに、雨水管や下水道事業認可区域外における都市下水路などの下水道施設の適切な維持管理及び補修を行い、降雨時における排水処理機能の向上を図ります。</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地雨水管網の整備【下水道課】 ・新座駅北口土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 ・（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内の雨水整備【下水道課】 ・雨水幹線整備事業【下水道課】 			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線工事(英、平林寺第五、沼袋、野火止中央第二) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線工事(平林寺第五、沼袋) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線工事(平林寺第五、沼袋) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線工事(平林寺第五) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・溢水地域の改善【下水道課】 ・下水道施設（雨水）の維持管理【下水道課】 ・都市下水路施設の維持管理【下水道課】 				

第6章 観光

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

第1節 観光都市にいざづくり ～雑木林とせせらぎのあるまちづくり～

基本方針

- 1 市民が自らのまちの良さを再発見し、誇りを持っていきいきと豊かに暮らすことのできるまちづくりを進め、市民参加による地域の活性化を図ります。
- 2 武蔵野の自然や歴史的文化資産をいかし、地域全体を「屋根のない博物館」とするフィールドミュージアムの視点で、各見どころを遊歩道・緑道で結び、ウォーキングが楽しめる、癒しと健康志向の観光都市づくりを進めます。
- 3 新座の魅力を積極的に発信し、他地域との交流によるまちづくりを推進します。

1 誇りを持っていきいきと暮らせるまちづくり

(1) 市民参加・交流システムの構築

- 町内会などの地域活動を支援するとともに、まちの美化活動などへの参加機会を創出し、市民が新座の良さを再発見し、ふるさとに誇りを持ち、いきいきと暮らせる環境づくりに努めます。
- 観光都市にいざづくりの担い手を確保するため、観光ボランティアガイド協会や市内の大学などと連携しながら、新たな観光ボランティアの育成に努めます。
- 市内大学などの専門的機関との連携や、生涯学習講座の実施、小中学校における郷土教育や地場産品を利用した食育の推進などにより、新座市の自然、歴史的文化資産などに関心を持つ人々を増やします。

<p>ボランティア等が活躍できる場の提供</p>	<p>市民総合大学修了生等を対象に、観光ボランティアガイド養成講座を開催するとともに、観光ボランティアガイド事業をコミュニティビジネスとして成り立たせるような仕組みづくりについて調査・研究します。</p> <p>また、外国人が観光等で市内を訪問した際、市内を案内することができるよう、通訳ボランティアを組織化するとともに、小中学校で指導する英会話講師（SET）及び英語指導助手（AET）を活用するなど、必要な技術の習得を支援します。加えて、市内在住の外国人がまちづくりに参画できる体制を整備します。</p> <p>さらに、団体間の交流や市民参加のシステムの構築を図るため、新座市観光都市づくり推進市民会議、新座市観光都市づくりサポーター等の市民ボランティア団体や市内3大学の学生と連携する機会を拡大するとともに、観光プラザやふるさと新座館の施設内で、相互交流を持てる場を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光ボランティアガイドの充実【観光推進課】 ・外国語ボランティアの充実【観光推進課】【指導課】 ・ボランティア団体の交流機会の充実【観光推進課】 ・大学との連携事業の拡充【観光推進課】 ・サロン等交流の場の充実【観光推進課】
<p>子どもたちに伝える郷土愛</p>	<p>地元の農業や食に対する児童生徒の興味関心を高めるため、学校給食に地元食材を利用した献立を取り入れます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産野菜の積極活用（再掲）【学務課】

2 フィールドミュージアムの形成

(1) ネットワークを支える「発見の^{こみち}径」づくり

- 野火止用水を観光資源ネットワークの軸と位置付けながら、市内全域を安心して歩けるように遊歩道整備を進めます。また、ウォーキングを楽しむ人々のために休憩所やトイレなどの整備を進めます。
- スローライフを充実させるため、柳瀬川、黒目川周辺の見どころを遊歩道などで結ぶ観光資源のネットワーク化を推進します。

<p>「発見の径」づくり</p>	<p>旧川越街道から志木駅方面の野火止用水の復元について検討を行います。</p> <p>また、観光都市づくりの一環として、野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備を図ります。</p> <p>さらに、妙音沢については、新種の桜である「ミョウオンサワハタザクラ」を活用した見どころづくりを進めるとともに、民有地の購入や動植物に配慮した保全・整備を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野火止用水の復元事業の実施（再掲）【道路課】 ・野火止用水沿い及び平林寺周辺の遊歩道・散策道の整備（再掲）【道路課】 <table border="1" data-bbox="528 1798 1406 1962"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・妙音沢特別緑地保全地区の保全・整備（再掲）【みどりと公園課】 ・観光案内看板の充実【観光推進課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度						
/	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・平林寺周辺散策道整備工事 ・ふるさと小道下流側工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと小道上流側工事 ・新たな区域の検討 						

(2) フィールドミュージアムの見どころづくり

- 野火止用水を始め、見どころとなる各拠点においてイベントなどを展開するとともに、日常的な憩いの空間などの創出に努めます。
- これまで平林寺や野火止用水エリアを中心に観光都市づくりを推進してきましたが、「大和田・中野エリア」、「野寺・片山・馬場エリア」の観光資源のPRや散策コースの開発、近隣自治体との連携による広域的な見どころづくりに努めます。
- 道路や農地などに四季折々の花を植栽するなど、市内をウォーキングする市民や来訪者が景色や香りを楽しめるような花のあるまちづくりを進めます。

体験型観光の創出	<p>新たな観光の見所づくりとして、うどん・そば打ち体験、茶道体験、坐禅体験など、年間を通して楽しみながら本市の歴史や文化に関する理解を深めることができる体験型事業を進めます。</p> <p>また、近隣自治体との連携による広域的な見どころづくりに努めます。</p>			
	<p>・体験型事業の構築【観光推進課】</p>			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
	・検討	・検討	・実施	・実施
<p>・他自治体や民間企業等と連携した広域観光事業の推進【観光推進課】</p>				

花のあるまちづくり	<p>自然を身近に体験することができる自然散策コースを設定し、ウォークラリーなどの体験型イベントを開催するとともに、地域ごとにテーマを決め、テーマに沿った花を沿道に植栽するフラワーロードの形成を進めます。</p> <p>また、空閑地・未利用地や、総合運動公園内、黒目川・柳瀬川周辺に桜や菜の花などを植栽して市内各地を花畑化するとともに、ボランティアによる管理の仕組みづくりを進めるなど、花のあるまちづくりを進めます。</p>			
	<p>・体験型自然散策ルートの設定【観光推進課】</p> <p>・地域別フラワーロードの設定【観光推進課】</p> <p>・空閑地・未利用地の花畑化の推進【観光推進課】</p> <p>・桜と菜の花の里づくりの推進【観光推進課】</p>			

(3) 「新座版グリーンツーリズム」のシステムづくり

- 雑木林を活用したシイタケ栽培、タケノコ掘り、カブトムシの里づくり、ホタルの里づくりなどの体験イベントを市民ボランティア等と連携して行い、森林の良さや武蔵野の面影を色濃く残す新座市の魅力を市内外にPRします。
- ボランティアなどの市民の活動の場として「新座版グリーンツーリズム」を位置付け、市民活動の活性化に向けたモデル事例として充実させます。

推進体制の確立	<p>首都近郊にありながらも豊富に残る自然資源等を利用して、販売も視野に入れたシイタケの里づくり事業を推進するとともに、わさび園の整備についても検討します。</p> <p>雑木林を身近に感じる機会やカブトムシが飛び交う雑木林のあるまちにいざのイメージを創出するため、体験型イベントの実施やカブトムシの里づくりを進めます。</p> <p>市民と市が協働してホタルの飼育を行うことで、地域コミュニティの活性化や市民の環境保全意識の向上を図るとともに、ホタルの里づくりの観光資源化等を図ります。</p> <p>フィールドミュージアムのまちづくりを推進するため、本多の森及び道場一丁目地内においてミカンの試験栽培を行うとともに、散策ルート上にある新座みかん園（野火止三丁目地内）において、観光都市づくりサポーター（おれんじサポーター）や障がい者等の協力を得てミカン栽培及び収穫体験イベントを実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・シイタケの里づくりの推進【みどりと公園課】 ・わさび園の整備【みどりと公園課】 ・カブトムシの里づくりの推進【観光推進課】 ・ホタルの里づくりの推進（再掲）【コミュニティ推進課】 ・新座みかん園の運営【観光推進課】 ・ユニバーサル農業の推進体制の構築【経済振興課】

3 地域イメージの浸透と新座ブランドの開発・育成

(1) 情報発信機能の強化

- 観光プラザを情報発信拠点と位置付け、ホームページの充実や観光マップなどの作成により、新座の魅力の更なるPRに努めます。
- 市民や来訪者に観光情報を分かりやすく伝える案内板を市内の要所に設置するなど、積極的な情報発信に努めます。

キャラクターの活用	<p>市の地域イメージの向上につなげるため、特別住民登録した鉄腕アトムキャラクターを活用したPRを進めます。</p> <p>また、観光都市づくりの更なる推進、地域の更なる活性化のために、市のイメージキャラクター「ゾウキリン」を各種のイベント等で活用するほか、関連グッズの作成・販売により新座市のPRを進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄腕アトムキャラクターの活用【観光推進課】 ・イメージキャラクターの活用【観光推進課】

情報提供の充実	<p>観光ホームページの運用や地域FM局の積極的な活用、観光マップやガイドブックの作成、観光親善大使によるPR活動等により情報発信の充実を図ります。</p> <p>外国人に対しては、埼玉県が発行する観光情報誌を通じてPRするほか、本市独自の外国人向け観光情報誌の作成や外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載など、外国人が楽しく観光できる体制を整備します。</p> <p>また、外国人観光客向けの多言語対応のホームページの構築を行うとともに、誰でも無料で利用できる公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を進めます。</p> <p>さらに、情報発信拠点及び来訪者や市民が気軽に立ち寄れる交流サロンとして、観光インフォメーションコーナーの充実を図ります。</p>															
	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアの有効活用【観光推進課】 ・観光親善大使によるPR活動の推進【コミュニティ推進課】 ・外国語併記の観光マップ・ガイドブックの作成、配布【観光推進課】 ・外国人向け観光情報誌の作成、配布【観光推進課】 ・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載【コミュニティ推進課】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備【観光推進課】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">平成28年度</th> <th style="width: 25%;">平成29年度</th> <th style="width: 25%;">平成30年度</th> <th style="width: 25%;">平成31・32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ホームページの多言語対応及び公衆無線LAN整備の調査・研究</td> <td>・ホームページの多言語対応の構築及びスマートフォン対応</td> <td>・公衆無線LANの整備</td> <td>・公衆無線LANの整備</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・観光インフォメーションコーナーの充実【観光推進課】 	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	/	・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載	/	・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	・ホームページの多言語対応及び公衆無線LAN整備の調査・研究	・ホームページの多言語対応の構築及びスマートフォン対応	・公衆無線LANの整備
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度													
/	・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載	/	・外国人市民のための生活ガイドブックへの観光情報の掲載													
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度													
・ホームページの多言語対応及び公衆無線LAN整備の調査・研究	・ホームページの多言語対応の構築及びスマートフォン対応	・公衆無線LANの整備	・公衆無線LANの整備													

(2) イベント・祭りなどの振興

- 既存の祭りなどのイベント情報を集約するとともに、祭りを複合化することによって従来よりも多くの集客ができるように取り組むなど、各種イベントの潜在的な可能性を検討しつつ、充実させます。

イベント・祭り等の充実	<p>春季に実施している様々な祭り・イベントを総合的にPRするとともに、総合運動公園内に作った菜の花畑を中心とした“すぐそこ新座”春まつりを開催し、市の地域イメージの発信を行います。</p> <p>また、多数の方が訪れ、本市の魅力を体験することができる市民まつりや、市民が主体となり、観光振興のために広域的な視点で取り組んでいるイベント等について支援を行います。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・“すぐそこ新座”春まつりの実施【観光推進課】 ・市民まつりへの支援【経済振興課】 ・柳瀬川ふれあい祭り、大江戸新座祭り等の後援【観光推進課】

(3) プロモーション戦略の推進

- 既存のイベントや祭り、四季折々の開花情報などに加え、新たな観光資源などの発掘に努め、新座市の年間プロモーション計画となる歳時記づくりを引き続き進めます。

計画の策定	<p>市民や来訪者に新座の魅力をPRするため、イベント、四季折々の開花情報、見どころなどを集めた“すぐそこ新座”花めぐりマップや市内における歳時記づくりを進めるとともに、ホームページなどを活用し積極的な情報発信に努めます。</p> <p>また、近隣自治体や民間企業と連携した、プロモーション活動について検討を進めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間プロモーション計画の策定【観光推進課】 ・他自治体や民間企業等と連携した広域観光事業の推進（再掲）【観光推進課】

(4) 新座ブランドの開発・育成

- 農商工の協力体制づくりや商品開発・ブランド化に向けた支援を実施するとともに、産学官の連携による研究や情報発信などを支援することにより、新座ブランドの開発と育成を促します。
- 市民ボランティアの協力を得ながらシイタケ栽培、わさび園及びワイナリーの整備について検討し、新座市の特産品化を図ります。

新座の特産品づくり	<p>地産地消、スローフードの理念をキーワードに、農・商・工が連携して地元消費型の商品開発に対する支援を行います。</p> <p>また、本市ならではの食文化の継承と発展を支える手打ちうどん名人認定事業を推進するとともに、「食」に限らない様々な観点から新座ブランドを認定し、商品の付加価値によるイメージアップを図ります。</p> <p>さらに、フィールドミュージアムのまちづくりを推進するため、ミカンなどの試験的な栽培を行うとともに、シイタケの里やワイナリーの整備について、障がい者や高齢者の就労の場としての活用方法の検討も含め推進します。</p>							
	<ul style="list-style-type: none"> ・商品開発支援とブランド化（再掲）【観光推進課】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成 28 年度</th> <th>平成 29 年度</th> <th>平成 30 年度</th> <th>平成 31・32 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・認定品のPR</td> <td>・認定品のPR ・第2回認定</td> <td>・認定品のPR</td> <td>・認定品のPR ・第3回認定</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工の協力体制の構築（再掲）【経済振興課】 ・新座市手打ちうどん名人認定事業の推進【観光推進課】 ・新座みかん園の運営（再掲）【観光推進課】 ・シイタケの里づくりの推進（再掲）【みどりと公園課】 ・わさび園の整備（再掲）【みどりと公園課】 ・ワイナリーの整備【観光推進課】 ・ユニバーサル農業の推進体制の構築（再掲）【経済振興課】 	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度	・認定品のPR	・認定品のPR ・第2回認定	・認定品のPR
平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度					
・認定品のPR	・認定品のPR ・第2回認定	・認定品のPR	・認定品のPR ・第3回認定					
特色ある商店づくり	<p>産学官が連携し、フィールドワークやアンケートを通じて、市内の名店の発掘や情報収集を行うとともに、イベントへの出店やマップ等の作成に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名店づくりへの支援【観光推進課】 							

4 「ふるさと新座」イメージを支える交流拠点の整備

(1) 中核施設の整備検討

- 「ふるさと新座」の魅力を伝えられる交流拠点として、(仮称)ふるさと新座館の整備を進めるとともに、(仮称)ふるさと歴史館の整備を引き続き検討します。

中核施設の整備	野火止用水・平林寺境内林と一体化した、新座のふるさと景観を醸し出す施設として、(仮称)ふるさと歴史館の整備に向けた検討を行います。
	・(仮称)ふるさと歴史館の整備(再掲)【生涯学習スポーツ課】

(2) スローライフを実現する公園等の整備

- 市民が自然に親しむ場、来訪者が憩う場づくりのため、スローライフなどをテーマとした(仮称)道場公園(とんぼの里公園)の整備を検討するとともに、総合運動公園エリア、ワイナリー、オープンカフェなどの整備を進めます。

施設等の整備の推進	市民の憩いの場や自然とふれあう場所を確保するため、道場二丁目地内に設置予定の地域の中核となる(仮称)道場公園の整備を検討します。 また、市民や来訪者の交流拠点とするため、市役所庁舎の正面玄関前のフリースペースを有効活用したオープンカフェを設置するとともに、新庁舎建設後の実施形態についても検討します。 さらに、ブドウ農園のPRを行うとともに、ワイナリーの整備について調査・研究します。
	・(仮称)道場公園の整備(再掲)【みどりと公園課】 ・オープンカフェの実施【観光推進課】 ・ワイナリーの整備(再掲)【観光推進課】

(3) 魅力ある都市空間の実現

- 新座駅、志木駅南口の周辺は、「雑木林とせせらぎ」といった新座市のイメージを伝える玄関口となるよう、引き続き整備に努めるとともに、今後の延伸が望まれる都市高速鉄道12号線についても、まちづくり構想を策定していく中で、魅力ある都市空間の実現を検討します。

新座駅周辺の都市拠点の整備	新座駅北口においては、南口地区と合わせて市の中核拠点となる新たな市街地形成を図ります。 また、大和田二・三丁目地区について、産業系土地利用への転換により商工業施設を誘致します。			
	・新座駅北口土地区画整理事業の実施(再掲)【新座駅北口土地区画整理事務所】			
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度
	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事	・物件調査積算 ・物件移転補償 ・道路等設計・工事 ・街区・画地出来形確認測量 ・換地計画の作成
・(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の推進(再掲)【(仮称)大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室】				
平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・32年度	
・埋蔵文化財調査 ・仮換地指定 ・道路等設計・工事 ・物件移転補償	・埋蔵文化財調査 ・道路等設計・工事 ・物件移転補償	・埋蔵文化財調査 ・道路等設計・工事 ・物件移転補償	・埋蔵文化財調査 ・道路等設計・工事 ・換地設計変更等 ・事業計画変更 ・出来形確認測量 ・換地処分・登記等	

志木駅南口周辺の整備	志木駅南口周辺について、利用者の利便性向上を図るため、地下自転車駐車場、大屋根シェルターを作るなど、駅前広場の整備を進めます。			
	・志木駅南口周辺の整備【市民安全課】【まちづくり計画課】【道路課】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋調査 ・バス待機所新設工事 ・電線共同溝工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事 ・新座中央通り歩道舗装改修工事 ・自動車駐車場、富士塚自転車駐車場、バス折り返し場及び旧東北出張所解体工事 	

魅力ある都市空間の整備	地下鉄 12 号線の延伸実現に向け、新駅周辺地区におけるまちづくりを推進します。			
	・(仮称)新座中央駅周辺地区土地区画整理事業の推進(再掲)【地下鉄 12 号線延伸促進室】			
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31・32 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者の合意形成 ・道路配置及び土地利用等の想定 ・誘致施設の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・測量 ・地質調査 ・事業計画の作成 ・土地評価 ・環境影響評価 ・施設誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ・換地設計 ・実施計画の作成 ・都市計画変更の手続 ・街区確定・路線・画地確定測量 	

※ 都市高速鉄道 12 号線(大江戸線)の延伸については、現在、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会が検討を行っています。後期基本計画は、延伸の実現を前提として作成しているため、平成 27 年度中に同審議会から示される予定の答申結果に応じて、計画内容の見直しを行う場合があります。